

# 売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
 〒169 東京都新宿区百人町2-23-25  
 橘風会第2会館内  
 電話 (03) 5386-4041  
 振替 00170-9-31099  
 創刊 1973年2月1日

## みんな我が国に「売春防止法」があることを忘れていない

### 性的自己決定権と売買春

03.6.11

六月一日水曜日、参議院議員会館にて、とりくむ会主催による学習会を開催。講師は弁護士角田由紀子さん。講演のテーマは「性的自己決定権と売買春」。

「性被害」を認めるための正当防衛は認められず、二審の東京高裁でも女性の「過剰防衛」と判断された。裁判官も検察官も、ホテルに赴いたことは、女性の「自己決定権」であり、「女性の責任」。ホテルの密室へ行くことは「予想しがたい事態(危険)も想定」されたわけであり、「性的自由が侵害されたとは言えない」と言う。「売買春と一般婦女子とは違う」のだとも言った。

またある事件では、買春中の男性が、相手女性から金品を盗まれたと、警察へ女性を訴えた。国選弁護人の仕事として、角田弁護士は、この男性の勤務先へ示談金を渡しに行くが、警察への事情聴取の時と同様、男性は勤務先においても「被害者」として、買春行為を何ら恥じる様子もみせなかったという。

また、角田弁護士は「嫌な言葉であるが」と前置きの上、「援助交際」では、女性側に「性的自己決定権」があり、買春を行う男女の間には、自由かつ対等な関係が存在しているように

言われるが誤りであるという。性交の対価と女性の低賃金、なぜならば、性交の対価として男性から女性へ支払われる「対価」は、「支配した体と精神」という商品に対してであるが、私たちは、「体と精神」を支配された関係を、「自由かつ対等な関係」と認めることができるのか。「体と精神」は、お金と交換できる「商品」ではない。

さらに、女性が売春にひきずりこまれる背景には、「女性の低賃金」など、男女間の不平等、対等ではない地位の問題が根底にある。経済が疲弊し他の産業がだめになると、簡単かつすぐに収入を得るために性産業の仕事を選ばざるを得ない女性も多い。売買春の解決には、女性の低賃金労働の現状もふまえて、現在の社会構造全体を俯瞰した上で考える必要がある。

「性中立的」でない戸籍制度、講演後、会場から「一夫一婦制を補完しているものは何か」という質問が寄せられた。それに対して、角田弁護士は、戸籍法を挙げた。戸籍の管理を通して、法律婚の一夫一婦制を管理しており、法律婚で維持しているのは家長制、「明治憲法・明治民法」の結婚観と今も実態は切れていない。戸主は、単なる戸籍筆頭者でしかないものを、「格上」として考えている人も

多い。九八%の女性が、男性の姓を名乗っている。戦前の戸主制度と同じ。法律婚をもとに社会のしくみができてきている代表例としては「健康保険」がある。「夫が妻を」「父が子」を支配する家長制のものと考え方がつながらている。「長男、次男、三男」というように、現在の憲法下でも、戸籍制度を残して人と人の間に序列を作っている。

は言われた。またこれ以外にも、「男女共同参画社会基本法」に基づく、男女共同参画基本計画の「売買春への対策の推進」(第二部具体的施策七「女性に対するあらゆる暴力の根絶」)には、「社会復帰支援の充実」の項目で、「売春を行ったために保護観察に付された女性に對しては、社会の中で通常の生活をさせながら・・・」

また「売買春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等・・・」と記載されている。

男女共同参画社会基本法の基本理念の冒頭には「男女の権利の尊重」が掲げられている。しかし、「売買春への対策の推進」の記述を見る限り、買春側の男性に対する記述はない。「社会復帰支援」あるいは「女性保護」を掲げながら、根底には、売春を行った女性に過ちを犯したのだから、更正・指導する必要がある対象としての位置づけられている。「人権の尊重」という観点から女性の性が論じられているとは思えない。

戸籍制度、講演後、会場から「一夫一婦制を補完しているものは何か」という質問が寄せられた。それに対して、角田弁護士は、戸籍法を挙げた。戸籍の管理を通して、法律婚の一夫一婦制を管理しており、法律婚で維持しているのは家長制、「明治憲法・明治民法」の結婚観と今も実態は切れていない。戸主は、単なる戸籍筆頭者でしかないものを、「格上」として考えている人も

多い。九八%の女性が、男性の姓を名乗っている。戦前の戸主制度と同じ。法律婚をもとに社会のしくみができてきている代表例としては「健康保険」がある。「夫が妻を」「父が子」を支配する家長制のものと考え方がつながらている。「長男、次男、三男」というように、現在の憲法下でも、戸籍制度を残して人と人の間に序列を作っている。

「言論の自由と平等」一九九九年一月施行の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が規定に基づいて、三年目の見直しの時期を迎え、六月中旬の国会に見直し案が提出されようとしているが、「児童ポルノ」にビデオ・書籍等についても、処罰規定の対象にするか否かの議論で必ず反対者から出されるのが「言論や表現の自由を侵害する」という理屈。

しかし、角田弁護士は、「言論や表現の自由」は、平等な人間関係を作る上で手段のほう。それを否定する書物などを「言論・表現の自由」で保護すべきではない。

強姦実録やポルノグラフィを市場に流布させて、私たちが何を表現するのだからか。法学者の「言論・表現の自由」の議論ではなく、「実際」で話をすべきである。学校の性教育の中でも売買春の話を取り上げて教えるべき。

今の日本社会では、売春を行なう女性の存在をないものにしようとしている、(全地婦連 加藤さゆり)

五月十四日、定例会後半をDV防止法改正に向けての意見交換会をひらいた。参加者はとりくむ会定例会メンバーに加えて女性議員、婦人相談員、婦人保護施設関係者、女性福祉ネットの人々などであった。

## DV防止法改正に向けての意見交換会

03.5.14

五月十四日、定例会後半をDV防止法改正に向けての意見交換会をひらいた。参加者はとりくむ会定例会メンバーに加えて女性議員、婦人相談員、婦人保護施設関係者、女性福祉ネットの人々などであった。

八田ひろ子参院議員から参院共生社会調査会が前回とは異なるメンバーで発足したことをきく。加害者の表現で等が脱落したのは法制局の意見ではないとする。いつどこで決まったのかということになるが不明。東京都新生寮はDV法施行の影響で利用者増加だが、職員は七人。売春防止法の改正が必要。児童虐待とDVはつながっている。慈愛寮はDVケースで職員の負担が増。DVの概念規定をかえよ。民間シェルターは負担が多いので法改正で補助強化をのぞむなど発言。

全婦相の鈴木純子さんから提言が配られ、次の発言があった。

①「被害者保護」から「権利擁護」へ進展  
被害者支援は、高所から見おろしての「救済」や「お世話」ではなく、権利擁護となるべき。「保護」は「安全を保障される権利」のひとつの項目であって、目的ではない。

DVは対岸の悲劇ではない。この暴力装置を内蔵している私達の社会自体の問題なのだ。「被害者の権利擁護」を明言することは、この社会に生きる女性すべての権利を、あらためて共に追求し獲得していく道筋ともなる。

権利であれば当然、被害者の居住権や地域での人間関係や子供達の就学継続権の保障も含まれる。「怖いなら逃げろ」で、被害者の暮らしたすべての放棄を前提とする現行システムも、改変を迫られる。

②「生活再建と自立の支援」  
緊急時から、心身共に再スタートが軌道に乗るまでの、中長期的な援助を得る権利を保障する。その間の「切れ目のない支援」体制作りが必須。都道府県と市区町村が互いの特質を活かして連携しつつ、共に責務として行わなければならない。

③ 入籍女性、子供がいる日本国籍の女性だけでなく、すべての被害者に支援を。外国人女性や单身女性、同棲者、高齢者、障害者も平等に、支援を受ける権利を保障する。

④ 婦人相談員の専任化と福祉事務所配置  
女性の権利擁護の専門職として、全国の各地域の生活支援に連動する部署(福祉事務所等)に配置する。被害は各地で発生し、被害者はどこかの地域で再スタートを切るのだ。どんな所においても被害者の立場に立つ専門的な支援を受けられる体制作りが必要である。「常勤でなければ」議論は、支援の向上とは無縁。むしろ当事者や民間の適切な人材を、公正な待遇を保障して活用することが、支援を活性化させる。子供の福利を重視する母子自立支援員との兼務を廃止。暴力被害援助とは立場が異なる。

# 私が人身売買撲滅に取り組みわけ

弁護士 吉田容子

1、弁護士になって一八年を経て一八年「Asian People」を経て。もともと漠然として「自由であること」に最も重大な関心があり、「不自由」の典型である女性に対する人権侵害として、労働における差別、相談が多数寄せられ、中にセクシュアルハラスメント、は人身売買の被害者ではないかと思われるケースも数多く存在した。また、特に一九九〇年代前半に続いた「人身売買被害者活動」に集中し、大学での講義や府市の女性センター等における講演等も、殆どこのテーマを扱ってきた。そして現在、私がすっかりはまっているのが人身売買の撲滅である。

(1) 私は一九九〇年頃から京都YWCAの活動グループ

## 民主党・島崎総務局長へ申し入れ

岡崎トミコ議員の「水曜デモ」参加について悪意を持って取り上げたマスコミ記事に、一部同調する民主党議員が、岡崎議員の国民運動委員長としての役割に事実上圧力をかけたことを、私たちは見過ごすことはできません。

6月13日、売買春問題ととりくむ会とVAWWNET JAPANは、高橋事務局長他四名で「民主党責任者はこの間適切な対応を欠いた」として、島崎総務局長と会い、申し入れを行いました。(二六一号参照)

岡崎議員の職務停止については「本人から休みたいとのことだったので職務を停止させてもらった」と、あくまで議員からの申し出によることですが、役割を果たすのに支障が生じたことは明らかです。「党内にさまざまな意見を持った人がいる」ことを考慮することに走り、執行部が毅然として議員の活動を守る姿は見られません。マスコミ記事への対応については「党への中傷ではなかったので抗議はしなかった」と言います。これに納得いかない私たちに「二月の幹事長記者会見で、戦時性的被害者の解決は党の方針であり岡崎議員の活動には敬意を表していることを述べた」と強調。「党として岡崎議員を何ら制約しない」とする民主党が「慰安婦問題」の解決のために今後いっそう力を注いでいくよう強く要請しました。(ふえみん婦人民主クラブ 山下治子)

する委員会(日弁連両性委員会)が「女性に対する暴力」をテーマにシンポジウムを開催した際、私は「人身売買・買春」の部分を担当し、実態把握のために入管や警察検察の資料を検討したが、そこにはいわゆる「人身売買」なる概念すらなく、被害者達を「入管法違反の犯罪者」としか捉えていないことに愕然とした。

この様な背景の下に、一九九五年頃にAPTのメンバーを中心に人身売買に関する作業グループを作り、人身売買の実態だけでなくこれに関する国際法及び国内法の現状を明らかにする文献作成を目指して、検討を始めた。特に法の現状については類書が殆どないので、今後この問題に取り組む人々にとって資料兼入門書となることを目指した。ただこの作業は遅々として進まず、漸く「人身売買と受入大国ニッポン」として

クショップを開いたが、他国の取り組みを知るにつけて受入大国日本の遅れを実感した。また、同月下旬に内閣府男女共同参画局主催の「女性に対する暴力」に関するシンポジウムがあり、その中で人身売買に関するパネルディスカッションもあつたが(HELPの大林さんらに参加)、結局それきりで、内閣府がそれ以上積極的に取り組もうとしないことに苛立ちを覚えた(内閣府だけの責任ではないが)。さらに、本年一月にアジア財団(アメリカ系のNPO)主催の人身売買に関する国際シンポジウムがあり(パネラーとして参加)、タイ大使やコロンビア大使館のケースワーカー、コロンビア人被害者等の話を聞き、ますます日本の対策の遅れと、そして法律家としての責任を痛感した。

それ以来、弁護士として私の最重要課題は、人身売買の撲滅となった。

(3) 何をすべきか。日本が受入大国であるのは膨大な需要があるからで、児童だけが問題ではない、大人の女性にも眼を向けるべき」という問題意識の下、人身売買をテーマとするワークショップを同会議で開催した。

(2) その後も強い関心だけがあつたが、多忙にかまけて具体的な行動をしてこなかった。この状況を一変させなければと本気で思い始めたのが二〇〇二年秋以降の一連の動きである。

同年一月にハワイで開催された人身売買禁止法制定に関する会議にAPTの作業グループも参加し、ワー

クショップを開いたが、他国の取り組みを知るにつけて受入大国日本の遅れを実感した。また、同月下旬に内閣府男女共同参画局主催の「女性に対する暴力」に関するシンポジウムがあり、その中で人身売買に関するパネルディスカッションもあつたが(HELPの大林さんらに参加)、結局それきりで、内閣府がそれ以上積極的に取り組もうとしないことに苛立ちを覚えた(内閣府だけの責任ではないが)。さらに、本年一月にアジア財団(アメリカ系のNPO)主催の人身売買に関する国際シンポジウムがあり(パネラーとして参加)、タイ大使やコロンビア大使館のケースワーカー、コロンビア人被害者等の話を聞き、ますます日本の対策の遅れと、そして法律家としての責任を痛感した。

それ以来、弁護士として私の最重要課題は、人身売買の撲滅となった。

(3) 何をすべきか。日本が受入大国であるのは膨大な需要があるからで、児童だけが問題ではない、大人の女性にも眼を向けるべき」という問題意識の下、人身売買をテーマとするワークショップを同会議で開催した。

(2) その後も強い関心だけがあつたが、多忙にかまけて具体的な行動をしてこなかった。この状況を一変させなければと本気で思い始めたのが二〇〇二年秋以降の一連の動きである。

同年一月にハワイで開催された人身売買禁止法制定に関する会議にAPTの作業グループも参加し、ワー

## 参議院内閣委員会での法案審議

そして制度の中心は法律であり、その変革が最重要課題であるし、効果的でもある。実際に反人身売買法を制定した国では、劇的とはとても言えないが、相応の効果が生じているという。こう考えると、必然的に法制度の整備が当面の課題となる。

翻って日本の国内法を見ると、人身売買に対処する法律は「児童」を被害者とするものに殆ど限定されている。もっとも、「大人の女性」であつてもその「取引」(売買)が適法という心は傷付けたか想像に余りあるものがあると全く同じ。岡崎議員、日本社会の深刻な人権問題、現在日本名を名のる人たちの存在は加害責任の認識が不十分である。福田長官、歴史の事実は事実であつて否定することはできない。

岡崎議員、日韓歴史共同研究発足の経緯と意義は。渥美千尋外務省審議官、二〇〇一年十月の日韓首脳会議で、歴史認識の相互理解を促進させることで合意、二〇〇二年五月日韓歴史共同研究委員会第一回全体会がひらかれ三回開催。第一分科会は古代史、第二分科会は中近世史、第三分科会は近現代史の共同研究にあつた。創氏改名も近現代史分科会で議論されるであろう。金森越哉文部科学省審議官、歴史教育は客観的学問的な研究成果をふまえて指導。岡崎議員、山西省裁判所判決で被害事実の明確な認定と付言をどう考えるか。前向きに検討するか。福田長官、国会で議論し行政府も参考に考える。渥美政府参考人、政府として

そして制度の中心は法律であり、その変革が最重要課題であるし、効果的でもある。実際に反人身売買法を制定した国では、劇的とはとても言えないが、相応の効果が生じているという。こう考えると、必然的に法制度の整備が当面の課題となる。

翻って日本の国内法を見ると、人身売買に対処する法律は「児童」を被害者とするものに殆ど限定されている。もっとも、「大人の女性」であつてもその「取引」(売買)が適法という心は傷付けたか想像に余りあるものがあると全く同じ。岡崎議員、日本社会の深刻な人権問題、現在日本名を名のる人たちの存在は加害責任の認識が不十分である。福田長官、歴史の事実は事実であつて否定することはできない。

岡崎議員、日韓歴史共同研究発足の経緯と意義は。渥美千尋外務省審議官、二〇〇一年十月の日韓首脳会議で、歴史認識の相互理解を促進させることで合意、二〇〇二年五月日韓歴史共同研究委員会第一回全体会がひらかれ三回開催。第一分科会は古代史、第二分科会は中近世史、第三分科会は近現代史の共同研究にあつた。創氏改名も近現代史分科会で議論されるであろう。金森越哉文部科学省審議官、歴史教育は客観的学問的な研究成果をふまえて指導。岡崎議員、山西省裁判所判決で被害事実の明確な認定と付言をどう考えるか。前向きに検討するか。福田長官、国会で議論し行政府も参考に考える。渥美政府参考人、政府として

そして制度の中心は法律であり、その変革が最重要課題であるし、効果的でもある。実際に反人身売買法を制定した国では、劇的とはとても言えないが、相応の効果が生じているという。こう考えると、必然的に法制度の整備が当面の課題となる。

翻って日本の国内法を見ると、人身売買に対処する法律は「児童」を被害者とするものに殆ど限定されている。もっとも、「大人の女性」であつてもその「取引」(売買)が適法という心は傷付けたか想像に余りあるものがあると全く同じ。岡崎議員、日本社会の深刻な人権問題、現在日本名を名のる人たちの存在は加害責任の認識が不十分である。福田長官、歴史の事実は事実であつて否定することはできない。

岡崎議員、日韓歴史共同研究発足の経緯と意義は。渥美千尋外務省審議官、二〇〇一年十月の日韓首脳会議で、歴史認識の相互理解を促進させることで合意、二〇〇二年五月日韓歴史共同研究委員会第一回全体会がひらかれ三回開催。第一分科会は古代史、第二分科会は中近世史、第三分科会は近現代史の共同研究にあつた。創氏改名も近現代史分科会で議論されるであろう。金森越哉文部科学省審議官、歴史教育は客観的学問的な研究成果をふまえて指導。岡崎議員、山西省裁判所判決で被害事実の明確な認定と付言をどう考えるか。前向きに検討するか。福田長官、国会で議論し行政府も参考に考える。渥美政府参考人、政府として

そして制度の中心は法律であり、その変革が最重要課題であるし、効果的でもある。実際に反人身売買法を制定した国では、劇的とはとても言えないが、相応の効果が生じているという。こう考えると、必然的に法制度の整備が当面の課題となる。

翻って日本の国内法を見ると、人身売買に対処する法律は「児童」を被害者とするものに殆ど限定されている。もっとも、「大人の女性」であつてもその「取引」(売買)が適法という心は傷付けたか想像に余りあるものがあると全く同じ。岡崎議員、日本社会の深刻な人権問題、現在日本名を名のる人たちの存在は加害責任の認識が不十分である。福田長官、歴史の事実は事実であつて否定することはできない。

岡崎議員、日韓歴史共同研究発足の経緯と意義は。渥美千尋外務省審議官、二〇〇一年十月の日韓首脳会議で、歴史認識の相互理解を促進させることで合意、二〇〇二年五月日韓歴史共同研究委員会第一回全体会がひらかれ三回開催。第一分科会は古代史、第二分科会は中近世史、第三分科会は近現代史の共同研究にあつた。創氏改名も近現代史分科会で議論されるであろう。金森越哉文部科学省審議官、歴史教育は客観的学問的な研究成果をふまえて指導。岡崎議員、山西省裁判所判決で被害事実の明確な認定と付言をどう考えるか。前向きに検討するか。福田長官、国会で議論し行政府も参考に考える。渥美政府参考人、政府として

## 短 信

◇アジア諸国の国会決議  
大韓民国国会は日本の戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の制定促進決議を、二月十八日提案し、二月二十六日採択した。

昨年六月に韓国国会議員一〇名が審議促進の署名。台湾立法院は十月十六日に法案支持を全会一致で可決。フィリッピンの上院下院とも早期解決を求めている。◇アメリカ国務省、人身売買報告を発表  
アメリカ国務省は六月十一日、売春や強制労働など国際的な人身売買への対応について各国を三段階にランク付けした人身売買報告を発表した。

毎年全世界で推定八十万から九十万人が国際的に取引されているので強力な対応を必要としている。日本は昨年報告にひきつづき第二類に分類されている。中国、韓国、東南アジア、中米、東欧などから売春目的で送り込まれており、人身売買を根絶するための最小限の基準を完全には満たしていない。コロンビア女性被害裁判判決が軽すぎる

そして制度の中心は法律であり、その変革が最重要課題であるし、効果的でもある。実際に反人身売買法を制定した国では、劇的とはとても言えないが、相応の効果が生じているという。こう考えると、必然的に法制度の整備が当面の課題となる。

翻って日本の国内法を見ると、人身売買に対処する法律は「児童」を被害者とするものに殆ど限定されている。もっとも、「大人の女性」であつてもその「取引」(売買)が適法という心は傷付けたか想像に余りあるものがあると全く同じ。岡崎議員、日本社会の深刻な人権問題、現在日本名を名のる人たちの存在は加害責任の認識が不十分である。福田長官、歴史の事実は事実であつて否定することはできない。

岡崎議員、日韓歴史共同研究発足の経緯と意義は。渥美千尋外務省審議官、二〇〇一年十月の日韓首脳会議で、歴史認識の相互理解を促進させることで合意、二〇〇二年五月日韓歴史共同研究委員会第一回全体会がひらかれ三回開催。第一分科会は古代史、第二分科会は中近世史、第三分科会は近現代史の共同研究にあつた。創氏改名も近現代史分科会で議論されるであろう。金森越哉文部科学省審議官、歴史教育は客観的学問的な研究成果をふまえて指導。岡崎議員、山西省裁判所判決で被害事実の明確な認定と付言をどう考えるか。前向きに検討するか。福田長官、国会で議論し行政府も参考に考える。渥美政府参考人、政府として

そして制度の中心は法律であり、その変革が最重要課題であるし、効果的でもある。実際に反人身売買法を制定した国では、劇的とはとても言えないが、相応の効果が生じているという。こう考えると、必然的に法制度の整備が当面の課題となる。

翻って日本の国内法を見ると、人身売買に対処する法律は「児童」を被害者とするものに殆ど限定されている。もっとも、「大人の女性」であつてもその「取引」(売買)が適法という心は傷付けたか想像に余りあるものがあると全く同じ。岡崎議員、日本社会の深刻な人権問題、現在日本名を名のる人たちの存在は加害責任の認識が不十分である。福田長官、歴史の事実は事実であつて否定することはできない。

岡崎議員、日韓歴史共同研究発足の経緯と意義は。渥美千尋外務省審議官、二〇〇一年十月の日韓首脳会議で、歴史認識の相互理解を促進させることで合意、二〇〇二年五月日韓歴史共同研究委員会第一回全体会がひらかれ三回開催。第一分科会は古代史、第二分科会は中近世史、第三分科会は近現代史の共同研究にあつた。創氏改名も近現代史分科会で議論されるであろう。金森越哉文部科学省審議官、歴史教育は客観的学問的な研究成果をふまえて指導。岡崎議員、山西省裁判所判決で被害事実の明確な認定と付言をどう考えるか。前向きに検討するか。福田長官、国会で議論し行政府も参考に考える。渥美政府参考人、政府として

そして制度の中心は法律であり、その変革が最重要課題であるし、効果的でもある。実際に反人身売買法を制定した国では、劇的とはとても言えないが、相応の効果が生じているという。こう考えると、必然的に法制度の整備が当面の課題となる。

翻って日本の国内法を見ると、人身売買に対処する法律は「児童」を被害者とするものに殆ど限定されている。もっとも、「大人の女性」であつてもその「取引」(売買)が適法という心は傷付けたか想像に余りあるものがあると全く同じ。岡崎議員、日本社会の深刻な人権問題、現在日本名を名のる人たちの存在は加害責任の認識が不十分である。福田長官、歴史の事実は事実であつて否定することはできない。

岡崎議員、日韓歴史共同研究発足の経緯と意義は。渥美千尋外務省審議官、二〇〇一年十月の日韓首脳会議で、歴史認識の相互理解を促進させることで合意、二〇〇二年五月日韓歴史共同研究委員会第一回全体会がひらかれ三回開催。第一分科会は古代史、第二分科会は中近世史、第三分科会は近現代史の共同研究にあつた。創氏改名も近現代史分科会で議論されるであろう。金森越哉文部科学省審議官、歴史教育は客観的学問的な研究成果をふまえて指導。岡崎議員、山西省裁判所判決で被害事実の明確な認定と付言をどう考えるか。前向きに検討するか。福田長官、国会で議論し行政府も参考に考える。渥美政府参考人、政府として

# 売買春問題ととりくむ会

発行所 売買春問題ととりくむ会  
 〒169 東京都新宿区百人町2-23-25  
 矯風会第2会館内  
 電話 (03) 5386-4041  
 振替 00170-9-31099  
 創刊 1973年2月1日

## 生きていくうちに謝罪と保証を！

### 日本軍「慰安婦」被害者たちの訴え

'03.8.6~9

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月六日から九日まで、日の水曜デモに参加した台湾の被害者にもこの計画が、解放後、祖国へ帰らなかつた。中国から引き揚げて以来、韓国内を転々としてやと暮らした。台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

自由民主党	総裁	小泉純一郎
公明党	代表	神崎武法
保守新党	代表	熊谷弘
民主党	代表	菅直人
共産党	議長	不破哲三
自由党	代表幹事	小澤一郎
社民党	代表	土井たか子
自由連合	代表	徳田虎雄

自由民主党 総裁 小泉純一郎  
 公明党 代表 神崎武法  
 保守新党 代表 熊谷弘  
 民主党 代表 菅直人  
 共産党 議長 不破哲三  
 自由党 代表幹事 小澤一郎  
 社民党 代表 土井たか子  
 自由連合 代表 徳田虎雄

売買春問題ととりくむ会

部隊の上官から仕事があるから残るようにといわれ、倉庫になっていた洞窟の中で繰り返しレイプされた。それは敗戦によってある日突然、日本軍がいなくなるまで続いた。一九九九年夏以来、裁判の原告となって何度も日本にきたのに、日本の法廷は彼女の訴えを聞きなかつた。同じ台湾でも、台湾人の陳品さん、陳輝さんたちは韓国の被害者同様だまされて海外に連行された。

八月八日夜は東京神田橋、楽町の在日韓国YMCAで緊急集会が開かれた。参加者は約一七〇名。この集会では韓国から挺対協の尹美香さん、被害者の李玉善さんが発言、李さんが今回の来日を運動の二度目の出発点としたいと覚悟をのべたのち、被害者一同が登壇して「謝罪せよ、賠償せよ」とのアピールを力強く叫んだ。

七月一六日、売買春問題ととりくむ会定例会後半、如田真理さんからタイでの「人身売買被害女性のその後とTJC問題」について現状報告があった。

人身売買被害女性のその後とTJC(タイ-ジャパニーズチルドレン)問題  
 は二九八名。女性たちの多くはブローカーにだまされ、架空の借金を背負われ管理売春を強制されたあげく、ほとんどが売春防止法か入管法違反(不法滞在)で日本から退去させられている。

現在、毎週一回の定例会、加害者処罰もなく、被害者保護の対策もありません。いまもなお人身売買の「受け入れ大国」日本に何が必要かを明確にしてくれたいと思つた。



# 売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
 矯風会第2会館内  
 電話 (03) 5386-4041  
 振替 00170-9-31099  
 創刊 1973年2月1日

2003年11月

## 衆議院選挙立候補予定者アンケート

### I. 日本軍「慰安婦」問題について

①日本が戦時下におかした犯罪とお考えになりますか  
 ②罪を償うためにどうすればよいとお考えですか  
 ③政府は女性のためのアジア平和国民基金をもって、「慰安婦」問題は解決済みとの態度をとっていますが、これには内外の反対があります。

「政府による公式謝罪・賠償が必要」は国連人権委員会をはじめ国際的な流れです。補償を求める裁判の判決で立法による遅れが指摘されましたし、二〇〇〇年12月開催の女性国際戦犯法廷でも日本政府に対して、完全で誠実な謝罪、法的責任を認め、生存者に補償、調査、情報の公開などが勧告されました。

私たちは戦後責任を果たすために立法措置を望んでいますが、当選されましたら、国会議員としてどのようにお考えになりますか？

イ、すでに参議院に提出されている「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立に協力する。  
 ロ、協力しない。  
 ハ、新たな法案作成に努力し、発議者になる。  
 ニ、賛同者になる。

### II. 女性への暴力、特に性暴力について

①現行の売春防止法はそのままよいとお考えになりますか  
 ②現行の売春防止法第5条は事実上女性のみを処罰の対象としています。今やスウェーデンでは売買春関係においては買春男性のみが処罰の対象になっています。日本の法制では男女平等の考えからみて不公平とお考えになりますか  
 ③私たちは売春防止法を抜本的に改正し、新たに女性の人権を確立する法律をつくりたいと願うものです。トラフィックキング（人身売買）も問題になっています。法改正にご協力いただけますか。  
 ④DV法（配偶者への暴力禁止法）が成立しました。今見直し作業が進められています。婦人保護事業との関係でどうあるべきとお考えになりますか。

### III. 男女共同参画に対するバックラッシュについて

政府は21世紀の最優先課題として男女共同参画を挙げています。最近の国連女子差別撤廃委員からの最終コメントは「国内法に差別の明確な定義が含まれない」と指摘されました。私たちは国会議員や地方議会、行政などで、男女共同参画に逆行する動きがあることを憂えるものです。  
 ①あなたはこのような動きをどうお考えになりますか。  
 ②国会議員としてどのような活動をしてくださいますか。

十一月九日の衆議院選挙を前にとりくむ会では衆議院選候補者のうち、住所がわかる四八八人に上掲のアンケート調査を行った。回答者は四四人、回答率は九〇%であった。

#### アンケート回答

回答者の内訳は民主党十六人、社民党十一人、共産党九人、自民党八人の合計四十四人であった。（敬称略）  
 なお深谷隆司（自民）は重要な問題ではあるが、多忙につき、時間的余裕がないと個別回答はなかった。

I-①の「慰安婦」問題について、回答されたほとんどの方が犯罪と答えている。そして、罪を償うためには国家による謝罪と補償（または賠償）をあげている。そしてそのためにも

▼「国立国会図書館法改正案」や「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立を急ぐ（民主・北橋健治）と立法の必要性を述べる候補者が、民主党、共産党、社民党に多く見られる。これらの三

党の候補者の大部分はI-③でもすでに参院に提出された法案の成立に協力すると答えている。自民党の候補者の中でも二人協力すると答えている。また▼これまで提出された法案だけでなく、さらなる立法措置が必要と考えている。被害者が高齢化し、残された時間が少なくなっていることを考えると、「アジア女性基金」などの現実的

なとりくみも必要だった。（社民・重野安正）との回答もあった。これに対して、I-①で理念的にはその通りだが、法的には誰がいかなる法のどの犯罪構成要件に当たるかは議論の対象（民主・達増拓也）▼戦時下であり犯罪とは断定できない（自民・谷津義男、松田仁他）▼としていた。反対に自民党候補でも▼人権や人の尊厳が失われる戦時下における犯罪（自民・岩下栄一、遠藤利明）と述べ、▼法的に「犯罪」であるか否かは司法に委ねるが、我々日本人全員が過去の歴史を直視し、道義を重んずる国として責任を果たすことが必要、まだ解決していない問題である（自民・小杉隆）との答えも見られる。ほかにI-③で、ハの新たな法案作成に努力（自民・民主・日森文尋、山口わか子）、ロの協力しないと答えたのは自民・塩谷立一人だった。I-①では実態にあわず、改正が必要と答えている。

▼現行の売春防止法は売春が人権侵害であるという意識が希薄であり、また「買春」が法の対象になっていないなど現状にそぐわない（社民・植田至紀、浜田健一）▼買春を人の尊厳を犯す犯罪として禁止（刑罰）することと売春をさせるものへの実効ある取締強化が必要（共産・塩川鉄也）▼将来的には「女性への暴力禁止法（仮称）」を制定することが必要であると考えている（民主・横路孝弘）  
 II-②では大部分は不公平、買春処罰をすべきと答えている。唯一▼売防法体系そのものは、「女性のみを処罰の対象としている」とは

## アンケート実施市民団体合同記者会見

衆議院選を控えた10月24日（金）に「女性差別議員を減らそう」キャンペーン実行委員会の呼び掛けで記者会見が開かれ、八団体が集まり、読売新聞など六社一団体に経過を発表した。

「減らそうキャンペーン」は一連の女性差別発言を問題ととらえた有志が集まり、前職議員の議会での発言回数や差別発言を調査発表したり、女性政策に関するアンケート調査を行い、インターネットで公開している。www.stories.jp/person/

アンケートのなかでは⑦「売春防止法」を買春男性を処罰できる法律に改正する保護命令制度の改善を図る（民主、大出彰）▼被害者の自立支援の強化と救済施策の充実、国、地方自治体の責任強化（共産・山口富男、児玉健次、志位和夫、民主・牧野聖修）など種々に当たり、多くの人の検討内容に入れば入るほど逆行の動きがでてくる（共産・大森猛）▼自立した男女が共に参加する社会システム作りのため時代と社会の変化に対応した新しい女性政策を押し進めなければならぬ（民主・田名部匡代、鎌田さゆり）▼男女平等を否定し、戦前の古い家族間、男女の固定的役割の分担の考え方を押しつけるなど、逆行する動きを憂う（共産・平賀高成）

III-②には広くご自分の抱負を記入された方が多く、ここに掲載しきれないので、関心のある方は事務局までお問い合わせください。

べきか、⑧DV防止法の見直しについて、⑨「人身売買禁止法」を制定すべきかなどを質問している。合同記者会見には他に民法改正情報ネットワークや「慰安婦」問題を考える女性たちの会、それにとりくむ会のような女性の人権にとりくむ団体ばかりでなく、教育基本法、環境問題、公益法人改革などにとりくむ団体のアンケート実施状況が報告された。この中で、今後の課題としてインターネットが普及した現在、選挙公示後のホームページの書き換えの是非が問題とされた。「婦人の保護」という短絡的な視点だけではいかなるものか（民主・石田勝之）III-①では▼日本全体の保守化の中ででてきた動き、逆行は許さない（民主・枝野幸男、海江田万里）▼政府は男女共同参画を最優先課題といいつつ、具体的な内容に入れば入るほど逆行の動きがでてくる（共産・大森猛）▼自立した男女が共に参加する社会システム作りのため時代と社会の変化に対応した新しい女性政策を押し進めなければならぬ（民主・田名部匡代、鎌田さゆり）▼男女平等を否定し、戦前の古い家族間、男女の固定的役割の分担の考え方を押しつけるなど、逆行する動きを憂う（共産・平賀高成）

# 抗議書

私たち売買春問題ととりくむ会は売買防止法を獲得した団体の後身組織で、内外の売買春・性的搾取の問題にとりくんできました。一九七三年に表面化した韓国へのキーセン観光横行以来、観光買春問題にもとりくみ、韓国の女性団体との交流は現在に至っております。

報道などによれば、貴社は九月十六日、中国広東省珠海市に慰安旅行をおこなった際、宿舎のホテルで集団買春があったとされています。社員表彰式と祝賀会に女性コンパニオンを多数同席させた事実を否定できません。貴社は会社ぐるみの集団買春ではないと主張されているようですが、結果として、会社が多数の社員たちの買春を阻止できなかったことは事実であります。

中国ではこの事件で反日感情がたかまり、中国政府は日本政府に正式に抗議しています。貴社の軽率な行動が、日中友好をわがう私たちの意思を踏みにじることになったことは遺憾であり、抗議いたします。

かねてから私たちは、女性への人権侵害として、強かん・買春は殺人に次ぐ非道な行為であると主張してきました。貴社は社内における人権教育を推進し、社会の公器としての企業の立場を向上させる努力を続けられるようお願いいたします。

二〇〇三年 十月十七日

売買春問題ととりくむ会  
磯幸輝 御中

報道などによれば、中国広東省珠海市の珠海国際会議センターホテルで、日本人男性と中国人女性の集団買春があったのは九月十六日のことである。

九月二十六日に中国青年報が、ホテルでの騒ぎを目撃した河南省の医療機器企業関係者の告発記事を掲載したことから表面化した。連日の「国辱」報道で事態を重視した広東省は徹底解明を指示。珠海市も調査班を設けてホテルの立入り調査などを行い、地元警察はあつせんの売春組織主犯格や女性たちを拘束している。

九月二十八日、中国外務省孔泉報道局長は「極めて劣悪な事件だ。日本政府は自国民に対する教育を強化するよう要望する」と談話を

# 国連女子差別撤廃委員会

## 日本政府レポートへの最終コメント

### 女性に対する暴力への取り組み強化を勧告

本年七月の女性差別撤廃条約進捗状況の日本政府レポートを審議（前号報告）の後、同八月に委員会の最終コメントが出された。

女性に対する暴力全般について、さらに取り組みの強化を求めている。配偶者暴力に関しては、暴力の範囲を身体的暴力のみでなく、他の形態の暴力も含めることを、DVを受けた外国人女性の処遇の配慮を勧告。その他については触れられていないのは残念である。

また、強姦罪の罰則強化、近親姦を個別犯罪とすることを勧告。強姦罪についてはこの秋の国会質問で取り上げられ、首相は検討する旨を答弁した。

主要関心事項

及び勧告（抜粋）

25 委員会は、締約国による、女性に対する暴力を扱う法律やその他の施策を認識する一方で、女性や女児に対する暴力の横行及び既存の公的機関に援助を求めらるることに女性にたいがいあることについて懸念を有する。委員会は、「配偶者暴力防止法」が、現在のところ、身体的暴力以外の形態の暴力を対象としていないことに懸念を有する。

委員会は、また、強姦に対する罰則が比較的寛大であること、近親姦が刑法において明確に犯罪と定義されておらず、様々な処罰規定

# 各党へのマニフェストに対する要望書の回答状況

民主党政策集「私たちのめざす社会」より  
戦後処理問題  
わが国と近隣諸国の建設的関係の土台を構築するためにも、歴史的事実の真相究明は必要です。その観点から、国会図書館に恒久平和調査局を設置する「国立国会図書館法改正案」の成立を目指します。また、当事者の方々が高齢化していることに鑑み、アジア等の女性に対する日本軍による「慰安婦」問題の解決を図るために「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立を急ぎます。また、在日の旧植民地出身軍人軍属の救済を図るため「平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案」は民主党の提案を契機として成立しました。戦後処理問題は幅広く存在しており、今後民主主義として積極的な取り組みを進めます。

☆日本共産党からの返答  
貴会からのマニフェストに従軍慰安婦問題を取り上げてほしい旨の要望書、頂きました。

日本共産党は九四年九月に、「侵略戦争の反省のうえに、戦後補償問題のすみやかな解決を」を発表し、日本政府が侵略戦争と戦争責任への反省を明確にすると共に、二度と再びこれを繰り返さない決意の試金石として、国家責任の立場で補償問題にとりくむべきことを強く求めて参りました。

国家責任による謝罪と償いを実現するため、二〇〇〇年七月には、法律案（「戦時における性的強制に係る問題の解決促進に関する法律案」）を発表しました。

この法律案と民主党、社民党のそれぞれの案をもちより協議をして、二〇〇一年九月には、「戦時性的強制被害者問題解決促進法律案」としてまとめることができました。この実現を目指して奮闘しているところです。（今回では継続審議となりました）。

また、二〇〇一年二月と二〇〇二年一月、「男女共同参画基本計画」の充実に求める申し入れ（日本共産党国会議員団男女平等推進委員会）のなかでも、被害者と生存者に心からの謝罪と補償をおこなうことを政府に要求しているところでもあります。

従軍慰安婦問題を国の責任で解決すべきことは、国連人権委員会や女性差別撤廃委員会からたびたび勧告をうけており、国際的にも日本政府の責任が問われる重大問題です。

今、どの党も「マニフェスト」と言っていますが、マニフェストというのは、政党が国民に示す政策・公約だと思えます。日本共産党は、これまでに、政策・公約を発表し、誠実に実行してまいりました。従軍慰安婦問題についても、すでに述べたような立場で、解決のために全力を尽くしたいと考えております。

七月の定例会で来るべき衆院選に対して、マニフェスト論議がさかんな昨今、「慰安婦」問題を取りあげよう要望することが決まりました。七月二四日に八党に送った。（ニュース一六三号参照）

文書だけでは返答がなかなかもらえないのは毎度のことなので、かかわりの深い団体からの接触、出会った女性議員へはたらきかけなどをおこなってきたが文書で回答があったのは前掲の党だけである。

社民党土井たか子党首からは「マニフェストに取り上げるようにとのご要望、拝受いたしました。政策審議会で検討するよう渡しました」とのハガキが届いた。共産党吉川春子参院議員からは「民主党、社民党、無所属議員と共同して参議院に提出した法案を成立させ、元「慰安婦」に対する日本政府の心からの謝罪と補償被害者の名誉回復をはかっていきます」の文書が寄せられています。

# 短信

◇ビデオ「トラフィッキング」の製作  
横行するトラフィッキングの状況を広報するため警察庁が主導してビデオが作られた。警察庁生活環境課が担当。NGOも利用可能

26 委員会は、ドメスティック・バイオレンスを含む女性に対する暴力の問題に、女性に対する人権の侵害として取り組む努力を強化することを締約国に要請する。特に、委員会は、配偶者暴力防止法を拡大し、様々な形態の暴力を含めること、強姦罪の罰則を強化すること、近親姦を個別の犯罪として刑法に含めること、委員会の一般勧告19に基づき、暴力を防止し、被害者に保護、支援、その他のサービスを提供し、犯罪者を処罰するための政策を実施することを、締約国に要請する。委員会は、ドメスティック

27 女性・女児のトラフィッキングに関して、アジア太平洋地域における、送出国や中継国の捜査当局や出入国管理局との防止、捜査面での協力など、締約国が行っている取組を認識しつつ、委員会は、この問題の広がりについての情報が不十分であること、現行法下では加害者の処罰が寛大すぎることに懸念を有する。

28 委員会は、締約国が女性・女児のトラフィッキングと戦うための取組を強化することを勧告する。委員会は、締約国がこの問題に対処し、加害者への適切な処罰を確保するための包括的な戦略を策定することを目的として、体系的にこの現象を監視し、被害者の年齢、出身国を示す詳細なデータを収集することを要請する。委員会は、締約国が次回の報告に女性・女児のトラフィッキング及びそれに関連してとられた措置についての包括的な情報、データを提供することを要請する。

# 売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
矯風会第2会館内  
電話 (03) 5386-4041  
振替 00170-9-31099  
創刊 1973年2月1日

## 女性国会議員へ

### 売春防止法改正取り組みの要望書

総選挙も終わり、新しい体制で国政にお取り組みのことと存じます。  
私たちが売買春問題ととりくむ会は、売春防止法を  
獲得した売春禁止法制定促進委員会の後身組織とし  
て、売買春・性的搾取の問題にとりくんでまいりました。  
お手許にお届けしている売買春問題ととりくむ会ニ  
ュースでお知りおきいただいているかと存じます。  
このたびの衆議院選挙立候補者の方々へのアンケ  
ートで回答された方の多くが売春防止法の改正の必  
要、買春処罰をすべきと回答されました。同時併行  
でおこなわれた「女性差別議員を減らそう」キャン  
ペーン実行委の活動でも「売春防止法をかう側の男  
性を処罰できる法律に改正すべきと思うか」にほと  
んど回答が賛成と答えています。(週刊金曜日  
一月七日号)

売春防止法は超党派の女性議員の結束で成立しま  
した。法制定47年を経た現在、買春男性問題、DV  
防止問題、トラフィックキング問題など、女性の人權  
を確立するための法規が必要とされています。国連  
の人の密輸(トラフィックキング)に関する議定書を  
政府は署名はしましたが、国内法との関連で批准の  
作業に入っていません。  
どうか女性の人權を国際的にも確立させるために、  
國権の最高機関たる国会の議員として速やかにお取  
り組みくださるよう、主催者として要望いたします。  
二〇〇三年一月二十五日  
売買春問題ととりくむ会

今回の衆議院選挙で十人  
の新議員(民主・青木愛、  
菊田真紀子、小林千代美、  
小宮山泰子、高井美穂、西  
村智奈美、藤田一枝、公明  
・高木美智代、古谷範子、  
共産・高橋千鶴子)と元議  
員(自民・能勢和子、民主  
・田中真紀子)に二人の  
前議員を合わせて三四人の  
女性議員となった。参議院  
の女性議員は三五人である。  
願うものである。

## シンポジウム

### 戦時性暴力をどう記録するか ——ドイツと韓国を試みに学ぶ——

ジャーナリストとして日  
本軍「慰安婦」問題ととり  
くみ、女性国際戦犯法廷を  
成功させる大きな牽引力と  
なった松井よりさんが逝  
去して一年、昨年末の一二  
月二一日午後、江戸東京博  
物館ホールで「戦時性暴力  
をどう記録するか——ド  
イツと韓国の試みに学ぶ」  
と題する記念のシンポジウ  
ムが開催された。主催はV  
A W W I N E T Japan  
(「戦争と女性への暴力」  
日本ネットワーク)と「女  
たちの戦争と平和人權基  
金」。参加者は二四〇人余  
り。  
松井さんが、遺言として  
よびかけた「女たちの戦争  
と平和資料館」の設立はい  
ま募金が行われている最中  
であるが、資料館建設に向  
けて、戦時性暴力をどのよ  
うに記憶するか、その内容

を考えるための手がかりと  
して、このシンポジウムは  
ドイツと韓国での例をと  
りあげた。夏、アウシュビ  
ッツ、ベルリンを調査した  
池田恵理子さんのビデオ上  
映に続いて、被害国である  
韓国から尹貞玉さん(韓国  
挺身隊問題対策協議会前共  
同代表)、日本と同じく近  
隣の国々に対する加害国で  
ありながら、戦後処理につ  
いては日本とはきわだつた  
違いをみせているドイツで  
の例に詳しい山下公子さん  
(早稲田大学教授)、日本  
から応答者としてVAWW  
INETの西野瑠美子さん、  
池田恵理子さんをパネリス  
トとしてのパネル・ディス  
カッションが行われた。  
韓国では、現在までに名  
乗り出た二百十一人の被害  
者のうち七十九人がすでに  
故人となった。生存者百三  
十二人、その他に現在中国  
に残留している被害者や在  
日の宋神道さんがいる。名  
乗りでない被害者の数はも  
つと多いであろう。尹さん  
たちは、韓国で今、被害者  
たちの記念館を作ろうとし  
ている。そこには、被害の  
事実を注視できるように日  
本軍性奴隷とされた人々の  
あらゆる事実を受け入れた  
い官公署の資料や、書かれ  
た歴史と同じ位、被害者の  
生の証言を重要視してゆき  
たいと尹さんは強調された。  
第2次大戦下のドイツで、  
ヒトラー政権への抵抗運動  
として知られたミュンヘン  
の白ばらグループのことを  
きっかけに、この問題を研  
究してきた山下さんは、そ  
のような抵抗の歴史を記録  
するときに起る問題を分  
析しながら、関係者たちが  
亡くなってしまった後にも

## 外国人DV被害者問題

### 法務省入国管理局 文書

法務省入国管理局は入管  
法の通報義務と外国人DV  
被害者に関する二本の文書を  
発表した。  
法務省管総第一六七一号  
平成一五年十一月十七日  
入国者収容所長  
地方入国管理局長 あて  
地方入国管理局支局長  
出入国管理及び難民認定法  
第六二条第二項に基づく通  
報義務の解釈について  
当局では入管法六二条第  
二項に基づく通報義務の解  
釈に、国会等において  
記

が、平成十五年四月からは、  
内閣府男女共同参画局のホ  
ームページ、「配偶者から  
の暴力被害者支援情報」に  
被害者が外国人の場合と題  
して、配偶者暴力相談支援  
センターの職員の通報義務  
について同様の内容が掲載  
されています。ついでにこ  
の趣旨を部下職員に周知徹  
底すると共に、外部から照  
会があった場合にはその旨  
説明願います。  
入管法第六二条第二項に  
基づき、国又は地方公共団  
体から六千万円余りの募金  
が寄せられており、着実な  
一歩を踏み出したが、土地  
・建物のため、あとまだ必  
要とされるものは多い。  
「女たちの戦争と平和資料  
館」の連絡先は、〒一六九  
一〇七三東京都新宿区百  
人町二二二二五矯風会  
第二会館内「女たちの戦争  
と平和人權基金」 FAX  
〇三―三三六九―六八六六  
振替 〇〇11012157  
9814  
資料館の建設委員会の小  
さな事務室は「とりくむ会  
事務局と同じ矯風会の第二  
会館の中におかれており、  
かつて女性の先達たちが、  
女たち自らの手で女性の人  
権を取り戻そうと、苦勞し  
て得た場所が、図らずも、  
再び女たちの人權を歴史に  
刻む資料館の第一歩を踏み  
出す場所になっている。  
送付について  
当局では今般、出入国管  
理及び難民認定法第六二条  
第二項に基づく通報義務の  
解釈について、当局職員へ  
の周知徹底を図るため、管  
下入国者収容所及び地方入  
国管理局に対し別添のお  
り通知を发出了しました。  
つきましては、同通知の  
趣旨を、配偶者暴力相談支  
援センター等の貴局家庭福  
祉課母子家庭等自立支援室  
管轄の関係機関へ周知して  
いただき、配偶者からの暴  
力の被害者である不法滞在  
外国人支援に係る相談及び  
一時保護等の際の指針とさ  
れるようお願いいたします。

# 男女共同参画会議

## 配偶者暴力防止法の見直しに関する論点

(概略) 2003.6

### I 当面の課題

#### 1 保護命令の対象の拡大

##### ①元配偶者への拡大

元配偶者も保護命令により保護する対象の範囲に含めること。婚姻関係を解消したとはいえ、元配偶者との関係は配偶者に準じた特別の関係であるということから、元配偶者も保護命令によって保護する対象の範囲に含めることを検討すべきである。

##### ②子どもへの拡大

接近禁止命令により保護する対象に子どもを加えること。加害者が子どもの通園先等で子どもを連れ去ると、結果的に被害者は子どもがいる加害者の元に戻らざるを得ない。またこうした事態を考えると、加害者の元から逃げるのがためらわれるし、加害者が子どもを通じて被害者の居所を聞き出せる。こうした加害者の行為は被害者にたいする接近禁止命令の趣旨を減殺する。ただし子どもの福祉に反しないかの点で加害者の親権・監護権の調整の検討が必要。

### 2 保護命令制度の改善

#### ③退去命令の期間延長

退去命令の期間を二週間から一ヶ月に延長すること。二週間では配偶者の保護には十分でない場合もあり、また身辺整理、新居探しや荷物の運び出し等、被害者が住居から転出するには十分な期間とはいえない。

#### ④再度申立ての改善

保護命令の再度の申立て

に、支援センターや警察で相談の事実が活用できるようにすること。

### 法改正の要望には保護命令期間延長を求めるものが多いが、手続きの改善によって再度の申立てがしやすくなれば、保護の期間を長くすると同様の実質的効果が期待される。

#### ⑤退去住居付近のはいかい禁止

接近禁止命令と退去命令が併せて発令された場合、被害者は退去命令に基づき被害者と共に生活の本拠としている住居から退去しなければならぬが、接近禁止命令によっては、住居付近を徘徊する行為は禁止され、退去命令の効果を得られないこととなる。

### 3 その他の課題

#### ⑥暴力の定義規定の変更

第一条の定義においては、暴力を精神的暴力を含む概念として整理すること。

#### ⑦自立支援の明確化

被害者の自立支援について明文で規定すること。自立支援の内容については、現行の規定が例示している被害者への情報提供のみには止まることなく、配偶者暴力相談支援センターにおいて、様々な運用上の改善に積極的に取り組むことが必要である。

### II 中期的課題

#### ①親族等への課題

接近禁止命令により保護する対象に親族等を加えることを検討していく必要がある。

#### ②緊急保護命令の創設

現行の保護命令制度は平均して発令までに十日以上かかることから、危険が差し迫った被害者は一時保護を利用するなど加害者から逃げるしかない。諸外国では簡単な手続きで一時的に被害者を危険から守るための「緊急保護命令」の制度を導入している。

#### ③加害者更生

現在、幾つかの民間団体が加害者を対象とした集団プログラムを実施しているが、公的機関ではこのような取組は実施していない。外国(イギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカ)では、裁判所による法的な強制により加害者に何らかのプログラムを受講させておき、保護観察を担当する機関が関与している。また加害者が保護命令を受けたことなどによって自暴自棄となり、不測の事態を起すことなどないようの方策も検討する必要がある。

#### ④恋人等の保護についての整理

配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法がある。これらの法律が対象とする行為には類似性があるが、担

ある。加害者による親族等への接触を禁止することが必要である。

#### ②脅迫行為への拡大

生命又は身体に対し害悪を加える旨の脅迫が行われる場合、被害者が感じる恐怖感は大い。恐怖感の払拭に十分配慮する必要がある。

#### ③電話等による接触の禁止

電話、ファックス、手紙、メール等による加害者からの接触により、被害者は多大な恐怖を感じている。脅迫行為は電話等によって行うことも可能であり、これを禁止する必要もある。

#### ④保護命令の延長制度

裁判所の判断によって保護命令の期間を延長することについては簡易な申立て方法の審尋の省略が可能となる新たな制度を将来的に設けることも検討していく必要がある。

#### ⑤身近な相談窓口等の設置

支援センターは多くの場合、県庁所在地にあるので被害者の中には訪れることが実質的に困難な人もいる。身近に相談を行える支援センター施設があることが望ましい。

#### ⑥外国人被害者の保護

配偶者暴力防止法は国籍要件を設けていないことから、外国人被害者であっても法律で保護される対象である。他方、外国人被害者は言語等の問題から保護が後回しになりがちであるとの指摘もある。あえて外国人被害者にも保護が及ぶこ

## 全国婦人保護施設等連絡協議会の要望項目

全国婦人保護施設等連絡協議会は、DV防止法改正に関する要望書を昨年十二月二二日付で、参議院共生社会調査会、厚生労働省、内閣府男女共同参画会議に提出した。

- 一・暴力の定義の拡大
  - ・身体的みならず、精神的・性的暴力を加える。
  - ・法の対象者を拡大し配偶者のみではなく、元配偶者、恋人を加える。
- 二・外国籍被害者を救済の対象とする。
- 三・DV専門の相談・支援機関を市町村にも設置し、支援センターと連携をとる。
- 四・施設保護中の自己負担ができない人の医療費について国の責務を明らかにする。
- 五・接近禁止命令
  - ・保護対象に子ども・親族・支援者を含む関係者を加える。
- 六・保護命令の期間延長
  - ・接近平禁止命令の期間を一年にする(現行六ヶ月)
  - ・電話、手紙、メールの禁止を加える。
  - ・退去命令の期間を一ヶ月にする。
  - ・加害者が家から立ち退く、また被害者が元の家に住み続けられるような手立てを考える。
  - ・自立支援の明確化・強化
    - ・国の責務を明記する。
    - ・一時利用後の福祉事務所を中心とするアフターケアの必要性。
  - ・現行の夜間警備職員配置のみではなく、セキユリティ全般の基準を設ける。
  - ・男性加害者への教育・啓発プログラムの必要性
  - ・一時保護委託施設に、子どもの権利擁護の視点から安全確保・心のケアのために保育士を配置する。(保護している子どもとの人数に関係なく配置)
  - ・心身の状況把握、ならびに日常支援のため、看護師・直接処遇職員を増員する。
  - ・「売防法」に基づいた少人数の人員配置のなかでさらに一時保護委託をうけDV被害者を受け入れる体制、特に安心と安全の保障は充分ではない。全利用者の抱えている問題は暴力にとどまらず、知的障害、精神障害などによる生きづらさ、借金、虐待などの問題をかかえ重複しており複雑である。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

提出した。

## 企業買春

株式会社光輝(米盛昌敏社長)の中国広東省珠海市における集団買春について、前号で報告した以外に、その後は取材に対応せず米次のようなことが判明した。盛社長は所在不明。

光輝の社員広田功氏は昨年三月、ホテルに慰安旅行での買春斡旋を打診したがSARSで立消えとなった。八月二七日二十九日、光輝の逢沢外務副大臣は会社社員に社員広田功、高橋俊至、福永孝治三氏はホテルに宿泊、売春ができるコンパニオン手配、一人あたりのリベト百円、などを決める。九月十五日光輝男性社員二八八人、四便に分かれて香港に到着、手配旅行会社JTBから四人の添乗員がつく。先遣隊の三人は珠海入りをしてコンパニオンの選り方、部屋に連れ帰る方法、支払いなど中国側と協議、買春費用は光輝が一括して支払うことなど決める。九月十六日、光輝一行珠海到着、粵海ホテルで表彰式の後、女性たちが着席。会社は買春用語の中国語会話集を配布していた。社長が買春費用のアカウントから一八五人が買春申込み。宿舍の国会ホテルに移動、痴態を同宿の中国人宿泊客に目撃され告発される。十八日に帰国。

中国のインターネット・サイトに全国紙に掲載された投書が殺到、広東省公安当局が捜査を開始し、二つのホテルは営業停止、ホテル関係者、斡旋したママ、女性たちを逮捕する。中国外務省は日本公使を呼び抗議。光輝側は報道機関に慰安旅行の事実を認めたと集団買

春は否定。中国側報道には事実と異なる点があり社名は書かないよう申し入れる。その後は取材に対応せず米次のようなことが判明した。盛社長は所在不明。

日本外務省は川口外相や福田官房長官が、事実関係を調べいかなる形でも対応する方針と述べる。十月九日逢沢外務副大臣は会社社員に社員広田功、高橋俊至、福永孝治三氏はホテルに宿泊、売春ができるコンパニオン手配、一人あたりのリベト百円、などを決める。九月十五日光輝男性社員二八八人、四便に分かれて香港に到着、手配旅行会社JTBから四人の添乗員がつく。先遣隊の三人は珠海入りをしてコンパニオンの選り方、部屋に連れ帰る方法、支払いなど中国側と協議、買春費用は光輝が一括して支払うことなど決める。九月十六日、光輝一行珠海到着、粵海ホテルで表彰式の後、女性たちが着席。会社は買春用語の中国語会話集を配布していた。社長が買春費用のアカウントから一八五人が買春申込み。宿舍の国会ホテルに移動、痴態を同宿の中国人宿泊客に目撃され告発される。十八日に帰国。

中国のインターネット・サイトに全国紙に掲載された投書が殺到、広東省公安当局が捜査を開始し、二つのホテルは営業停止、ホテル関係者、斡旋したママ、女性たちを逮捕する。中国外務省は日本公使を呼び抗議。光輝側は報道機関に慰安旅行の事実を認めたと集団買

春は否定。中国側報道には事実と異なる点があり社名は書かないよう申し入れる。その後は取材に対応せず米次のようなことが判明した。盛社長は所在不明。

日本外務省は川口外相や福田官房長官が、事実関係を調べいかなる形でも対応する方針と述べる。十月九日逢沢外務副大臣は会社社員に社員広田功、高橋俊至、福永孝治三氏はホテルに宿泊、売春ができるコンパニオン手配、一人あたりのリベト百円、などを決める。九月十五日光輝男性社員二八八人、四便に分かれて香港に到着、手配旅行会社JTBから四人の添乗員がつく。先遣隊の三人は珠海入りをしてコンパニオンの選り方、部屋に連れ帰る方法、支払いなど中国側と協議、買春費用は光輝が一括して支払うことなど決める。九月十六日、光輝一行珠海到着、粵海ホテルで表彰式の後、女性たちが着席。会社は買春用語の中国語会話集を配布していた。社長が買春費用のアカウントから一八五人が買春申込み。宿舍の国会ホテルに移動、痴態を同宿の中国人宿泊客に目撃され告発される。十八日に帰国。

中国のインターネット・サイトに全国紙に掲載された投書が殺到、広東省公安当局が捜査を開始し、二つのホテルは営業停止、ホテル関係者、斡旋したママ、女性たちを逮捕する。中国外務省は日本公使を呼び抗議。光輝側は報道機関に慰安旅行の事実を認めたと集団買

春は否定。中国側報道には事実と異なる点があり社名は書かないよう申し入れる。その後は取材に対応せず米次のようなことが判明した。盛社長は所在不明。

日本外務省は川口外相や福田官房長官が、事実関係を調べいかなる形でも対応する方針と述べる。十月九日逢沢外務副大臣は会社社員に社員広田功、高橋俊至、福永孝治三氏はホテルに宿泊、売春ができるコンパニオン手配、一人あたりのリベト百円、などを決める。九月十五日光輝男性社員二八八人、四便に分かれて香港に到着、手配旅行会社JTBから四人の添乗員がつく。先遣隊の三人は珠海入りをしてコンパニオンの選り方、部屋に連れ帰る方法、支払いなど中国側と協議、買春費用は光輝が一括して支払うことなど決める。九月十六日、光輝一行珠海到着、粵海ホテルで表彰式の後、女性たちが着席。会社は買春用語の中国語会話集を配布していた。社長が買春費用のアカウントから一八五人が買春申込み。宿舍の国会ホテルに移動、痴態を同宿の中国人宿泊客に目撃され告発される。十八日に帰国。

中国のインターネット・サイトに全国紙に掲載された投書が殺到、広東省公安当局が捜査を開始し、二つのホテルは営業停止、ホテル関係者、斡旋したママ、女性たちを逮捕する。中国外務省は日本公使を呼び抗議。光輝側は報道機関に慰安旅行の事実を認めたと集団買

春は否定。中国側報道には事実と異なる点があり社名は書かないよう申し入れる。その後は取材に対応せず米次のようなことが判明した。盛社長は所在不明。

日本外務省は川口外相や福田官房長官が、事実関係を調べいかなる形でも対応する方針と述べる。十月九日逢沢外務副大臣は会社社員に社員広田功、高橋俊至、福永孝治三氏はホテルに宿泊、売春ができるコンパニオン手配、一人あたりのリベト百円、などを決める。九月十五日光輝男性社員二八八人、四便に分かれて香港に到着、手配旅行会社JTBから四人の添乗員がつく。先遣隊の三人は珠海入りをしてコンパニオンの選り方、部屋に連れ帰る方法、支払いなど中国側と協議、買春費用は光輝が一括して支払うことなど決める。九月十六日、光輝一行珠海到着、粵海ホテルで表彰式の後、女性たちが着席。会社は買春用語の中国語会話集を配布していた。社長が買春費用のアカウントから一八五人が買春申込み。宿舍の国会ホテルに移動、痴態を同宿の中国人宿泊客に目撃され告発される。十八日に帰国。

中国のインターネット・サイトに全国紙に掲載された投書が殺到、広東省公安当局が捜査を開始し、二つのホテルは営業停止、ホテル関係者、斡旋したママ、女性たちを逮捕する。中国外務省は日本公使を呼び抗議。光輝側は報道機関に慰安旅行の事実を認めたと集団買

春は否定。中国側報道には事実と異なる点があり社名は書かないよう申し入れる。その後は取材に対応せず米次のようなことが判明した。盛社長は所在不明。

日本外務省は川口外相や福田官房長官が、事実関係を調べいかなる形でも対応する方針と述べる。十月九日逢沢外務副大臣は会社社員に社員広田功、高橋俊至、福永孝治三氏はホテルに宿泊、売春ができるコンパニオン手配、一人あたりのリベト百円、などを決める。九月十五日光輝男性社員二八八人、四便に分かれて香港に到着、手配旅行会社JTBから四人の添乗員がつく。先遣隊の三人は珠海入りをしてコンパニオンの選り方、部屋に連れ帰る方法、支払いなど中国側と協議、買春費用は光輝が一括して支払うことなど決める。九月十六日、光輝一行珠海到着、粵海ホテルで表彰式の後、女性たちが着席。会社は買春用語の中国語会話集を配布していた。社長が買春費用のアカウントから一八五人が買春申込み。宿舍の国会ホテルに移動、痴態を同宿の中国人宿泊客に目撃され告発される。十八日に帰国。

中国のインターネット・サイトに全国紙に掲載された投書が殺到、広東省公安当局が捜査を開始し、二つのホテルは営業停止、ホテル関係者、斡旋したママ、女性たちを逮捕する。中国外務省は日本公使を呼び抗議。光輝側は報道機関に慰安旅行の事実を認めたと集団買

春は否定。中国側報道には事実と異なる点があり社名は書かないよう申し入れる。その後は取材に対応せず米次のようなことが判明した。盛社長は所在不明。

日本外務省は川口外相や福田官房長官が、事実関係を調べいかなる形でも対応する方針と述べる。十月九日逢沢外務副大臣は会社社員に社員広田功、高橋俊至、福永孝治三氏はホテルに宿泊、売春ができるコンパニオン手配、一人あたりのリベト百円、などを決める。九月十五日光輝男性社員二八八人、四便に分かれて香港に到着、手配旅行会社JTBから四人の添乗員がつく。先遣隊の三人は珠海入りをしてコンパニオンの選り方、部屋に連れ帰る方法、支払いなど中国側と協議、買春費用は光輝が一括して支払うことなど決める。九月十六日、光輝一行珠海到着、粵海ホテルで表彰式の後、女性たちが着席。会社は買春用語の中国語会話集を配布していた。社長が買春費用のアカウントから一八五人が買春申込み。宿舍の国会ホテルに移動、痴態を同宿の中国人宿泊客に目撃され告発される。十八日に帰国。

中国のインターネット・サイトに全国紙に掲載された投書が殺到、広東省公安当局が捜査を開始し、二つのホテルは営業停止、ホテル関係者、斡旋したママ、女性たちを逮捕する。中国外務省は日本公使を呼び抗議。光輝側は報道機関に慰安旅行の事実を認めたと集団買

### 短 信

「戦争と性」二一号刊行  
男の性と生をみつめるを特集、頒価千円。  
★事務局から  
「女性の権利確立をめざし性自己決定権」を刊行しました。角田由紀子、清水澄子、高橋喜久江が執筆。一冊六百円、送料二百円



# 売買春問題ととりくむ会 とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
矯風会第2会館内  
電話 (03) 5386-4041  
振替 00170-9-31099  
創刊 1973年2月1日

## 婦人相談員

### 一人当りの人口

売買春防止法の婦人保護事業とDV防止法の現場を担う婦人相談員の人数を、厚生労働省に問い合わせた。当会がニュース一四六号(二〇〇〇年十月十八日)に取り上げた時は六五六人であったから増員はされている。人口に比べての人数は各県まちまちである。婦人相談所配置は地方交付税、市婦人相談員は補助金で対応。

(人口は住民基本台帳二〇〇二年三月三十一日に基づく)

道県	人口千人	婦人相談員	市区婦人相談	合計	一人当り千人
北海道	5,667	4	30	34	167
青森	1,493	12	7	19	79
岩手	1,416	2	12	14	101
宮城	2,348	8	12	20	117
秋田	1,190	4	1	5	238
山形	1,237	22	0	22	56
福島	2,128	15	4	19	112
茨城	2,995	6	4	10	300
栃木	2,004	20	3	23	87
群馬	2,021	4	3	7	289
埼玉	6,927	29	1	30	231
千葉	5,951	41	8	49	121
東京都	11,906	27	64	91	131
神奈川県	8,485	15	26	41	207
新潟	2,471	3	7	10	247
富山	1,123	4	2	6	187
石川	1,176	1	3	4	294
福井	827	6	1	7	118
山梨	885	2	2	4	221
長野	2,203	20	4	24	92
岐阜	2,109	5	5	10	210
静岡	3,767	6	8	14	269
愛知	6,965	25	0	25	279
三重	1,858	4	7	11	169
滋賀	1,341	4	0	4	335
京都	2,563	19	0	19	135
大阪	8,636	14	6	20	432
兵庫	5,550	3	23	26	213
奈良	1,446	3	0	3	482
和歌山	1,083	10	1	11	98
鳥取	617	1	3	4	154
島根	759	8	0	8	95
岡山	1,957	17	13	30	65
広島	2,869	4	6	10	287
山口	1,523	7	2	9	169
徳島	829	4	1	5	166
香川	1,031	7	3	10	103
愛媛	1,505	3	6	9	167
高知	816	4	0	4	204
福岡	4,990	30	47	77	65
佐賀	881	2	1	3	294
長崎	1,522	11	2	13	117
熊本	1,869	3	12	15	125
大分	1,232	2	1	3	411
宮崎	1,182	3	1	4	296
鹿児島	1,780	3	7	10	178
沖縄	1,343	5	4	9	149
合計	126,476	452	353	805	193

性の蹂躪・性的搾取を許さない  
女性の権利の確立をめざす法制を求める請願書  
一九五六年五月に成立した売買春防止法は、売買春は悪であると言明し、公娼制度を否定した法律として当時としては画期的な法律とわれまわりましたが、五十年近くたった現在、矛盾・ほころびが目立っています。

かつての赤線地帯(特殊飲食店街)はなくなりましたが、代わって性産業地域(性風俗特殊営業)が存在し、公認買春地域となっています。

ひとつには、売買春防止法は売買女性が罰せられ、買春男性は野放しの法体系です。諸外国では法案作成時から男女両罰制をとる国もあり、スウェーデンでは一九九九年より買春男性のみの罪を問う法律が施行されています。さきに女子差別撤廃条約批准にあたり、「売買春防止法は条約の精神に違反する」と主張しましたが、政府は受け容れませんでした。

外国から「豊かな国日本」をめざして女性が多く来日します。日本はいま人身売買大国といわれ、アメリカ国務省は人身売買報告で日本を三段階のうち第二類に分類しています。日本の刑法では、海外へ人を送り出す者は処罰されても、海外からの外国人女性のトラフィッキング(人身売買)を処罰する規定はなく、人身売買業者、性産業業者に法の網はゆるやかであり、女性たちの保護は不十分です。

DV防止法の施行とも関連し「売買春防止法」に基づく既存の婦人保護事業では対応できない状況が生まれています。

女性の性を人権としてとらえ、売買春防止法の改正ではなく、刑法を含めて女性の権利を確立するための新たな法体系を立てることを要請します。

売買春問題ととりくむ会

売買春防止法は一九五六年五月二四日公布、五七年四月一日より全面施行。五八年四月一日より全面施行され現在に至っている。法案作成に努力した内閣売買春対策審議会の女性委員たちは、男女両罰制を主張したが多数意見とならず、現行の女性に重い内容となり、保護更生を求められる行政体系となった。(婦人保護事業が各県で実施されたのは進歩であるが)

公娼制度を否定した画期的な法律であった筈なのに政府は風俗営業適正化法などによって性風俗特殊営業をみとめ、性産業業者を公認している。性産業地域には多くの来日外国人女性が働かされ売買春を強いられる。

日本はトラフィッキング(人身売買)の受入れ大国といわれており、受入れ業者たちは法の網をくぐり、女性たちは保護の対象ではなく、不法滞在、扱いである。これらの現状を打破するために当会では立法を求める請願運動を開始する。

内閣府 女性に対する暴力に関する専門部会報告書  
女性に対する暴力について取り組むべき課題とその対策  
(性犯罪、売買春、児童買春、人身取引、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等)

女性に対する暴力は、その形態の如何を問わず、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中で最も基本的なものの一つである。加害者となる男性には、被害を受ける女性の苦痛、困惑、憤り、物心両面の損害などに対する想像力の欠如や女性自身が同じ人格をもった存在であること、そして社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして尊重されなければならない存在であることについての認識の欠如がみられる。また女性に対する暴力の多くは、その根底に性的な要素を含んでおり、これは加害者である男性にとっては自らの性的欲求や支配欲を満たすという極めて自己中心的な目的で行われることが多いが、被害に遭う側の女性にとってはその身体や心に一生かかっても拭い去れないような危害を受ける場合

性犯罪  
I 性犯罪

(1)加害者の厳正な処罰  
ア強姦の法定刑の引上げ  
イ家庭内における児童に対する性的虐待への厳正な対処  
ウ盗撮に関する法整備  
エ痴漢等の取締りの徹底等  
オPTSD以外の精神障害が傷害罪の対象になり得ることの周知

(2)被害者への配慮とケア  
ア女性の被害者の立場に立つた刑事手続きの実施  
イ女性警察官の採用の拡大  
ウ被害者のケアのための対策の充実

(3)性犯罪を許さない社会環境の醸成  
アわいせつな雑誌、コンビニやインターネット等の制限  
イ性犯罪を許さない社会環境の醸成

II 買春・児童買春・人身取引(トラフィッキング)  
(1)売買春  
(2)児童買春

報告書はこの他に、高齢者に対する虐待、十代の望まない妊娠、性感染症等の解決にとりくまねばならぬ課題があると、女性に対する暴力の克服は、可及的速かに取り組まねばならぬ最優先課題の一つであり、この報告が一助となることを期待するとしている。

強姦罪の下限を三年(現行二年)に引き上げの提言は軽すぎる。強姦罪の下限は五年なのだからそれ以上にするべきであろう。売買春についても買買春問題への言及はない。

(3)人身取引(トラフィッキング)  
III セクシャル・ハラスメント  
(1)セクシャル・ハラスメント対策の充実  
(2)職場におけるセクシャル・ハラスメント  
(3)教育の場におけるセクシャル・ハラスメント  
IV ストーカー行為等  
(1)ストーカー規制法の周知  
(2)被害者の救済の充実  
(3)配偶者暴力防止法との連携強化



# 売買春問題ととりくむ会

発行所 売買春問題ととりくむ会  
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
 矯風会第2会館内  
 電話 (03) 5386-4041  
 振替 00170-9-31099  
 創刊 1973年2月1日

## 韓国「慰安婦」問題

### 第六〇〇回水曜デモ 連帯行動

04.3.17

要請書  
 内閣総理大臣小泉純一郎様  
 外務大臣 川口順子様  
 「慰安婦」問題の一刻も早い真の解決を求めます！  
 (抜粋)

慰安婦問題参議院内閣委員会 '04.3.18  
 岡崎トミ子議員 来年は戦後六十周年になるが、この戦争の被害を受けた人たちの戦後の未処理の問題として想定しているのは一体どんな問題か。  
 福田康夫官房長官 未処理の問題があれば逆にお教えをいただきたい。  
 岡崎議員 残留婦人・残留孤児の問題、恩給の受給資格問題、戦時性的暴力被害者、強制連行・強制労働、韓国・朝鮮人の元軍人軍属、韓国・朝鮮人BC級戦犯虐殺被害者、七三一部隊細菌戦・人体実験被害者、毒ガス放流遺棄被害者、砲弾の遺棄被害者、無差別の空爆被害者、サハリンの残留韓国・朝鮮人問題被害者、それからインドネシアの被徴用兵補と労働者などたくさん未解決の問題がある。  
 福田官房長官 戦争というのはいろいろな問題を起す。それが政府の責任に帰するものについては、その都度誠意を持って今まで処理してきた。  
 岡崎議員 法的にその責任は果たしても、道義的な責任が残っていることに誠意ある対応をしていかなければならない。来年に向けて未処理の戦後処理問題がたくさんあるという認識、それから現在係争中の裁判についても伺いたい。  
 福田官房長官 裁判のことは、裁判の結果を待ちたい。岡崎議員 今まで裁判で原告が勝利することがなかった。しかし、政府としては道義的な責任が残っている中で、内閣官房に窓口を設けてきちんとすると官房長官はいわれた。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)は、二〇〇一年に成立し三年後の見直しが法文に規定されていた。  
 三年後にあたる本年、法律作成に当たった参議院共生社会に関する調査会が、改正案を検討し骨子をまとめたのである。  
 一、配偶者からの暴力の定義の拡大  
 身体的暴力のみならず、それに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含める  
 二、保護命令制度の拡充  
 ・元配偶者からの暴力も保護命令の対象にする。  
 ・被害者の子どもへの接近禁止、保護命令の対象。  
 ・退去命令期間を現行の二週間から二か月に拡大。  
 ・退去命令の再発の申立てができるようにする。  
 ・保護命令の再発の申立て手続きの改善  
 ・保護命令の再発の申立てをする場合において、配偶者暴力相談支援センターや警察職員は、その後の状況に申し相談した事実が所定の事項が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付を不要とする。  
 ・退去住居付近のはいかいの禁止  
 接近禁止命令と退去命令が併せて発せられた場合に被害者とともに生活の本拠として居る住居の付近をはいかいすることも禁止する  
 三、市町村における支援センターの業務を実施。  
 都道府県のほか、市町村においても、配偶者暴力相談支援センターの業務を実施することができるようになること。  
 四、被害者の自立支援の明確化  
 ・国及び地方公共団体の責務  
 ・基本方針及び基本計画の策定  
 政府は基本方針を定め、都道府県は基本計画を定め、国は都道府県に対し作成に必要な助言を行うことに努める。  
 ・福祉事務所による自立の支援  
 ・自立支援に係る市町村の連携協力  
 ・自立支援に係る民間団体との連携  
 配偶者暴力相談支援センターは、必要に応じ被害者の保護を行う民間団体との連携に努めるべきことを規定する。  
 五、外国人、障害者への人権を尊重した対応  
 六、警察による援助  
 警察は被害者から援助を求められたときは、必要な援助を行うよう努めるべきことを規定する。  
 七、苦情の適切かつ迅速な処理  
 八、改正法施行後三年をめどに見直し規定をおく

三月十七日は、旧日本軍「慰安婦」制度の被害者女性たちが韓国日本大使館前でおこなっている「慰安婦問題」の真の解決を求める「水曜デモ」が六百回を迎えた日であった。  
 この日東京では参議院議員会館前でV.A.W.W.I.N.E.T.ジャパン、「下関判決を生かす会」などの呼びかけで、ハルモニたち、支援者たちに連帯する集会が開かれた。売買春問題ととりくむ会も賛同した。

故金学順さんが一九九一年に東京地裁に提訴してから十二年余りが過ぎようとしている。この間日本政府から「お詫び」はあっても公式の「謝罪」はない。与党を除く超党派共同提出の「戦時性的強制被害者問題調査会設置法案」は三回国会へ出され審議にのぼったが、二〇〇三年十月の衆議院解散時に審議未了で廃案になっている。

このような状況のもとで集会が開かれた。参加した団体からは、今日を新しい一歩へつなげたいという思いがこめられた発言があい次いだ。ソウルからはハルモニたちからのメッセージが届けられた。  
 姜日出さんは「私たちの問題が解決されないと言ふことは今後同じような悲劇が起こると言うことです。私たちの世代が負った傷は私たちの世代で解決していくべき」と。朴玉順さんは「私たちに時間はあ

りません。公式謝罪と法的賠償を日本の皆さんの手で早く実現してください」と「恩の結まりそうないい」(李玉琴さん)を伝えるものだった。  
 社民党福島瑞穂さん、共産党吉川春子さんから「法案」を一日も早く再提出し問題解決を進めたいと、挨拶があった。民主党岡崎トミ子さんも駆けつけた。主催者からは内閣総理大臣あての要請書が読まれた。被害女性たちの尊厳と名誉の回復にとめることを怠り、「女性のためのアジア平和国民基金」事業で問題を終わらせようとする政府のありかたを厳しく批判、国連勧告を受け入れることを求めるもので、集会参加者一同の名で内閣府に届けられた。  
 最後に五分間のサイレントスタンディングがあり、国会前の路上は二百人ばかり参加者でうめられた。  
 国内では大阪、広島、福岡、北海道でも連帯の集会などがおこなわれた。アメリカ、ヨーロッパ(ドイツ、ベルギー、スペイン)では、Women in Blackの行動や日本領事館、大使館への要請行動もされたという。  
 このように正義の実現を求める被害女性たちの粘り強い行動は海を越えて人びとの心を動かしていった。

「ふえみん婦人民主クラブ」山下治子

「慰安婦問題」は、一九九一年に最初の被害者が名乗り出られて以後も、平和条約や二国間条約で解決済みとして、「女性のためのアジア平和国民基金」事業によって問題を終わらせようとしてきました。しかし、その対応が不十分であることは再三にわたって国連人権委員会報告やILO専門家委員会、国連女性差別撤廃委員会等の勧告等で指摘されています。「生きていくうちに正義を得たい」と訴えてきた「慰安婦」被害者たちはこの数年、次々に亡くなりました。

被害者の訴えを無視して「慰安婦問題は解決済み」との主張を繰り返すことは、被害女性たちに対し二重、三重の加害を行うことにはなりません。そのために「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」のような、日本政府の責任に基づいた措置を早急にとられますよう、強く要請いたします。

福田官房長官 いろいろ提起、提議され、どこで扱うか分からないときには内閣官房で対応する。  
 岡崎議員 慰安婦の強制、捕虜虐待は当時の国際法に違反していたか。参考人の横田教授も戸塚教授も、慰安婦の方々に与えた苦痛、精神的肉体的苦痛、これは当時の国際法に照らしても違法であり、強制労働条約違反、戦時国際法違反、さらに人道に対する罪、いざいにも該当すると明言をされている。国際法に照らして政府の見解は？  
 齋木昭隆参考人 いわゆる慰安婦の問題が当時の国際法に違反しているかを判断することは非常に困難である。ただこれは多くの女性の方々の名誉と尊厳を深く傷付けた問題であり、政府として、おわびと反省の気持ちを持ち様々な機会に表明している。  
 岡崎議員 慰安婦問題は解決されるべきで、国としてアジア女性基金による償い事業は終了した。問題の解決には国民の合意形成のため新しい取組の開始が大切ではないか。アジア歴史資料センターの意義を伺いたい。  
 福田官房長官 公文書等は歴史資料として重要なもので、国民共通の財産であり後世に伝えていくのは国の責任である。  
 岡崎議員 何を持っているかが明らかになっていない。まずは戦前、戦中の資料を廃棄しないことを閣議決定してほしい。そして網羅的なリストの作成をしていただきたい。



# 売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
 橋風会第2会館内  
 電話 (03) 5386-4041  
 振替 00170-9-31099  
 創刊 1973年2月1日

二〇〇四年七月

## 参議院議員選挙立候補者アンケート

当会では長年にわたり、挙では各党のHPで住所の回答を得た。今回は投票日国政選挙時に立候補者アンケート分ける立候補者アンケート一九五前に「女性が変わる！選挙アンケート」を行ってきた。七月 人に左掲のアンケートを送 キャンペーン」のHPに結果を載せて公表した。

### I. 日本軍「慰安婦」問題について

来年は戦後六十周年の節目の年になります。まだ解決されていない戦後処理問題の一つに日本軍「慰安婦」問題があると私たちは考えます。

政府は女性のためのアジア平和国民基金をもって、「慰安婦」問題は解決済みとの態度をとっていますが、これには内外の反対があります。「政府による公式謝罪・賠償が必要」は国連人権委員会ははじめ国際的な流れです。

私たちは戦後責任を果たすために立法措置を望んでいます。当選されましたら、国会議員としてどのようにお考えになりますか？

イ、すでに参議院に提出された「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立に協力する。

ロ、協力しない。

ハ、新たな法案作成に努力し、発議者になる。

ニ、賛同者になる。

【ご意見】

II. 女性への暴力、特に性暴力について

①現行の売春防止法第5条は事実上女性のみを処罰の対象としています。今やスウェーデンでは売買春関係においては買春男性のみが処罰の対象になっています。日本の法制では男女平等の考えからみて不公平とお考えになりますか？

②私たちは売春防止法を抜本的に改正し、新たに女性の権利を確立する法律をつくりたいと願うものです。すでに請願運動を始めています。法改正にご協力いただけますか？

イ、新たな法律作成に努力し、発議者になる。

ロ、賛同者になる。

ハ、協力しない。

III. 性に関する刑法改正について

政府・法制審議会が刑法改正を検討中です。私たちは性に関する項目の改正を求めるものです。保護事業との関係でどうあるべきとお考えになりますか？

イ、「強姦」が二年以上の刑（強姦は5年以上）は軽すぎます。何年以上がいいとお考えになりますか？

ロ、現行法は「近親姦」の規定がありませんが、児童施設や婦人保護施設の利用者には被害者がかなり存在します。処罰規定が必要とお考えになりますか？

ハ、性的合意の年齢が13歳未満とは低すぎるとお考えになりますか？

ニ、「強姦」は親告罪になっていて、「強姦」は殺人に次ぐ人権侵害ととらえ、告訴を待たず犯罪摘発が必要とお考えになりますか？

ホ、刑法二二六条国外移送目的略取は明治期のからゆきさん移送を念頭に置いた規定です。現在は日本国内へのトラフィックキングする業者の犯罪摘発が必要とお考えになりますか？

ヘ、日本国民が海外で犯罪を犯すことも多く生じます。新規立法には国家の方針として、国外犯規定を設けることが必要とお考えになりますか？

アンケート回答（敬称略） 立場でとりくむ（民主・那

回答者45名（うち女性15名）

（谷屋正義）

共産党一七名（阿部幸代、

IIIでは政府が刑法改正を

池田伸宏、市田忠義、今村

検討中であり、当会として、

順一郎、大沢辰美、笠井あ

性にかかわる問題の中で特

きら、小池晃、佐藤文則、

に改正が必要と思われる六

中野明美、中原美江、西山

点について候補者に尋ねた。

登紀子、仁比聡平、宮本岳

Iでは強姦が5年以上の

志、村主明子、望月康子、

刑に比べて、強姦は2年以

矢口雅章、湯川美和子）

上の刑という点について、

民主党一四名（江田五月、

低すぎると思うが何年が適

木俣佳文、古賀敬章、田名

当かとの問いに「何年とは

部匡省、那谷屋正義、西川

いえないが下限が低すぎる、

将人、信田邦雄、福山哲郎、

法定刑の引上げが必要（共

松岡徹、円ゆり子、水岡俊

産・市田忠義ほか多数）

一、築瀬進、柳澤光美、蓮

3年以上（民主・福山哲郎）

舩）社民党十名（上田恵子、

▼5年以上（民主・水岡俊

小川晃、木村正弘、菅野哲

一ほか）▼殺人に準ずべき

夫、竹花邦彦、中川直人、

（民主・蓮舫）

日森文弘、福島瑞穂、山口

ロでは現刑法にはない近

わか子、山内恵子）公明党

親姦の処罰規定を尋ねてい

（荒木清寛）自民党（河合

る。多くは必要、または検

常則）緑の会議（中村敦夫）

討する必要があると答えて

無所属（糸数慶子）回答率

いる。▼検討する必要がある

は二三・一％であった。

る。（共産・仁比聡平ほか

Iでは、ほとんどの回答

多数）▼当然処罰すべき（社

者はイの野党提案の法案の

成立に協力するとしており、

意見に党の今までの立場を

付記された共産党候補が多

い。▼「国立国会図書館法

の意見もある。

改正案」も合わせて取り組

八の性的合意年齢の十三

むべき（民主・築瀬進）こ

歳以下については、▼女子

れに反し自民、公明の二人

の婚姻適齢が十六歳である

の候補者は慎重に検討する

こととの整合性を考慮する

としている。

と、特段低いとは思わない

II-①では回答を寄せた

という意見のほかはほとん

候補者のほとんどが、不公

どが低すぎると答えている。

平、両罰制にすべき、と答

▼子ども権利条約および

えている。▼被害者救済、

児童買春・ポルノ禁止法、

加害者処罰、被害の予防の

児童虐待防止法と同様、十

三点が必要（民主・松岡徹）

八歳が適当（民主・円より

II-②についても、設問

子）▼20歳とすべき（民主

の「女性の権利を確立する

子）▼20歳とすべき（民主

法律」の内容が分からない

二では強姦を親告罪から

からとするものはあるもの

外すべきではと尋ねている

の、何らかの法改正が必要

▼被害者の権利、プライバシー

と考慮しており、イまたはロ

すから、国外犯処罰規定は

をあげる候補者が多数であ

もっと大胆に導入すべきで

った。▼女性の権利を守る

が、厳格に犯罪摘発をすべ

き（自民・河合常則）▼親

法整備と対策強化を図るべ

き（共産・小池晃）

き（共産・小池晃）

## 今聞われている

### かいた婦人の村のあり方

一九六五年四月「婦人保護長期収容施設・かいた婦人の村」が当時の厚生省所管のもとに誕生しました。日本でもただ一つの長期収容施設です。家族のもとでの生活は困難と入所に至り、どこにも行き場のない知的障害、精神障害、重複障害をかかえた女性たちがここに「一生我が家」と理解し、生活してきたところです。しかし、設立当初から二五年を経た時、予想以上に長期滞在化した利用者、各出身県に措置替えを図ろうと試みたことがあるそうです。結局、受け入れ先を見つけられず、入所者はそのままここを「一生我が家」として、終生化していった経緯があるとのこと。そんな行き場のない女性たち（無所属・糸数慶子）などを迎える、ここを最終の住処として生活してきた入所者たちは、高齢になってから変わる新しい環境の中で何を支えにしてやってゆけるのでしょうか？

国の指導で、再度、出身県に問い合わせた結果、迎え入れてくれる故郷は殆どないと聞いています。国が望む「健全な運営計画」を出すまで、新たな入所者の受け入れも認められません。国が支えるべきはここを「一生の故郷」ときめた行き場のない女性たちが安心して暮らせる生涯の保障にこそあるのではないのでしょうか！

かいた婦人の村の問題は婦人保護施設の今後のあり方、さらに女性の権利問題を問う大きな課題と考え、問題提起いたします。（いずみ寮 横田千代子）

# アジア太平洋NGOフォーラム

## 北京10 in バンコク

04.6.30-7.3

アジア太平洋NGOフォーラム・北京10が六月三〇日から七月三日までバンコクで開かれました。来年は北京女性会議一〇周年。約七〇〇人のアジア太平洋地域の女性たちが参加し、この一〇年の総括と各国政府や国際機関への勧告をまとめた文書（パブルブック）を会議の成果として採択します。そのパブルブックに日本軍性奴隷制についてもしっかりと位置づけたと参加しました。

六月三〇日、出発直前に金順徳さんの訃報が届きました。あまりにも突然の死。現地に到着すると、先着していた挺対協の須田馨さん、タイに住むVAWWINNETの柏崎知子さんが追悼の準備をしていました。挺対協の申恵秀さんが七月一日の全体会議で金順徳さんの写真と絵を見せながら追悼の言葉を述べ、十秒間黙祷しました。会場には追悼と平和を願う白いリボンを全員に配り、身につけてもらいました。そして、国際社会の勧告を無視し続けている日本政府に対し勧告に従うよう強く働きかけることを求める署名を集めました。

アジア女性資料センターとVAWWINNETジャバンの共催で、「紛争下の女性に対する暴力のサイババ―被害者に対する救済」というテーマのワークショップも行いました。挺対協の申恵秀さん（韓国）、「イスラム法下における女性ネットワーク」のファリ

ダ・シャヒードさん（パキスタン）、ビルマ女性連盟（WLB）のカレン族の女性（名前は公表せず）と私の4人でスピーチとなりアジア女性資料センターの清末愛砂さんの司会で進行しました。

申恵秀さんがこれまでの日本軍性奴隷制に関する流れを説明し、私は今後も続く紛争下の女性に対する暴力を防ぐためにも、日本政府の法的責任を認めた謝罪と補償と真相究明が必要であり、アジア女性基金というチャリティで終わるような悪しき前例は残してはならない、と強調しました。ビルマの女性は、ビルマ国軍による少数民族の女性たちへの強かんの被害を語りました。彼女たちはビルマ政府に被害を訴えることができないため、国際社会に対してこの性暴力被害の調査をまとめて出版・ウェブでの公開をしています。ファリダさんは国内での紛争が増えているなか、国家組織・非国家組織による犯罪に對しても、訴追できる仕組みの必要性を主張するとともに、日本軍性奴隷制の被害女性の勇気ある訴えがどれほどの地域の被害女性を力づけたかをシェアしました。このワークショップ報告は、パブルブックに入る予定です。

また、七月二日の夕方には「女性、法律と開発のためのアジア太平洋フォーラム」（APWLD）が行っているキャンペーン、「人

権擁護者を擁護せよ」の一環として、故松井やよりさんを含む、三人の著名な女性活動家の追悼の会がありました。松井さんの追悼では、ともに闘っていたアジアの女性が思い出を語りました。前述のファリダさんは、二〇〇〇年のアジア太平洋NGOフォーラムの全体会議で、松井さんが舞台にかかっていた日本の国旗を、「こんな帝国主義と軍事主義のシンボルをなぜかざるのか」とひきずりおろした思いを紹介し、「他の人は違和感を感じながらも行動をおこさなかったけれど、やはりはげつたに妥協しなかった」と語りました。マレーシアの著名な人権活動家で、自身も投獄された経験を持つアイリーン・フェルナンデスは「一人権に妥協はありません」ときっぱりと語った松井さんの言葉がどれほど心強かったかを、涙をうかべながら話してくれました。最後に「私たちの戦争と平和資料館」の松井さんの提案部分を読み、ネットワーク構築と情報提供をよびかけました。

来年はまさに北京10。世界女性会議は開かれませんが、拡大女性の地位委員会がニューヨークで開かれる予定です。女性たちの運動が獲得した「北京行動綱領」を実施させられるか否かは私たちの活動にかかっています。

VAWWINNET・ジャパン 渡辺 美奈

米国務省は六月一四日、人身売買に関する年次報告を発表した。日本は第二類監視リストに他の四ヶ国とともに位置づけられ四段階の下から二番目のランクである。G8ではロシアと日本の二ヶ国。

米国は二〇〇〇年に、加害者の訴追、被害者の保護防止をめざす人身売買被害者法を施行した。各国の状況を調査し、今回の発表で四回目である。

国連では二〇〇〇年に人身売買を禁止する国際組織犯罪防止条約人身取引補足議定書が採択され、日本政府も二〇〇二年十二月に署名している。国内法が未整備として国会の承認を必要とする批准は未だである。

米国は国務省に人身売買監視対策室を設置、ジョン・ミラー氏を人身売買特別顧問として調査に派遣、日本にも二月に来日している。NGOと懇談したり、外国人女性を保護してきたサーラーや女性の家HELIPを二月二四日に見学した。国務省年次報告では、日本はヤクザなどの犯罪組織によって、アジア、南米、東欧の女性や子どもを性産業に従事させるための目的になっ

ていていること、日本政府は十分な対応能力をもつにもかかわらず適切な処置を怠ってきた。問題に対応するための立法がなく、被害者の救済機関の不足、娯楽産業従事者に対する査証の不適切な発給などをあげている。ミラー氏は記者会見で、有罪になっても罰は軽く問題防止のための教育も見

# 人身売買問題―日本国内外のうごき

現代の奴隷制を終わらせ、ために活動する英雄たちと記された三人のうちの一人である。記者会見で大使はコロンビア女性の日本での被害を強調し、加害者が処罰されにくい現状に不満を表明している。

日本政府は国内からの批判、国際的非難の中で対策として、警察庁はビデオ「トラフィックンガー」開の人身取引ビジネス」を日本語版英語版で制作し広報活動をおこなったりしている。外務、法務、厚生労働警察庁の実務担当者がシェクターに見学や、NGOとの意見交換などを行い検討を進めてきたようである。

七月六日に四省庁による人身取引対策関係省庁連絡会議を首相官邸で開いた。外国人女性に対する売春強要という「人身取引行為」の取り締まりを強化するため、来年の通常国会をめどに法整備を行う方針を決めた。法案提出に先立ち、法整備の内容や被害者保護策に関する包括的な行動計画を年内に策定することも決めている。

二〇〇三年十月十八、十九日、「トラフィックンガー」の集会を開いた有志は、人身売買禁止ネットワークを発足させ、調査、啓発活動、ロビーイングなど市民活動を続けている。日本共産党は第一五九国会会期末の六月十六日、井上哲志、大沢辰美、西山登紀子、畑野君枝、八田ひろ子、宮本岳志、吉川春子参院議員が人身売買に関する

質問主意書を提出した。一、当局が把握している人身売買の実態、逮捕起訴された件数、女子差別撤廃委員や米国報告書による指摘を政府はどのように認識し対策を行ってきたか。

二、保護されるべき被害者を不法滞在などで処罰し加害者を刑事罰の対象としな法律状況では法整備が必要、法案化について明らか三、略

四、人身売買の被害者は犯罪被害者として援助保護されるべきである。政府は婦人相談所で人身売買被害者の相談、保護を行っているが、現在、婦人相談所はDVへの対応で手一杯というのが実態である。人的物的体制拡充が必要と考えられるが政府の見解を明らかにされたい。民間シェルターは東京横浜の二か所だが、政府の支援はない。政府はこのような民間の取り組みをどう評価しているか。

今後の公的シェルターの設置、民間施設への積極的な支援を行うべきではないか。

五、人身売買補足議定書の早期批准が必要であるが、いつごろ行か明らかによ。政府からの答弁書が七月六日に発せられたが次号へ。

全二五巻・別巻一。揃定価六〇万円十税。当会の前身の売春禁止法制定促進委員会や売春対策国民協議会などの資料も収集している。

◇計報

いずみ寮関係者で定例会出席者の青木しのぶさんが七月十日逝去されました。享年八十歳。

◆事務局より

女性の権利確立をめざす法制定を求める請願署名運動をよろしく願います。法獲得まで続行します。

短信

◇第一五九国会は六月十六日に閉会したが、関係法案は次の通りである。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正案は成立。児童買春児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律改正案も成立。戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は参院に提出されたが廃案。女性に対する暴力に関する専門調査会委員

内閣府の男女共同参画会議のなかの女性に対する暴力専門調査会の二期目の委員は次の通りである。岩井宜子会長（専修大学大学院教授）伊藤公雄（大阪大学大学院教授）大津恵子（女性の家HELIPディレクター）大槻茂（広報戦略研究所主任研究員）奥山明良（成城大学教授）小田原満知子（桐蔭横浜大学大学院教授）垣見隆（弁護士）後藤弘子（千葉大学大学院教授）小西聖子（武蔵野大学教授）住田裕子（弁護士）戸谷久子（千葉県男女共同参画課長）林陽子（弁護士）原ひろ子（放送大学教授）平川和子（東京フェミニストセラピーセンター所長）前田雅英（東京都立大学法学部部長）諸澤英道（常磐学園理事長）山田昌弘（東京学芸大学教授）

◇性暴力問題資料集成刊行

廃娼運動、存娼運動などの資料の復刻版を出版している不二出版が、戦前につづく買春問題資料集成戦後篇を刊行していく。

全二五巻・別巻一。揃定価六〇万円十税。当会の前身の売春禁止法制定促進委員会や売春対策国民協議会などの資料も収集している。

短信

◇第一五九国会は六月十六日に閉会したが、関係法案は次の通りである。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正案は成立。児童買春児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律改正案も成立。戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は参院に提出されたが廃案。女性に対する暴力に関する専門調査会委員

内閣府の男女共同参画会議のなかの女性に対する暴力専門調査会の二期目の委員は次の通りである。岩井宜子会長（専修大学大学院教授）伊藤公雄（大阪大学大学院教授）大津恵子（女性の家HELIPディレクター）大槻茂（広報戦略研究所主任研究員）奥山明良（成城大学教授）小田原満知子（桐蔭横浜大学大学院教授）垣見隆（弁護士）後藤弘子（千葉大学大学院教授）小西聖子（武蔵野大学教授）住田裕子（弁護士）戸谷久子（千葉県男女共同参画課長）林陽子（弁護士）原ひろ子（放送大学教授）平川和子（東京フェミニストセラピーセンター所長）前田雅英（東京都立大学法学部部長）諸澤英道（常磐学園理事長）山田昌弘（東京学芸大学教授）

◇性暴力問題資料集成刊行

廃娼運動、存娼運動などの資料の復刻版を出版している不二出版が、戦前につづく買春問題資料集成戦後篇を刊行していく。

全二五巻・別巻一。揃定価六〇万円十税。当会の前身の売春禁止法制定促進委員会や売春対策国民協議会などの資料も収集している。

短信

◇第一五九国会は六月十六日に閉会したが、関係法案は次の通りである。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正案は成立。児童買春児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律改正案も成立。戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は参院に提出されたが廃案。女性に対する暴力に関する専門調査会委員

内閣府の男女共同参画会議のなかの女性に対する暴力専門調査会の二期目の委員は次の通りである。岩井宜子会長（専修大学大学院教授）伊藤公雄（大阪大学大学院教授）大津恵子（女性の家HELIPディレクター）大槻茂（広報戦略研究所主任研究員）奥山明良（成城大学教授）小田原満知子（桐蔭横浜大学大学院教授）垣見隆（弁護士）後藤弘子（千葉大学大学院教授）小西聖子（武蔵野大学教授）住田裕子（弁護士）戸谷久子（千葉県男女共同参画課長）林陽子（弁護士）原ひろ子（放送大学教授）平川和子（東京フェミニストセラピーセンター所長）前田雅英（東京都立大学法学部部長）諸澤英道（常磐学園理事長）山田昌弘（東京学芸大学教授）

◇性暴力問題資料集成刊行

廃娼運動、存娼運動などの資料の復刻版を出版している不二出版が、戦前につづく買春問題資料集成戦後篇を刊行していく。

全二五巻・別巻一。揃定価六〇万円十税。当会の前身の売春禁止法制定促進委員会や売春対策国民協議会などの資料も収集している。

短信

◇第一五九国会は六月十六日に閉会したが、関係法案は次の通りである。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正案は成立。児童買春児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律改正案も成立。戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は参院に提出されたが廃案。女性に対する暴力に関する専門調査会委員

内閣府の男女共同参画会議のなかの女性に対する暴力専門調査会の二期目の委員は次の通りである。岩井宜子会長（専修大学大学院教授）伊藤公雄（大阪大学大学院教授）大津恵子（女性の家HELIPディレクター）大槻茂（広報戦略研究所主任研究員）奥山明良（成城大学教授）小田原満知子（桐蔭横浜大学大学院教授）垣見隆（弁護士）後藤弘子（千葉大学大学院教授）小西聖子（武蔵野大学教授）住田裕子（弁護士）戸谷久子（千葉県男女共同参画課長）林陽子（弁護士）原ひろ子（放送大学教授）平川和子（東京フェミニストセラピーセンター所長）前田雅英（東京都立大学法学部部長）諸澤英道（常磐学園理事長）山田昌弘（東京学芸大学教授）

◇性暴力問題資料集成刊行

廃娼運動、存娼運動などの資料の復刻版を出版している不二出版が、戦前につづく買春問題資料集成戦後篇を刊行していく。

全二五巻・別巻一。揃定価六〇万円十税。当会の前身の売春禁止法制定促進委員会や売春対策国民協議会などの資料も収集している。

# 売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
 橋風会第2会館内  
 電話 (03) 5386-4041  
 振替 00170-9-31099  
 創刊 1973年2月1日

## 要 望 書

報道によれば東京都は「風俗対策」として一連の取締りを強化しているとのこと。

私たち売買春問題ととりくむ会は性風俗特殊営業などの性産業の業者の取締り強化は評価しますが、性風俗店の女性に刑事罰を適用したのは喧嘩両成敗的な観があり、賛成できません。より責任が重いのは経営者でありましょう。

そしてより強く責任を問われるべきは性風俗特殊営業などを公認した日本政府であり、東京都など地方自治体であります。

かつて来日した国際娼婦連盟副会長ミリアム・シユライバー弁護士は「売春防止法が制定され、人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約を批准している日本が、なぜ歌舞伎町の状況を生み出しているのか」と非難しました。国家が、地方行政機関が、他人の性を搾取する性産業業者を公認することは重大な人権侵害であります。

売買春をなくすのは難事であり、一片の法律で消滅するものではありません。しかしなくすべきもの原因を作る存在を国家が公認しているのでは永久に消滅することはできません。

日本が国際的にも性搾取・人身売買の責任を強く問われている中でその果敢である紅燈街の存在は否定されなければなりません。東京都は自らの範囲内で実践するとともに、政府・警察庁に働きかけるよう主権者の私たちは強く要望いたします。

二〇〇四年 八月十一日  
 東京都知事 石原慎太郎 様  
 警視総監 奥村萬壽雄 様  
 売買春問題ととりくむ会

東京都は「風俗対策」として取締りを強化している。深夜の立ち入り禁止も明文知事に就任した竹花豊氏が治安対策にあたってきた。新宿歌舞伎町は性風俗特殊営業指定地域であるが、二〇〇二年二月から五〇台の監視カメラが設置された。本年七月一日から青少年健全育成条例の改正で健全図書への規制が強化された。また性風俗店で働かせる目的で声をかけるスカウト行為の規制、女性の使用済み下着の売買禁止、カラオケ

## 人身売買問題—政府答弁書

日本共産党参院議員七人が人身売買に関する質問主意書を、六月十六日に提出していたのに対し七月六日に政府からの答弁書が出された。(ニュース前号参照)

一、都道府県警から警察庁に、女性又は児童に対する人身取引等の事案であると報告されたのは別表のとおりである。政府として人身取引の撲滅に向けた早急な取組が必要であると考えており、昨年十二月に犯罪対策閣僚会議がまとめた犯罪に強い社会の実現のための行動計画においても人身取引議定書の締結に向け必要な検討を進めている。本年四月からは内閣官房副長官補を議長とする人身取引対策閣僚省庁連絡会議で関係省庁の連携を一層緊密なものとし、人身取引の撲滅に努めている。

二、人身取引の適正な処罰に関する法律案は可能な限り

早期に国会に提出することを旨とし関係省庁が協議、必要な検討を進めている。三、一、出入国管理法違反者で人身取引被害者には違反するに至った経緯背景事情を十分に検討考慮し、それぞれの手続を適切に行っている。

四、婦人相談所は国籍を問わず各般の問題を抱えた女性の相談に応じ、必要な場合、一時保護を行なっている。人身取引被害の相談も一時保護、衣食の提供、医療機関の紹介、カウンセリング、通訳の確保を行って、資力が乏しい犯罪被害者は現行の民事法律扶助事業を利用して援助を受けることが可能である。婦人相談所一時保護所で行いたい。

人身取引被害が主訴であったものは平成十三年度一名、十四年度二名、十五年度が六名。一時保護所に心理療法担当職員を配置、夜間の警備体制強化、乳幼児担当の指導員を配置。

民間シェルターは人道的見地から運営されていると承知しており、婦人相談所等関係機関において必要に応じ連携を図っていく。五、人身取引議定書の締結は可能な限り早期に国会の承認を求めるとの旨を指し、議定書を実施するための国内法整備の要否、内容について関係省庁間での検討を鋭意進めている。国際捜査共助法に基づき東南アジア、南アメリカ等の地域を含む諸外国との間で捜査共助を実施してきた実績があり、今後二国間の刑事共助に関する条約の締結を含め、より迅速かつ円滑な共助の実施を可能とするため検討

を

児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況  
 警察庁少年課は八月に発表した「少年非行等の概要」の中で二〇〇四年度上半期の「児童買春・児童ポルノ禁止法」及び「出会い系サイト規制法」違反の検挙状況を発表している。

「児童買春・児童ポルノ禁止法」による検挙件数は九〇八件(昨年同期比六・二%増) 検挙人員六五七人(同七・四%増)といずれも増えており、ことに一時沈静化していた出会い系サイトの摘発件数は昨年同期より四五件増え、通年では過去最多だった昨年を上回りそうな勢いになっている。また昨年施行された「インターネット異性紹介事業」を利用した児童を誘引する行為の規制等に関する法律「違反の今年度上半期の検挙件数は十五件、検挙人員は十五人であった。児童買春事件  
 ・うち出会い系サイト利用 八三三件、六〇九人  
 ・うち出会い系サイト利用に係るもの(昨年比) 三七一(二四・一%増) 二七〇人(六・三%増)  
 ・うちテレホンクラブに係るもの 九二件、七七人  
 これらの事件の被害児童八三三人のうちには小学生八人、中学生三二二人が含まれている。

児童ポルノ事件  
 七三件、四八人  
 ・うちインターネット利用に係るもの 三三件、二三人  
 児童買春事件 事例  
 ア、高校教諭(49歳)は、カンボジア王国の風俗店において、ベトナム人女子二名(両名とも16歳)に対し、対償供与の約束をして性交した。(2月、千葉)

出会い系サイト利用事件  
 ア、宗教法人職員(39歳)は、インターネット上の掲示板に「¥4で絶対会おうよ高校生は大歓迎。」等と書き込み、対償を供与することを示して児童を異性交際の相手方となるように誘引した。(1月、京都)  
 イ、会社役員(29歳)は、インターネット上の掲示板に「サポーターOKです。特に中・高の人だったら高額でおつけーですよ。」等と書き込み、対償を供与することを示して児童を異性交際の相手方となるように誘引した。(2月、佐賀)

国又は地域	平成十二年	平成十三年	平成十四年	平成十五年	合 計
日本	三十一名	十五名	十六名	三十四名	九十六名
タイ	九名	十三名	七名	三十一名	八十三名
台湾	九名	八名	二名	二名	二十一名
中国	一名	七名	二名	十九名	十九名
韓国	一名	二名	一名	二名	五名
コロンビア	二名	二名	一名	四名	五名
英 国	二名	一名	一名	四名	四名
ロシア	一名	一名	一名	四名	四名
フィリピン	一名	一名	一名	四名	四名
合 計	四十八名	三十三名	二十六名	三十七名	百四十四名

# 三重県渡鹿野島の

## 管理売春

三重県志摩郡磯部町に渡鹿野島(わたかのじま)という小島がある。この島には江戸時代に遊廓があり、近代に入り、貸座敷、戦後の公娼制度廃止後は、いわゆる「赤線」と変遷したが、現在でも買春が公然とおこなわれ、人身売買も横行している。男性週刊誌の買春勧誘記事の「常連」でもあり、最近の記事を見ても「SEXアイランド三重県W島の今」(週刊実話別冊)二〇〇四年二月二日号、「渡鹿野島 裏通りで人目を避けてこっそりと客を呼ぶ」(週刊大衆増刊)二〇〇四年二月二九日号)など、生々しい表現で紹介されている。

また、『中日新聞』のデータベースで「渡鹿野島」と「売春」の二語をキーワードにして検索すると、一九九一年〜二〇〇〇年の十年間で十三項目の記事を見付けることができる。それらは、暴力団関係者が介在した人身売買と管理売春事件である。三重県警察本部に問い合わせたところ、八月十日付で県警生活安全部生活環境課より、一九九八年以降現在までに四回の摘発をおこなったとの文書による回答を得ることができた。八月十三日、私は実態を確認するために、渡鹿野島を訪れた。以下は、その時の報告である。

転手は、夏は海水浴客が多くて、「遊ぶ」客は少ないと言っていた。タクシーには二〇分ほど乗っただろう。料金は二六三〇円。船の発着所に着いたのは午後三時半、そこから対岸の渡鹿野島は手に取るように見える。

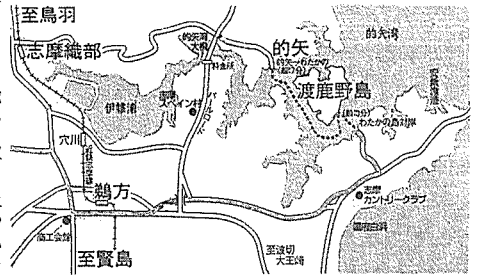
船は、旅館に宿泊が決まっている客が乗る便と、そうではない客や島民が乗る便とに区別されていて、後者には赤い旗が掲げられており、私もそれに乗りこんだ。同乗者は家族連れの海水浴客、若いカップル、そして島の住民、船賃は午後六時までは片道一五〇円、九時までは二〇〇円、それ以降は三〇〇円となり、なんと最終便は十一時四十分のこと。タクシー運転手からの情報では、最終便が十一時四十分というのには、「遊ぶ」客のためとのことで、船は渡鹿野島との間をピストン輸送している。

五分とかからず島に着く。島の船着場に老女たちが佇んでいるのが見えた。一見、のどかな光景である。しかし、その光景は瞬時に破られた。私が船から降りた瞬間、そのうちのひとりが私のところに飛んできて、「兄ちゃん、泊るところは決まっておらんのだろ。まあ、いろいろお話ししましょう」と話しかけてきたからである。明らかに買春の斡旋である。どうしようかと迷ったが、ここは、話に乗って情報を得ることにした。と

いうより、半ば強引にとある茶店に連れて行かれてしまった。テーブルと椅子が置いてあるだけの店で、ガラス戸のため、外の通りから中がよく見える。そこにはもうひとりの老女がいて、ふたりから買春の斡旋を受けることになる。その手法があまりに露骨なので驚く。しかし、私を買春客と信じたふたりは、島での買春のシステムを説明してくれた。それによれば、方法は二つある。一つは、旅館に泊り、夕食時の宴会にコンパニオンを呼び、気に入った女性がいれば、旅館外の女性の部屋で買春する。これだと、旅館代に、コンパニオンを呼びお酌させる費用(一万三〇〇〇円)、それに買春代がかかり、高額になるとのこと。

もう一つは、旅館に泊らず、直接、女性の部屋に泊る方法。これだと買春代だけで安く済む。ふたりの老女はしきりに後者を勧めた。女性たちは茶店の隣の三階を直視しようとしていない。老女の話によれば、買春はこの島の観光の一環に組みこまれている。日本の買春と人身売買の実態がこの島に象徴されている。この実態は放置できないであろう。なお、詳しくは、年内刊行予定の『近現代日本の買春』(解放出版社)で述べる。

ハンセン病問題ふるさとネットワーク 富山代表 藤野 豊



### 週刊文春記事

## 「子どもをダシに生活保護に群がる 不心得シングルマザー」の嘘

週刊文春の二〇〇四年六月二四日号に掲載された「子供をダシに生活保護に群がる不心得シングルマザー」ウソの経歴、偽名で月三〇万」というタイトルの記事を読んで私たちは絶句した。生活保護を受給している母子家庭が、「嘘」をついて生活保護を受給しており、「年収五〇〇万を越える生活」を謳歌しているような内容の記事だったからだ。この記事には多くの事実誤認があり母子家庭や夫等からの暴力被害を受けている女性の人権をも脅かす女性福祉ネットの有志と申しんぐるまざあず・ふおーらむは、九月三日付けで週刊文春編集部に抗議文を送付した。

日本の母子家庭の母は、八五%が働いているが、これは先進諸国の母子家庭の就労率と比較すると非常に高い。また最近失業率が八・九%と高い。母子世帯の平均年収は二四三万円。日本の母子家庭の約八割以上が現在の暮らしを「大変苦しい」「苦しい」と思っている。こうした母子家庭の貧困は、男女の賃金格差・非正規労働の増大・長時間労働など社会構造上の問題、住宅費が高額であること、児童扶養手当や生活保護などの社会保障制度の抑制・削減政策に起因している。

こうした状況は文春記事ではまったく言及されず、急情な母子家庭の母が福祉を不正に受給するという記事となっている。

記事中には事実誤認が八箇所もある。①「母子寮」(正しくは母子生活支援施設)②「母子手当」(正確には児童扶養手当)などの用語の間違いは知識不足を露呈する。

さらに(以下趣旨)③「母子家庭が生活保護申請した場合ほとんど調査はしないで保護が支給される」(実際には資産、預貯金、勤務先、親・親族・前夫への扶養照会など詳細な調査をされるため生活保護受給申請が抑制されている)、④「母親と小学生の子供二人の場合月額二八万円、年収五〇〇万円を超える生活保護」(実際にはもっとも高額な都市部でも年間二七〇万円程度)、⑤「生活保護により労働意欲を失って怠惰な生活を送るケースが多い」(生活保護を受け続けている場合は、心身の病氣、夫からの暴力から隠れているための就労困難などであり、また受給者の半分は就労している)、⑥「小学教師が暴力夫が『紳士的な人ではない』と言及」(DV加害者か人前では「紳士的」な態度をとる傾向があるという認識不足)、⑦「母子寮入寮中は自家用車はもってはいけない」(高校入学後は母子寮を出る決まりなのに私立高校に通わせながら母子寮に居住)(そういった

決まりはない)、⑧「婚姻中の母と子を勝手に行政が保護」(婚姻継続中でも妻が暴力を振るわれていれば緊急避難される権利があることと認識不足)などおびただしい間違いのある記事である。

私たちはこうした重大な事実誤認が誤解と偏見を助長し、母子家庭を孤立させ生活をかすかと抗議した。私たちが恐れているのは、こうした誤解と偏見により生活保護が受給できず悲惨な事件が起こることである。最近、母子家庭の子どもや母親の餓死事件などが複数起っている。〇二年、岡山県倉敷市では母子家庭の十一歳の子供が餓死、母親も衰弱して発見された。

現在政府は、生活保護制度の受給者の急増を受けて、生活保護予算の抑制を図ろうとしている。生活保護の在り方検討委員会では、生活保護費のうちの母子加算(一級地で二万三千元)の廃止が焦点になっている。財政制度審議会からの圧力があり、厚生労働省としては、廃止したい意向である。生活保護制度の改悪の前には、こうした「不正受給」キャンペーンが今までも行われてきた。こうした動きを許さないために、さまざまな立場からの抗議や反論が必要だ。

しんぐるまざあず・ふおーらむ 赤石千衣子

### 短 信

◇警察庁と厚生労働省、人身取引被害者への対応文書  
八月十六日、警察庁生活安全局生活環境課と厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課は、各都道府県担当部署に、人身取引被害者への対応について文書を発信した。

警察庁、人身取引事案は重大な人権侵害行為であり犯罪組織の資金源になっており、国際的に大きな問題となっている。

事情聴取、外国人女性等は精神的に不安定になり警察への不信感も抱いていることが多いから、母国語を解する職員、女性職員を充てること。通訳も同様。

婦人相談所への保護依頼人身取引被害者と認められる場合は、婦人相談所、関係ボランティア団体に保護を依頼し、大使館領事館に状況を連絡すること。名称所在地等は公表しないこと。

厚生労働省 人身取引被害者にはこれまでにも必要な相談保護を行ってきたが警察署や関係機関と十分な連携を図り適切に対応すること

1. 被害者の事情を把握し出身国の大使領事館に連絡し滞在滞留していることが多い反面、人権侵害の被害者であることに配慮すること

2. 不法滞在であっても被害者は重大な犯罪の被害者であるから心身の状況によっては一時的保護の終了を円滑になされるよう配慮すること

3. 人身取引被害者は犯罪組織から危害を加えられる可能性もあり、関係機関、大使館、関係民間団体との連携協力に努めること。



# 売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
 矯風会第2会館内  
 電話替刊 (03) 5386-4041  
 00170-9-31099  
 1973年2月1日

## 人身売買禁止法案にかかわる要望書

報道によれば政府は人身売買(トラフィッキング)禁止法案を来たる通常国会に提出することです。  
 私たち売買春問題ととりくむ会ではかねてから来日女性問題としてとりくみ、参加団体の中には、外国人女性・母子のためのシェルターを設けて保護し、関係機関に被害者を告発してきたところもあります。政府の対応は遅きにすぎた感があります。現状打破の面からいえば一歩前進といえましよう。  
 私たちは法制定に当たり、次のような内容になることを望むものであります。

- 被害者関係**
- ・現状のような法律違反者扱いではなく、被害者としての保護を制度化すること
  - ・彼女たちの保護は既存の婦人保護事業を利用することになるであろうが、現状ではDVケースもかかえているので、拡充強化して、保護に当たることが必要である。
  - ・一九四九年の人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約でも、入国者の保護や母国送還は国境までは受入れ国の負担とされているのであるから帰国旅費問題は各国大使館とも連携の上、解決すること。
  - ・個人々のケースで、日本に在留することが適当と判断される場合、在留資格を容易に確保できることが必要である。
  - ・民間シェルターは経済的苦境にあつて来日女性たちの支援活動を続けている。シェルターに対しての支援措置が必要である。各県の婦人保護行政と連携するためにも、民間活動は活況にならなければならない。
- 加害者関係**
- ・刑法二二六、二二七条等の国外移送目的略取に対応する国内移送者・搾取関係者の処罰の条項を新設すること。
  - ・加害者を厳重に処罰すること。初犯であっても執行猶予を付けることは再犯の可能性が大である。
  - ・売春防止法はじめ関係法律の罰則を強化し適用の拡大を図ること。
  - ・売買春・性売買を許し、性産業業者を公認している現状の法体系では被害女性を守り減少させることはできない。いま来日女性たちは性風俗特殊営業地域で多く働かされている現状を改革すべきである。

売春防止法を獲得した団体の後身組織である私たちの志を汲みとり、お立場を活かしてのとりくみをお願い申し上げます。  
 二〇〇四年十月四日

- 法務大臣 南野 知恵子 様  
 厚生労働大臣 尾辻 秀久 様  
 衆参法務委員会 各委員  
 自民党人身取引対策特別委員会 各委員

政府は人身取引対策関係 リングをおこなった。  
 省庁連絡会議を設置、人身 自民党は九月十五日に人身取引対策特別委員会を発  
 売買禁止の法整備作業をおこなった。森山眞弓委員長、村憲久議員が委員となった。  
 こなっているが、十月二十七日に足させた。上川陽子副委員長、塩崎恭  
 日には人身売買禁止ネット ワークの大津恵子、吉田容 久事務局長、下村隆文、滝  
 子、玉井桂子三氏とサーラ 実、野田聖子、山本拓、国 民民主党は小宮山洋子衆院  
 一の武藤かおり、新倉久乃、井正幸、松田岩夫、松村龍 Tでとりくんでいる。  
 森田カリーナ三氏からヒア 二、山本一太、尾辻秀久、

## 参議院内閣委員会云審議

2004.11.4

岡崎トミ子議員(民主)私杯。それに人身売買も加わ  
 は国連、タイ、カンボジア 杯。それに人身売買も加わ  
 に行き、日本の人身取引受 杯。それに人身売買も加わ  
 入れ国の状況を聞いた。日 杯。それに人身売買も加わ  
 本は監視対象国になったが 杯。それに人身売買も加わ  
 政府の連絡調整会議の現状 杯。それに人身売買も加わ  
 はどうか。 杯。それに人身売買も加わ

四月に関係省庁連絡会議を 杯。それに人身売買も加わ  
 設置、年内に包括的な行動 杯。それに人身売買も加わ  
 計画を策定すべく関係省庁 杯。それに人身売買も加わ  
 と緊密に連携調整中である。 杯。それに人身売買も加わ  
 岡崎議員 国は強制労働、 杯。それに人身売買も加わ  
 強制売春、臓器売買は犯罪 杯。それに人身売買も加わ  
 とし刑法改正と行動計画を 杯。それに人身売買も加わ  
 発表するが新法をつくる声 杯。それに人身売買も加わ  
 が聞こえてこない。タイの 杯。それに人身売買も加わ  
 タクシン首相は被害者の保 杯。それに人身売買も加わ  
 護を重視している。日本 杯。それに人身売買も加わ  
 は新法で被害者保護をして 杯。それに人身売買も加わ  
 国の内外に示すことが重要 杯。それに人身売買も加わ  
 鈴木政府参考人 人身取引 杯。それに人身売買も加わ  
 対策で被害者保護が重要で 杯。それに人身売買も加わ  
 あることは認識。どのよう 杯。それに人身売買も加わ  
 な制度改正が必要であるか 杯。それに人身売買も加わ  
 は関係省庁で鋭意検討中。 杯。それに人身売買も加わ  
 岡崎議員 被害の防止、救 杯。それに人身売買も加わ  
 済、その法制度が今皆無な 杯。それに人身売買も加わ  
 のだから、是非新法で位置 杯。それに人身売買も加わ  
 付けたい。被害者の入管行 杯。それに人身売買も加わ  
 きで付添人が震えあがるよ 杯。それに人身売買も加わ  
 うな態度で接しられた。入 杯。それに人身売買も加わ  
 管は被害者支援センターの 杯。それに人身売買も加わ  
 設置を検討してほしい。 杯。それに人身売買も加わ  
 三浦正晴法務省入国管理局 杯。それに人身売買も加わ  
 長 入管は在留特別許可制 杯。それに人身売買も加わ  
 度の弾力的な運用を行う。 杯。それに人身売買も加わ  
 警察や婦人相談所など各省 杯。それに人身売買も加わ  
 庁の所掌事務に応じた取組 杯。それに人身売買も加わ  
 をして情報交換、連携を密 杯。それに人身売買も加わ  
 にして被害者保護に努めた 杯。それに人身売買も加わ  
 い。

岡崎議員 警官は一人一人 杯。それに人身売買も加わ  
 が人身売買という犯罪の摘 杯。それに人身売買も加わ  
 発をしてほしい。厚労省所 杯。それに人身売買も加わ  
 管の婦人相談所はDVとか 杯。それに人身売買も加わ  
 麻薬とかの駆け込みで手二 杯。それに人身売買も加わ

石川薫外務省国際社会協力 杯。それに人身売買も加わ  
 部長 二〇〇一年十二月の 杯。それに人身売買も加わ  
 横浜会議、国連大学での会 杯。それに人身売買も加わ  
 議などでNGOの幅広い参 杯。それに人身売買も加わ  
 加あり。 杯。それに人身売買も加わ  
 岡崎議員 同じ内閣委の神 杯。それに人身売買も加わ

### 韓国の立法

韓国では「性売買斡旋等  
 の行為の処罰に関する法」  
 と、「性売買防止及び被害  
 者保護等に関する法」が、  
 三月二十二日制定、九月二三  
 日施行となった。  
 米商務省の人身売買報告  
 書は二〇〇一年に、韓国を  
 「最低基準を遵守しておら  
 ず、遵守に向けた有意義な  
 取り組みも見られない」第三  
 層に分類した。  
 第三層に分類されたこと  
 は韓国社会に衝撃をあたえ  
 た。各メディアにとりあげ  
 られ韓国政府が人身取引の  
 強化に向きつけかけとなっ  
 た。人身取引対策会議を設  
 置、国会では議員提案によ  
 る法案提出、女性部による  
 全国的な性売買実態調査な  
 どが行なわれ、法案成立に  
 至った。

「三位一体改革」にかかわる要望書

「三位一体改革」は国庫(臨調)の提案が震源地補助負担削減、地方に財源委譲、地方交付税削減を...

三兆円の財源移譲をめどに代りに国家補助負担金を減らすとの報道があり、やがて婦人保護事業二六億円...

要望書

「三位一体改革」、地方分権推進の流れとして国庫補助負担金改革案が報道されています。そのリストの中に婦人保護事業費補助金・負担金があることを知りました。

婦人保護事業は売春防止法に根拠をおく事業で先人たちの労苦の結晶ともいべきものと私たちは考え、継承してききました。先ごろのDV防止法またい...

地方分権推進・地方自治拡大は民主主義確立のために必要な方向とは私たちが認識しておりますが、生活保護などが移譲を求めない補助金対象であるように、婦人保護事業も同列の扱いを求めます。日本...

- 全国知事会 会長 梶原 拓 様
全国都道府県議会議長会 会長 上田 信雅 様
全国市長会 会長 山出 保 様
全国市議会議長会 会長 片山 尹 様
全国町村議会 会長 山本 文男 様
全国町村議会議長会 会長 中川 圭一 様

地方6団体による「国庫補助負担金等に関する改革案」

全国知事会 会長 梶原 拓 様
全国都道府県議会議長会 会長 上田 信雅 様
「婦人保護施設の今後を考える研究会」

平成十六年十一月五日

救世軍婦人寮 施設長 西宮 幸治
東京都新生寮 施設長 高橋 真澄
慈愛寮 施設長 河田 貞子
いづみ寮 施設長 横田 千代子
いこいの家 施設長 池田 康子
神奈川県さつき寮 施設長 榎本 睦生

八月二四日付「国庫補助負担金等に関する改革案」の中の「売春防止法、DV法に基づく女性保護、婦人相談所の運営費」(婦人相談所の運営費)...

現在でも地域格差が大きく、地方分権にはなじまないものがあります。以下の理由から、委員対象補助金からの除外に向けて再考いただき...

1. 婦人相談所に辿り着く女性、婦人保護施設を利用する女性たちには、その成育歴に不十分な養育環境、経済的貧困、性的暴力(レイプ、近親姦を含む)、身体的・精神的な暴力など、悲惨な実態がうかがわれます。また、知的障害等がある女性たちが売春で身を立てざるを得ない実状は現在でもあるのです。

しかし、社会ではこの実態は余りにも知られておりません。「自尊心」「自己肯定」もなく自分を責め続けながら生きている女性たちが人権侵害を受けています。この救済は国が担う責務があると考えます。2. DV被害により施設に...

保護されてくる女性たちのほとんどが児童同伴です。母親は想像を絶する凄まじい暴力を受けてきます。自分が暴力を受けていることへの心の傷はもろろんですが、現場で暴力を見てきた子供たちにも取り返せない大きな心の傷となって残っています。子供たちの自傷行為、登校拒否、拒食などが生活上の支障となることがあつとをたしません。現在は母親が養育能力不十分と判断された子供たちは乳児院、児童養護施設に預けられています。日本には養育能力不十分な母親が生活する施設がないのです。障害などによって養育能力不十分な母親が共に生活できる権利が国の責務によって守られる必要があると考えます。3. 婦人保護事業は「次世代養育支援」にも関連しています。婦人保護施設には自身が幼児期に虐待を受けた女性たちが多くおります施設は同伴児童、母子分離をしていて委託施設児童の育成にも全力投球しています。少子化対策が国の施策にも掲げられていますが、婦人保護事業はその一端をすでに担っているのです。児童の問題を児童関係者のみの問題ではなく、地域の...

日本軍「慰安婦」被害者の名誉と人権回復のための歴史館建立建議書

韓国では挺身隊と民主労働党がともに「慰安婦」問題に対する韓国政府の対日外交姿勢を問題とし、国政監査を要求する活動を展開してきた。

その後議員たちは、日本政府の謝罪と賠償とあわせて日本軍「慰安婦」問題を国政監査の議題として扱い、権容吉議員の「韓国政府が率先して記念館をつくることを提案」し、引き続き韓明淑議員が決議し、国会は統一外交商議員らが満場一致でこれを受入れ、採択された。十一月十二日の国会本会議で建議書が採択された。

建議書

日本軍「慰安婦」被害者の名誉と人権回復のための歴史館建立を求めると建議書

大韓民国国会は日本軍「慰安婦」と通称される日本軍性奴隷制度はわが民族の痛みであり、女性の人権を踏みにじった反人道的、反人類的犯罪行為とし、この問題の解決を求める被害者たちの叫びと運動が始まって十五年の歳月が流れたが日本はいまだ問題を解決していないという事実を確認、去る十五年間九〇余名の被害者が亡くなり、現在生存している二九名の被害者もほとんど七〇代後半から九〇代という高齢で、健康もすぐれない状況で、自らが死ぬ前に日本政府から公式謝罪と法的賠償を受けることを切に願っており、人類歴史に再びこのような女性奴隷犯罪がおこらないよう、後世に正しい歴史教育をすることが必要。解放六〇年となる二〇〇五年度は日本軍「慰安婦」被害者たちに真の解放を与えるため、また、わが国が被害者らの痛みを和らげる主権国家と感ぜられるようにするために、次のように決議する。

- 1. 大韓民国国会は日本軍「慰安婦」被害者が歴史の証人として生存している間、彼女たちの名誉と人権を回復できるよう最大限努力することを明らかにする。
2. 大韓民国国会はわが政府がわが後世たちに正しい歴史教育を実施できるよう、日本軍「慰安婦」被害者たちの実像を証言する歴史館を建立するよう求める。
二〇〇四年一〇月二二日
韓国国会 統一外交商委員会

短 信

◇渡鹿野島その後

売買春問題ととりくむ会ニュース一六九号で三重県磯部町の渡鹿野島の状況を紹介したが、賛助会員から遅すぎたとの投書があった。参加団体の全国地域婦人団体連絡協議会に三重県地連のとりくみを要望、また三重県男女共同参画室にニュースを同封、県内の女性問題としてのとりくみの要請、三重県警に連絡して渡鹿野島に交番設置をはかることを提言した。警察庁生活安全局にも人身売買禁止法も検討される昨今、女性たちがかけこめる交番を置くことが必要と主張した。

◇全国同時証言集会の企画
学生たちが中心で全国同時証言集会「消せない記憶」を十二月四日に開催する。新潟、東京、静岡、京都、大阪、広島、高知、福岡、沖縄の日本各地九か所、日本軍「慰安婦」問題に関する集会を一斉開催する。被害女性たちを可能な限り多くの被害地域から招きパネルディスカッションやワークショップをおこなう実行委員会メンバーは多くが被害女性の証言で衝撃を受けての参加である。東京地域は振替〇〇一七〇一八一三七二六一、全国同時証言集会東京実行委員会事務局より

◆皆様からお寄せいただいた「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する請願書」が左記の議員から提出されました。(敬称略)
神本美恵子、下田敦子、千葉景子、福島瑞穂、円より子各参院議員。

以上のことから、婦人保護事業関係の補助金を、現時点において地方公共団体へ委譲することがあってはならないと思っております。未定着な状況にある女性保護の保障は国が支えるべき事項であることを再考いただくよう要望いたします。

# 売買春問題ととりくむ会

発行所 売買春問題ととりくむ会  
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
 矯風会第2会館内  
 電話 03-5386-4041  
 FAX 00170-9-31099  
 振替 1973年2月1日

## 文部科学大臣の発言撤回を求める 抗議書

報道によって大臣の「従軍慰安婦」問題の発言を知りました。歴史教科書について、自虐的な従軍慰安婦とか強制連行の言葉が減ってきたのは本当によかったと、別府市のタウンミーティングで述べられた由、甚だ遺憾に存じます。

私たち売買春問題ととりくむ会は売春防止法を獲得した団体の後身組織で、内外の売買春、性搾取の問題にとりくんできました。「従軍慰安婦」問題には一九八八年、韓国の尹貞玉梨花女子大教授を囲んでの集会から始まり、現在に至っています。

「慰安婦」問題はかつて日本が犯した戦争犯罪であり、性差別・民族差別の象徴ともいえます。この紛れもない事実を、将来の日本を担う生徒・学生達に正確な知識として提供されなければなりません。「慰安婦」問題に限らず国際社会に通用する歴史教育が必要でありましょう。

日本はいまだ戦後責任を果たしておらず、私たちは韓国はじめアジアの女性たちに出会うごとに日本国民としての責任を感じさせられており、立法による解決を求めるものです。

日本の文教政策の最高責任者である大臣の反省を求め、発言を撤回してより良い職務遂行をされるよう切望いたします。

二〇〇四年 十一月三十日

売買春問題ととりくむ会

文部科学大臣 中山 成彬 様

中山成彬文部科学大臣は 去る11月27日、大分県別府市でひらかれたタウンミーティングに出席し、「歴史教科書が極めて自虐的で、やっと最近、いわゆる従軍慰安婦とか強制連行といった言葉が減ってきたのは本当によかった」などの発言をしている。

11月30日中山文科相は記者会見で「個人的立場の発言は控えるべきだった」と弁明したが、教科書採択を前にして不適切な発言であることをしている。

### 予告

#### 第七回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議

テーマ 戦後六十年、加害国日本の責任を問う  
 「慰安婦」問題の解決にどう取り組むか  
 日時 二〇〇五年二月十一、十四日  
 会場 韓国YMCAアジア青少年センター(東京)  
 賛同金 【団体】一口一万円 【個人】一口三千元  
 郵便振替 〇〇一六〇一七〇七〇四五六一

## 人身取引対策行動計画(抜粋)

### 人身取引対策関係省庁連絡会議

2004.12.7

I 人身取引対策の重要性  
 人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引がその被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす、その損害の回復は非常に困難だからである。

II 人身取引の実態把握の徹底  
 1 被害者の実態把握  
 ○関係機関による被害者の実態把握  
 警察及び入国管理局において、外国人女性等が稼働する店舗、外国人労働者が稼働する建設現場や工場等の実態把握、人身取引事犯に係る外国人、ブローカー雇用主等に関する情報の収集に努めるなど、関係機関において情報収集活動に努めるとともに、入手した情報を集約した上でこれを共有し、また婦人相談所においても人身取引被害者の保護の状況について調査を行うことなど、被害者の実態把握に努める。さらに各機関の間で事実を引き継ぐ際には遺漏なきよう、確実な連絡体制を確立する。

2 ブローカーの実態把握  
 ○捜査機関におけるブローカーの実態把握  
 ○退去強制手続等におけるブローカーの実態把握

3 外国人政府及び関連機関との情報交換  
 諸外国政府及び関連機関等との間で連絡ネットワークを立ち上げ、関連情報の収集を推進する

4 人身取引被害者の保護  
 ○査証に係る偽変造対策  
 ○「興行」の在留資格・査証の見直し  
 ○在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し  
 ○上陸審査及び在留資格の厳格化  
 ○適正な査証審査の実施  
 ○在留資格「興行」を悪用した人身取引事犯の取締りの強化  
 ○偽装結婚対策  
 ○在留資格取消制度の活用

このような認識の下、政府は人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の密接な連携を図り、国際社会と強調し、これを早急かつ着実に推進するため、本年四月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置した。人身取引は複合的かつ幅の広い問題であり、人身取引対策を推進するに当たっては、その防止・撲滅、被害者の保護を含む総合的・包括的な対策を取ることが重要であることから、人身取引政府協議調査団をフィリピン及びタイに派遣し、内外の関係機関やNGOの意見を聴取した上で、総合的・包括的な人身取引対策を早急に講ずることを目指して、行動計画を策定し、国際的な組織犯罪である人身取引に決然として立ち向かうこととした。

5 不法就労防止の取組み  
 ○不法就労事案の厳正な取締り  
 ○不法就労防止に係る総合的な広報・啓発推進  
 ○性風俗関連特殊営業等への不法就労の防止

6 人身取引被害者の多くが風俗営業、性風俗関連特殊営業等に不法に就労している状況があるので取締徹底  
 ○性風俗関連特殊営業の規制の在り方の検討  
 ○売買春防止対策の推進  
 ○売買春事犯の取締り  
 ○売春防止法に基づく被害者の保護

7 学校教育、家庭教育等における取組み  
 3 人身取引を撲滅するための対策の推進  
 (1) 刑事法制の整備  
 ○人身の自由を侵害する行為の罰則の整備  
 (2) 取締りの徹底  
 ○悪質な雇用主、ブローカー等の取締り徹底  
 ○関係機関の取締り徹底  
 (4) 諸外国捜査機関等との連携強化及び情報交換

8 強姦致死傷は無期もあつたが懲役3年から5年が、懲役5年から20年に、強姦は懲役2年から15年が、懲役3年から20年の刑に引上げ。強制わいせつは懲役6か月から7年が、懲役6か月から10年になった。  
 傷害は10年以下の懲役か30万円以下の罰金・科料から15年以下の懲役か50万円以下の罰金に、傷害致死は懲役2年から15年が、懲役3年から20年。強姦致傷は懲役2年から15年が、懲役6年から20年、無期もありとなった。  
 危険運転致傷は懲役10年以下が懲役15年。加重障害・常習的障害は1年から10年が懲役1年から15年になった。  
 新設は集団強姦罪が懲役4年から20年。集団強姦致死傷罪が懲役6年から20年が無期である。時効は15年のは25年に、10年のは15年に延長された。

行動計画では人身取引被害者を保護の対象として明確に位置づけ、被害者が心身に過酷な状況におかれていたことを十分配慮し、被害者の状況に応じ、きめ細かな対応を行うとともに、加害者(ブローカー、雇用主等)の処罰に関しては事業の重大性を十分に踏まえ、刑法令等の整備を図る

1、人身取引議定書の締結  
 ○人身取引議定書の締結議定書の早期締結のため

2、人身取引議定書の締結  
 ○人身取引議定書の締結議定書の早期締結のため

3、人身取引議定書の締結  
 ○人身取引議定書の締結議定書の早期締結のため

4、人身取引議定書の締結  
 ○人身取引議定書の締結議定書の早期締結のため

# 消せない記憶

## 全国同時証言集会

2004. 12. 4

二〇〇四年十二月四日、日本軍「慰安婦」被害女性を招き、「全国同時証言集会」消せない記憶」を全国十カ所（新潟・東京・神奈川・静岡・京都・大阪・広島・高知・福岡・沖縄）にて一斉に開催した。韓国・台湾・フィリピンから計八名の「慰安婦」被害女性が参加。当時の証言をし、日本政府による公式謝罪と法的賠償の早期実現を訴えた。

私が「慰安婦」問題について関心を持ったのは、二〇〇三年の秋、集本番の約一年ほど前だった。図書館で「従軍慰安婦」に関する一冊の本をみつけたのがきっかけだった。そこに書いてあった想像を絶するほどの日本軍「慰安婦」の実態・証言に私は言葉を失った。

それから関連の集に出掛けたり、韓国の「ナヌムの家」（「慰安婦」被害者の共同生活施設）を二度訪れ、実際に被害者の証言を聞く機会も得た。証言を直接聞くという事は私にとっても貴重な体験だったが、それと同時にどこかしらも感じた。「多くの人たちが日本から来ておぼろげに話を聞いて帰っていき、それっきりで終わってしまったのでは」という不安が、自分もその一人ではないか。自分もその一人ではないか。でも私一人では一体何が出来るのだろうか……

そんな思いを抱え、全国同時証言集会という企画が東京で上がっているという話を昨年四月にナムム

の家のスタッフの方に教えてもらい、飛びついた。東京実行委員会のメンバーの多くが被害女性とその証言に出会い衝撃を受けた経験を持っていて。そして彼女たちの望みを実現するため、自分たちが動き出したい、もっと多くの人たちにこの事実を知って欲しい、そんな思いを持つ仲間が集まりこの企画はスタートした。

全国各地へ集会参加の呼びかけから始まり、開催日時や招待する被害者の決定資金集め、広報、初心者から私たちがすすべてが一からのスタートだった。予想以上に各地から賛同の声が上がり、最終的には全国十カ所での開催となったこの集は計画から実行まで各地の学生や市民が中心となり作り上げた。

東京会場ではフィリピンからベアトリス・トゥアソンさんを証言者にお招きし、①被害女性の証言、②スライドを用いた「慰安婦」問題のレクチャー、③フィリピンにおける慰安婦問題の解説（フィリピン「慰安婦」裁判や「国民基金」をめぐる支援団体の分裂など）、④実行委員会からメッセージという四本立てのプログラムにした。証言者のベアトリス・トゥアソンさんは、十三歳のときに両親を目の前で殺害された「慰安婦」にさせられた経験語り、このようなことが二度と繰り返されないために、日本政府が被害女性に謝罪と賠償を行う必要

があることを訴えた。二〇〇人を超える来場者で満員となった会場は、証言に聞き入る人々の熱気に包まれた。集会の前日には、被害者二名のトゥアソンさん・李容珠さん（韓国）と細田官房長官との面会が実現し、「名誉を傷つけたことを心からお詫びする。皆様の気持ちをお聞きし、日本も平和国家として二度とこのようなことをおこすことがないよう努力をしていきたい」という言葉があった。この面会も、私たちが支援団体に国会議員との面会の協力を呼びかけたことから始まり実現できたもので、ひとつの大きな成果を残すことができた。

今回来日した被害女性たちにもどう伝えるか、それが会場にきた全員に問われたことだと思ふ。そして彼女たちがはるばる日本まで来て、当時の苦しい「消せない記憶」を私たちに話して語っているというこの意味を私たちが考えなければならぬ。「戦後六〇年」を迎えた今、私たちがこの問題を解決していかないならば、多くの人がこの事実に関心を持って無関心で歴史の忘却や否定に加担しているのではないだろうか。「行動に移さなければならぬ」と私には常に思っているし、これからも行動しつづけていこう。

東京実行委員会代表 酒井美直

# 人身取引対策に関する

## NGOとの意見交換

2004. 11. 24

内閣府は要望に応じてNGOとの意見交換をおこなった。文書が届くわけでもなく開催は事実であろうからぜひ出席したいと申込みから実現まで手間どったが、当会から四人が参加。受付で人身取引対策行動計画案が渡される。後で回収する、会場の参考資料のこと。一人一人確認しての文書であった。政府側とNGO側の座席表があるが押しかけ出席者の名前はなし。後部の椅子に座った鈴木内閣参事官から行動計画案は作業中、みなさんと共通の思いであろうと挨拶。足木外務省人権人道課長から政府調査団がフィリピンへは9月13・14日、タイへ9月15・16日と調査したとの報告がある。

佐々木郁子元婦人相談員が婦人相談所福祉事務所の対応、夜間体制弱体、職員異動で専門知識が蓄積されない。人身売買ケースの専門施設が必要、婦人補導院活用の提案がある。

サーラーの武藤かおり氏は警察経由の入居はない。警察体制の完備、被害者ホットライン設置、支援の財政を国費対応での要望。IMADR原由利子氏は被害者支援を加害者からの没収であるとかODAの活用を、被害者が来日せず地元での自立支援が必要。

ビザ問題では沖法務省入国管理局参事官が興行ビザの見直しを検討、業界より厳しすぎるの意見は出てくるが緩和は考えずとのこと。田端警察庁生活環境課

長は性風俗関連特殊営業規制のあり方を検討中、一〇番での外国語対応を多くしたい。足木課長は帰国旅費を予算要求中である。ODAを国内で使いたいがない、該当国で実施したい。高橋が矯風会女性の家H ELP運営十八年の状況、とりくむ会の活動、ニュース百七十号の内容をあげ、日本の財政状況から既存の婦人保護事業の利用となるが現在でもDVケースで予算人員などの拡充強化が必要、公的施設より民間シエルトの方が手厚い支援をする。しかし財政支援は絶対必要である。HELP 18年間、国の支援はゼロである。各地のDVシェルターを活用せよ。加害者問題では性産業公認政策は法体系の矛盾、政府の責任として解決せよなど主張した。

田端課長は法改正を検討中という、法務省は刑法改正を通常国会に提出予定。山田厚生労働省家庭福祉課長は婦人相談所一次保護施設を活用したい。新財源は不可能で現存のものを有効活用する。沖参事官は女性たちを入管ではなくシェルターを利用したい。国費送還は強制退去者、短期滞在はIOM（国際移住機関）支出を今後努力したい。

見直しであって立法しないのが前提か、省庁連絡会議より強力機関が必要ではないかに対して、鈴木参事官は特別立法はせず既存制度の強化、刑法、風営法、入管法などを改正予定、包括的な被害者保護法は考え

# ボルノ・買春問題の現在（いま）

2004. 11. 28

ボルノ・買春問題研究会 五周年記念シンポジウムとして、文京区民センターで開催された。研究会は女性の権利の観点からボルノの問題にとりくんできた。女性の権利、性的自由、性的平等を擁護するフェミニズムの見地から、ボルノ・買春問題、セクシャリティをめぐる問題を調査、研究し、ひろく社会に働きかけていくことを目的として、一九九九年十二月発足。発起人の中里見博福島大学教授は研究者の立場のみではない。一九九〇年より事実を明らかにしたいと女性弁護士、婦人相談員、フェミニストカウンセラーに働きかけ、調査を行ってきたと発言。

関係者へのインタビュー、暴力AVの視聴分析、製作元HPの分析、相談員対象のボルノ被害実態調査、ボルノが関連した連続女性暴力事件の公判傍聴、アメリカにおける反ボルノ運動の研究、キャサリン・マッキンノンとの対話集会・出版、……

連携会議は内閣官房副長官補がトップだが閣僚レベルにあげたい。論議を真剣にうけとめたい。十二月、中旬までに行動計画を確定したいの発言で閉会。

学習会開催、一般向けメールングリスト、被害者支援ネットワークづくり、ホームページ運営、女性学研究会などに参加。論文・資料集第五号まで発行などボルノの社会問題化を目指した動きが紹介される。会場には資料、出版物が展示販売されていた。

観光政策としての売買春―渡鹿野島をめぐる―は藤野豊氏。とりくむ会ニュース一六九号記載の事実を報告。地域振興策としての公娼制度であったし、渡鹿野島の状況が象徴している。町当局は出版中止を要求してきた。公権力による出版妨害ではないか。解放出版社は出版の意思があるが、部落解放同盟の態度があまりである。同盟三重県支部を町当局が抱き込んだ。島は漁業は小規模であり海水浴場も小さい。観光業が盛んで島内に売買春がとけこんでいる印象をうける。

質疑応答のときに藤野氏は磯部町の謝罪要求はショックだった。ボルノ・買春問題研究会や買春問題ととりくむ会との出会いに力づけられたと話された。

戦時性暴力とボルノ・売買春は清末愛砂氏。イラク戦争で性的虐待の写真が流れ威圧効果があった。女性（アメリカ軍兵士）が加害者であることのニュース性があつた。被害者だったから『常軌的』。米軍に拘束されたイラク女性の状況は知られていない。『慰安婦』問題未解決が戦時性暴力を続けさせている。

インターネット時代の暴力ボルノは山本有紀乃氏。一九八〇年以降、機器の発達で暴力ボルノが盛んになつた。インターネットやDVDで家庭に侵入、盗撮も可能となる。制作現場はエスカレートし確信的になる。加害者は組織化され女性憎悪、生意気な女への懲罰など女性の被害は増加した。角田由紀子弁護士が司法試験に出ないから強姦罪が講義され俗論で法律家になる現状について発言。

ボルノ・買春問題研究会 千六〇三福島市金谷川福島大学行政社会学部中里見研究室 〒950-8584

# 短 信

◇「三位一体改革」その後 婦人保護事業も「三位一体改革」の対象でありその決着が注目されていたが、04年11月26日、政府と地方六団体の間で合意が成立、対象にあがっていた多くの事業は当面現状のままとなり、次年度予算案が作成されている。

◇婦人保護施設廃止 売春防止法第36条に定められている婦人保護施設を廃止した県は山口県となった。青森、富山、長野、山梨、奈良、岡山、鳥取、島根、徳島、熊本、宮崎である。婦人保護施設は法文では「設置することが出来る」という任意設置であるため、廃止は法律違反ではなく、廃止県は婦人相談所一時保護施設で代行させている。

◇NHKに自民党議員圧力 女性国際戦犯法廷取材放映にあたり内容が改ざんされ裁判中であるが、1月12日朝日新聞によると自民党安倍晋三・中川昭一両衆院議員がNHK側に圧力をかけたことが判明。VAW WINE T ジャパンが抗議。

# 売買春問題ととりくむ会

発行所 売買春問題ととりくむ会  
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
 矯風会第2会館内

電話 (03) 5386-4041  
 FAX 00170-9-31099  
 振替 1973年2月1日  
 創刊

## 第7回日本軍「慰安婦」問題

### アジア連帯会議

2005. 2. 12—14



この連帯会議は、日本軍「慰安婦」制度の被害者が初めて声をあげた翌年、一九九二年にソウルで第一回を開催。その後アジア各地で開催され、今回は第七回目となる。開催国日本では実行委員会を結成、戦後60年の今年、何としても「慰安婦」問題の正当な解決を実現したいと、日本政府に国連など国際諸機関の勧告に働きかけることを求め、アジア各国の人々と共に立法化実現の運動を進めるため、連帯会議への賛同・参加を広く呼びかけてきた(賛同は二月末現在約六〇団体)

前日の十一日夜は同会場レストランで歓迎レセプション。外国代表が全員揃わず、フィリピンからの代表が、フィリピン国会が日本政府への要望決議を一月二五日におこなったこと、フィリピン外務省がプレキをかけたこと、一月二十八日に日本大使館へのデモが行なわれたことなどを述べた。参加者の自己紹介をする。閉会后、日本側は最後の打ち合わせをした。

十二日の会議では、売買春問題ととりくむ会高橋喜久江事務局長が、会議実行委員会からの開会あいさつ。「第二回目を九三年に日本で開催して以来ほとんど事態が前進していない状況を、この会議が打破し、日本政府への圧力を願う」と述べた。各国からの現状報告と連帯提案者は、韓国挺身隊問題対策協議会(姜惠植)、朝鮮日本軍「慰安婦」・強制連行被害者補償対策委員会(文書代読)、中国(康健弁護士)、フィリピン(リベラ・ピリビナ・ドゥラ)、エクストレマドゥラ(スーザン・マカブア)、同ロラス・カンパニエラ(ネリア・サンチョ)、台湾(台北市婦人救援基金(廖英智)、オランダ(対日道義補償請求財団(文書代読))。日本からの報告と提案は、V.A.W.W.I.N.E.T.ジャパン(西野瑠美子)、「慰安婦」問題の立法解決を求める会(三宅和子)、下関判決を生かす会(梁澄子)、女性の戦争と平和資料館建設委員会(池田恵理子)が行った。

現状報告と運動提案を受けての討論では、「女性のためのアジア平和国民基金(二〇〇七年に解散する)は各国の運動に混乱をもちこみ、被害者の尊厳回復にはならず、償い金を受け取ったか否かに関係なく失敗であったこと、日本でおきているNHK番組改ざん、卒業式・入学式での国旗国歌強制、「新しい歴史教科書をつくる会」と行政の危険な動き、憲法・教育基本法「改正」をねらう動きは連動していることなどが話し合われた。これらと対決しながらの立法化運動、また、非暴力・平和な社会をめざす国際社会の幅広い運動と連帯することの重要性が強調された。

十三日午後は公開シンポジウムとして被害女性の挨拶とパネル討論が行われた。前日の連帯会議開会時に発言したフィリピンのルシア・ミサ、トマサ・サリノグ、ベアトリス・トゥアソンの三人、台湾の鄭陳桃、陳鶯の二人に加えて、到着したばかりの韓国の沈達蓮さんも挨拶した。中国の劉面煥さんについてはビデオを康健弁護士が紹介した。高齢や病気を押しつけて来日した被害女性はいずれも壮絶な体験と現在まで続く苦悩を語り、「慰安婦」問題が、日本軍の管理下で組織的に行われた犯罪であったことを生々しく証言した。

突然日本兵士が家に入ってきて連れだされた(中国・十五歳)、海外の食堂の仕事だとだまされた(台湾・二一歳)、止めよとした両親と抵抗した姉は銃剣で刺殺された(フィリピン・十五歳)・・・そして、例外なく「日本の政府に謝ってほしい。ほしなのは金でなく、正義の回復」と、参加者の胸を打つ訴えをした。

パネリストとテーマは次のとおり。韓国の真相明活動と過去史清算運動(韓国挺身隊問題対策協議会鄭淑子)、政治家のNHK番組介入の背景と記憶の改ざん(V.A.W.W.I.N.E.T.ジャパン(西野瑠美子))、重大な人権侵害の救済と国際法(青山学院大学申恵子)、「慰安婦」裁判の成果と課題(中国人「慰安婦」裁判弁護団山田勝彦)、「慰安婦」立法の制定実現に向けて(議員秘書)。最後に連帯会議の決議が読み上げられ、シンポジウム参加者の行動アピールとして確認された。

十三日は、前日の討論をふまえて、より具体的な行動提起として、立法解決に向けての討論が行われた。議員立法に関しては岡崎トミ子参議院議員の秘書勝木一郎氏から、これまで会期末ぎりぎり提出したこともあるが、今国会では民主党も機関決定をしているため二月中に法案を提出できると報告(その後二月二十八日に野党三党と無所属議員が「戦時性的強制被害者問題の解決促進に関する法律案」を参議院に六度目の提出)。戸塚悦朗龍谷大学教授は「立法提案が実現した現在、全国草の根の立法運動強化が問題解決の鍵を握る」と提言、街頭署名や地元議員に会うなどの活動報告(福岡)もあった。

行動アピールを含む決議案の討論も十二日に継続して行われ、確認事項と行動提起を含む決議が採択された(裏面参照)。会議参加者は、今後この決議に沿って問題解決への努力を強めることになる。

十四日は参議院議員会館で院内集会。午後の開会までの時間を政府への要望行動や、女性国際戦犯法廷の番組改ざん問題でNHKへ抗議行動を被害女性同道でおこなうなど、準備段階の

実行委員会で意見も出されたいが、いずれも採られず、午前は休養、午後は支援グループの案内で永田町に集合。司会は「慰安婦」問題の立法解決を求める会の渡部静子牧師。前日までの連帯会議の報告をとりくむ会高橋事務局長。配付された決議の内容に触れながら最後にここ参議院議員会館は一九八八年八月四日、尹貞玉梨花女子大教授を迎えて集会をひらいたところ。十六年半がたつ。政府も司法もだめ、立法による解決のみなので、議員の一層の努力を切望するとのべる。

韓国挺身隊協会は、今年一月だけで三人のハルモニ(おばあさん)が亡くなり、もう時間がないという焦りの中でも、自らの運動による希望と変化を味わっている報告をした。それが、盧武鉉政権のもとでの真相明活動と過去史清算運動の前進である。

昨年採択された日帝占領下強制動員被害者真相明法に基づき、真相明委員会が活動を始めた。今国会でも、解放後の歴史清算のための過去史法制定をめぐる論争が展開され、政府による真相明と反省作業が進行しているという。これは「民間からの絶え間ない問題提起と、議員を通じて法制定するよう連帯と圧力活動を継続した結果」、さらに「過去の過ちを正し被害者の傷を癒す作業が韓国内だけで進むならば半分だけ。これは日本でもより積極的に進行し、過ちをすべて明らかにし反省することから始めなければ」という問題提起を胸に刻んだ。

韓国挺身隊協会は、今年一月だけで三人のハルモニ(おばあさん)が亡くなり、もう時間がないという焦りの中でも、自らの運動による希望と変化を味わっている報告をした。それが、盧武鉉政権のもとでの真相明活動と過去史清算運動の前進である。

韓国挺身隊協会は、今年一月だけで三人のハルモニ(おばあさん)が亡くなり、もう時間がないという焦りの中でも、自らの運動による希望と変化を味わっている報告をした。それが、盧武鉉政権のもとでの真相明活動と過去史清算運動の前進である。

韓国挺身隊協会は、今年一月だけで三人のハルモニ(おばあさん)が亡くなり、もう時間がないという焦りの中でも、自らの運動による希望と変化を味わっている報告をした。それが、盧武鉉政権のもとでの真相明活動と過去史清算運動の前進である。

婦団連 堀江ゆり

とりくむ会 事務局

# 人身売買問題をめぐる

## 婦人議員との懇談会

05.1.19

国連の女性差別撤廃委員会、アメリカ国務省からも勧告・非難された日本の人身売買問題をめぐり、一月十九日、定例会後に意見交換会を開きました。民主党、公明党、日本共産党、社民党の議員をはじめ、秘書さんも含めて約四十人を超える参加で活発に意見が交換されました。

浜四津敏子議員(公明党)は、与党はプロジェクトチームをつくり六回会合をもった。人身売買罪、被害者保護対策、在留資格など三点をふまえて行動計画をつくった。その実施のため民間シェルターへの一時保護委託費一〇〇万の予算をつけた。DV対策費が使われていないので、それを人身売買にまわすことも可能。

岡崎トミ子議員(民主党)からは、スマトラ沖地震の津波がおき、子どもの人身売買被害が広がっている。タイとカンボジアの国境の人の流れを調べた。両国政府間で防止や保護、送還などの協力関係の覚書がかわされているので学びたい。日本では入管にかけこんでも犯罪者扱いされる。専門家をおくなどを要望している。人身売買とDV被害の二重の被害者をどう保護するのかが問題。

井上哲士議員(共産党)からは、人身売買問題で日本は被害者を犯罪者扱いしている。国際機関とアメリカから指摘を受け、政府は人身取引の被害者を保護の対象として位置づけ「行動計

画」を、加害者の処罰には国境を越えて人を売り渡すことを取り締まる刑法を今国会で策定するため法制審議会を検討している。クルド人の強制送還問題など政府には人権意識がない。人身売買の刑法成立をめぐる「フィリピン」が日本から消える(週刊文春)や、自民党本部で外国人芸能人招へい事業者が業界自主規制を推進するとして大きな集会を開き、国会議員も大勢参加している。骨抜きにならないよう、実効あるものにしてほしい。「行動計画」どまりで新法はできない。被害者を助けるために実効あるものにしてほしい。日本は一九四九年人身売買条約を批准しているので選択議定書の批准が求められる。

円より子議員(民主党)からは、民主党としても推進したい。性犯罪防止対策にどうとりくむかが課題。

福島瑞穂議員(社民党)からは、厚生労働委員会、予算委員会、一般財源化に反対した。党は十一月にプロジェクトを立ち上げ省庁と交渉した。単独法をつくりたいが運用で処理したいといっているなど、国会議員の方々から報告がありました。参加者からは、行動計画どまりではなく独立法が必要。一〇〇〇万円の予算で何ができるのか。人身売買の被害者はDVなど二重被害の人が多い、その人たちの対応は？。移送、保護経費など行政体系改革が必要。東京都などは帰国する被害

# 日本弁護士連合会への要望書

会長 梶谷 剛 様

日本弁護士連合会が民間法曹としてのご活躍に敬意をいだけております。

私たち売買春問題ととりくむ会は売春防止法を獲得した団体、売春禁止法制定促進委員会の後身組織として国内外の売買春・性搾取の問題にとりくんでまいりました。貴会とは沖繩の前借金問題に共闘を申し入れたのははじまり、個室付浴場業

二〇〇五年二月十二、十三日、私たちは東京で開かれた第七回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議に参集した。韓国、フィリピン、中国大陸、台湾、日本から約一五〇名が参加し、特にフィリピンからは初めて関係三団体(オランダ・北朝鮮はレポート参加)。一九九一年、日本軍「慰安婦」の被害者が名乗り出てから十四年あまりが経過したが、日本政府は真摯な謝罪、補償、真相究明を行っていない。この間、日本軍「慰安婦」問題の解決のための法案や真相究明のための法案が幾たびか提出されてきたが、未だ制定の見通しは立っていない。これは、アジア諸国への侵略戦争の反省に基づいて制定された平和憲法を「改正」しようとする政府・財界の動きと結びついて

一方、謝罪・補償の実現を求め続けてきた被害者の声を無視して強行された

## 第7回「慰安婦」問題連帯会議決議

はじめ法律・行政体系が女性の人権を真に確立させるには遠い状況にあることを改革するべく請願運動をはじめております。法体系を大改革するために貴会が法律家の立場から私たちがともにたたかっていることをお願いいたします。とくに両性の平等委員会のご活躍に期待するものであります。

二〇〇五年二月五日 売買春問題ととりくむ会 日本軍被害女性へ首相

国会議員への働きかけ 三月九日、戦後60周年日本軍「慰安婦」問題緊急行動ネット(第七回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議実行委員会が改称)は連帯会議決議文を全国会議員にとり、参院に提出された戦時性的強制被害者問題解決促進法案への賛同、成立を要望した。

◇女性のためのアジア平和国民基金と支給問題 アジア女性基金(略称)は、日本軍被害女性へ首相

三月二七日参院予算委で吉川春子議員(共)が「慰安婦」問題で質問。小泉首相 過去の政府の談話、基本的認識は変わらず、反省すべきは反省し将来の日本と各国の友好をはかる。細田官房長官 昨年十二月二人の被害女性と面会、心からのお詫びと反省の気持ちを表明した。

◇「女性福祉とは何か」その必要性と提言」刊行 林千代編、ミネルバ書房、二五〇〇円

事務局より

◇第7回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議の開催のために賛同費として従軍慰安婦支援基金から十万円をお送りしました。また「賛同のお願い」を前号二ユーエスに同封しましたが、多くの方が応えて、賛同費をお送り下さいました。改めて御礼申し上げます。

◇昨年から当会で取り組んでいる「性の蹂躪・性的搾取を許さない女性の人権の確立をめざす法制定を求め、非暴力・平和の社会の実現を目指す国際社会の幅広い運動と連帯する。」

二〇〇五年二月十三日東京第七回 日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議 参加者一同

### 短 信

などにおとりくみいただきました。今は亡き井田恵子弁護士とは公私にわたり親しくならせていただきまし

政府はようやく人身売買——トラフィッキングにとりくみ、今国会に刑法改正案関連法改正案を提出の運びになりました。法制審議会などに委員を出されている貴会としては十分にご承知のことと存じます。

二〇〇五年二月五日 売買春問題ととりくむ会

【国際連帯行動】

1. 日本軍「慰安婦」制度の被害女性とともに証言活動をすすめる。
2. 国連人権委員会、北京プラス10、ILO等の国際会議で国際社会に連帯行動を訴える。
3. 日本軍性奴隷制の責任者を裁いた「女性国際戦犯法廷」を歪曲・縮小したNHK報道に対する政治介入に抗議し、真相を究明する。
4. 日本軍「慰安婦」制度に関する文書を公開するよう日本及び関係国に求める。
5. 各国・各地で取り組みが始まっている記録・記憶の保存と教育活動のため、ミュージアム・ネットワークを構築する。
6. 女性の人権確立のため、社会にある性差別と闘い、非暴力・平和の社会の実現を目指す国際社会の幅広い運動と連帯する。

【確認事項】

1. 私たちは、「国民基金」は被害女性の尊厳回復にはならず、「償い金」を受け取ったかどうかに関係
2. 私たちは、「慰安婦」問題の解決を実現するために、以下を確認し、行動を提起する。
3. 私たちは何としても日本軍「慰安婦」問題の解決を実現するために、以下を確認し、行動を提起する。
4. 日本軍「慰安婦」問題の事実を各国の教科書に記述し、次の世代に伝える。特に、日本における中学校教科書採択において日本軍「慰安婦」を否定する教科書の採択を阻止する。
5. 残された日本軍「慰安婦」裁判を、アジアで連帯して支援する。

# 売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
 矯風会第2会館内

電話 (03) 5386-4041  
 FAX 00170-9-31099  
 振替 1973年2月1日

## 国連でも「慰安婦」は課題に 北京10とジュネーブ人権委員会報告

05.2.28-3.11  
 05.3.14-4.22

## 人身売買対策 刑法などの改正

北京10報告  
 国連北京世界女性会議から十年目の今年、ニューヨークの国連本部で「北京10」会議が開かれた(2月28-3月11日)。一九七五年から五年か十年ごとに大規模な国連世界女性会議が開かれてきたが、今回は第49回「国連女性の地位委員会(CSW)」を閣僚級に格上げして開催され、一六五カ国の政府代表が参加した。この十年の成果を検証する「北京10」は、男女平等を実現するための包括的な処方箋、「北京行動綱領」を再確認する「政治宣言」の採択が焦点となった。成果文書を新たに作らないという方針は昨年の段階でNGO側もわかっていたので、「慰安婦」問題に取り組み私たちの活動は、この十年の活動の成果とともに、未解決の課題であることを世界

の女性たちに知らせ、戦後六〇年の今年、被害女性たちの尊厳を回復するため「北京10」には、物価が高いニューヨークであるにも関わらず、保守派のバックラッシュに危機感を強めた女性たちが各国から延べ六千人が集まり、政治宣言や決議文へのロビーイングを行いつつ、国連内外でNGOフォーラムを開催。紛争と女性に関するフォーラムはいくつかあったが、そのうち二つが「慰安婦」問題を中心課題として取り上げた。

一つは、米国で活動する「慰安婦」問題に関するニューヨーク連合のジョン・キム弁護士が主催した「慰安婦」問題に関するフォーラム(シン・ヘス)、日本(渡辺美奈、米国在住(寺沢由紀)の支援者が、被害女性の状況や最近の活動について報告した。フィリピンからは、被害女性自身が参加、尊厳の回復をうたった「慰安婦問題の解決を求める百万人署名」を集めた。また、頻発する国連平和維持部隊に

よる現地女性への性暴力について、米国のデニス・スコット弁護士が報告。現在、世界各地で活動する平和維持軍は、派遣した各国政府に究極的な権限があり、兵士が犯した犯罪について国連には管轄権がない。犯罪防止と加害者訴追・処罰の仕組みを早急に整備することが求められている。

もう一つは、女性に対する暴力を根絶するキャンペーン団体Vidayが主催のフォーラムである。女性の性体験に関するインタビューをもとに「ヴァジャイナ・モノローグ」という演劇を一九九六年に発表した。エルトゥルクの報告からスタート。続く各国政府代表の発言では、韓国政府は表の発言では、「慰安婦」で明確に日本政府を批判した。その日の終了時間間際に日本政府が韓国に対し「反論権」を行使し、日本の姿勢は九五年の村山談話以来同じだ、被害女性のためアジア女性基金をつくった、教科書は国定ではなく編集者の自由に任されている、と発言。直ちに韓国が再反論し日本はクマラスワミ、マクドゥーガル両特別報告者の勧告に従うべきだし、教科書を検定しているのだから主張は理解しがたい、国際社会の求めるように姿勢を正せと主張したところを時間切れとなった。

治的権利)、議題12(女性に対する暴力)、議題13(子どもの権利)で、「慰安婦」や抑留者等に対する戦争犯罪で法的責任を果たさないことや教科書問題などについて韓国・朝鮮政府や各国NGOから日本政府に対し、例年をはるかに上回る数の批判がなされた。

人権小委員会や女性差別撤廃委員会が独立の専門委員で構成されているのとは違い、人権委員会は政府代表の集まりである。よってNGOの発言枠の内容を充実させることが、傍聴や海外NGOの人たちとのネットワーキングと並んで大事な仕事になる。

四月六日、女性に対する暴力の審議は、クマラスワミの後任の「女性に対する暴力」特別報告者、ヤキン・エルトゥルクの報告からスタート。続く各国政府代表の発言では、韓国政府は表の発言では、「慰安婦」で明確に日本政府を批判した。その日の終了時間間際に日本政府が韓国に対し「反論権」を行使し、日本の姿勢は九五年の村山談話以来同じだ、被害女性のためアジア女性基金をつくった、教科書は国定ではなく編集者の自由に任されている、と発言。直ちに韓国が再反論し日本はクマラスワミ、マクドゥーガル両特別報告者の勧告に従うべきだし、教科書を検定しているのだから主張は理解しがたい、国際社会の求めるように姿勢を正せと主張したところを時間切れとなった。

翌日は各国政府やオブザーバー国が発言、朝鮮政府も日本を批判した。その後NGO発言が行なわれ、六

つものNGOが「慰安婦」を取り上げた。私たちは日本政府が「慰安婦」問題について国際法上の責務を果たすまで常任理事国にしてはならないと訴え、用意していた発言のコピー30枚はあつという間になくなった。米国のInternational Education Development(カレン・パーカー)も戦争犯罪の被害者に完全な賠償を提供するまで日本とインドを常任理事国にするなど訴えた。韓国のシン・ヘスさんが隣に座ったシン・グリヨン・ハルモニの手を握り彼女の体験をもとに日本の常任理事国入りを認めないよう訴えると、大きな拍手を受けていた。この日も終了時間ぎりぎりに日本政府が「反論権」を今度は朝鮮政府に対して行使し、被害の数字には根拠がなく、それより拉致被害者を返せと主張。これに朝鮮政府が再反論、日本政府が再度反論、朝鮮政府が再々反論。場内が野次馬的に盛り上がり、時間切れとなった。

国連で採択されている人身取引議定書、密入国議定書を日本でも締結するため国内法の整備が進められている。

刑法一部改正 法制審議会の答申を経て閣議決定、二月二十五日参議院に提出、法務委員会の審議、四月二二日本会議で可決、衆議院に廻されている。施行は公布から二十日後である。

構成要件の見直し  
 一、人身売買罪の新設 二六条の二、人を買って受けた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。  
 二、未成年者を買って受けた者は、三月以上七年以下の懲役に処する。  
 三、営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買って受けた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。  
 四、人を売り渡した者も、前項と同様とする。  
 五、所在国外に移送する目的で、人を買った者は、二年以上の有期懲役に処する。

二二六条の三、略取され、誘拐され、または売買された者が、所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。

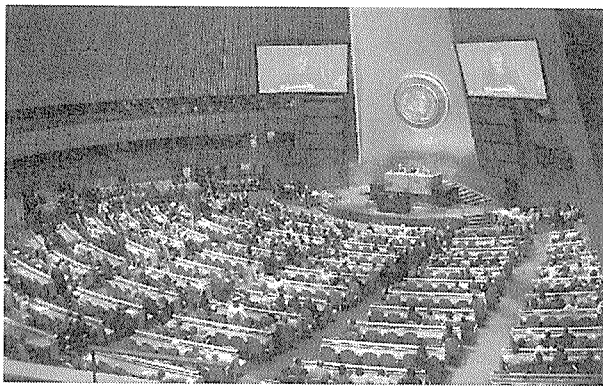
国境を超える略取行為等の処罰拡大  
 二二六条一、所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。この熱気を日本のメディアがまったく伝えなかったことは残念でならない。

「女たちの戦争と平和資料館」建設委員会  
 事務局長 渡辺美奈  
 VAWWNETジャパン運営委員 関典子

今年、「慰安婦」をめぐる発言は多く、韓国政府が「慰安婦」問題でこんな発言したことも例外的だという。エルトゥルクさんも国連人権高等弁務官ルイス・アーバーさんもNGOとの場では「被害女性の勇気が報われることは必要と思う」といった発言をしていた。戦後60年の今年、この熱気を日本のメディアがまったく伝えなかったことは残念でならない。

「女たちの戦争と平和資料館」建設委員会  
 事務局長 渡辺美奈  
 VAWWNETジャパン運営委員 関典子

人身取引被害者の保護  
 一、人身取引された者について一部の上陸拒否事由及び退去強制事由(から除外)  
 二、人身取引されたことを在留特別許可事由に追加。  
 人身取引・密入国の防止  
 一、人身取引を行った者等の上陸拒否事由及び退去強制事由に追加。  
 二、不法入国等の実行を容易にする目的で行う旅券等の不正公布等に関する罰則規定を新設。  
 三、運送業者の旅券等の確認義務及び確認しなかった場合の過料規定を新設。  
 四、外国人入国管理当局に対する情報提供規定を新設。



165カ国の政府代表が参加した「北京10」会議

米国在住(寺沢由紀)の支援者が、被害女性の状況や最近の活動について報告した。フィリピンからは、被害女性自身が参加、尊厳の回復をうたった「慰安婦問題の解決を求める百万人署名」を集めた。また、頻発する国連平和維持部隊に

よる現地女性への性暴力について、米国のデニス・スコット弁護士が報告。現在、世界各地で活動する平和維持軍は、派遣した各国政府に究極的な権限があり、兵士が犯した犯罪について国連には管轄権がない。犯罪防止と加害者訴追・処罰の仕組みを早急に整備することが求められている。

もう一つは、女性に対する暴力を根絶するキャンペーン団体Vidayが主催のフォーラムである。女性の性体験に関するインタビューをもとに「ヴァジャイナ・モノローグ」という演劇を一九九六年に発表した。エルトゥルクの報告からスタート。続く各国政府代表の発言では、韓国政府は表の発言では、「慰安婦」で明確に日本政府を批判した。その日の終了時間間際に日本政府が韓国に対し「反論権」を行使し、日本の姿勢は九五年の村山談話以来同じだ、被害女性のためアジア女性基金をつくった、教科書は国定ではなく編集者の自由に任されている、と発言。直ちに韓国が再反論し日本はクマラスワミ、マクドゥーガル両特別報告者の勧告に従うべきだし、教科書を検定しているのだから主張は理解しがたい、国際社会の求めるように姿勢を正せと主張したところを時間切れとなった。

翌日は各国政府やオブザーバー国が発言、朝鮮政府も日本を批判した。その後NGO発言が行なわれ、六

# 全国婦人保護事業の動向

婦人保護施設は三位一体改革の税源委員は免れませんが、次世代育成支援の流に沿って児童関係との統合補助金の枠に組み入れられることになりました。

東京都では福祉局から福祉保健局に代わり、婦人保護施設も管轄が「子ども家庭部育成課・女性福祉係」から「少子対策部育成支援課・ひとり親福祉係」に変わりました。

対象内容は変化してないというのですが「女性」という使い方がどんどん遠のいて行き、言いようのない危惧を感じています。

来月、二〇〇六年五月で売春防止法制定五十周年を迎えます。婦人保護事業の

根拠法になっていく売春防止法、二〇〇二年四月全面施行になった「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下DV法)と施設は、利用に至る女性達の多様化したニーズに対応すべく機能の展開が図られ、今後あらたな機能が求められています。

二〇〇四年四月、東京都の婦人保護施設が東京都社会福祉協議会を軸に「婦人保護施設あり方検討会」を立ち上げました。

検討会では根拠法である「売春防止法」にある女性への差別的な用語、現実との乖離など五十年経て見直していかなければならない課題、変わっていない女性

の人権侵害の問題と向き合いました。大きな柱になる理念も掲げ、また、婦人保護施設にはない自立支援のための「グループホーム」の設備の要望も盛り込み、婦人保護施設への理解が深められる資料としても利用していきたいと思っています。

ここで長期婦人保護施設「かにた婦人の村」その後の経過を報告します。

利用者の受け入れは未だに行われていません。高齢化した利用者や措置元に戻すべく厚生労働省の指導があり、かにた婦人の村が二〇〇四年四月から半年間に渡り措置元の十九の都道府県に照会を実施しました。

その結果「受入れ可能」〇件、「受け入れ不可能」三件、「検討中」二件、「その他」三件、「未回答」一件

## 日本の観光業界が「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規定」に調印

今年3月14日、日本ユニセフ協会主催「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動規範」調印式が行われ、国内旅行会社約二〇〇社の正会員を有する日本旅行業協会(JATA)、日本海外ツアーオペレーター協会(OTOA)、JTBなどトップレベルの旅行業代表三社が文書に署名し、子ども買春防止に向けた積極的にとりくむ姿勢を明らかにした。式の模様は国内外40以上のジャーナリストが世界に報じた。

参加団体はJATA・OTOAおよび60を超える国内旅行業およびJTBグループ一三三社。規範に調印した団体は、①観光における子どもの性搾取に反対する姿勢を明らかにした倫理

## 「女性のためのアジア平和国民基金」がこしたもの

日本軍「慰安婦」被害者とも相談して、日本の国民に対する謝罪とそれに伴うべき法的な賠償を求め、被害者や被害国の要求に対して、日本政府は一貫して、法的にはすでに解決済みで、補償はできないと言いつつ、「女性のためのアジア平和国民基金」を設立し、日本国民からのお託しのしるしとして、民間からの募金によって韓国、フィリピン、台湾の被害者に見舞金を支給するという方策をとった。そして昨年その支給を終え、基金は二〇〇七年三月で解散すると発表された。

では国民基金は本当に問題を解決したのだろうか？ 韓国中部の都市、大邱に住む沈達運(シム・ダリョン)さんが顔見知りのある男性の訪問を受けたのは、「女性のためのアジア平和国民基金」が韓国で被害者のための「償い金」の支給を始めて間もない頃であった。彼は大金の入るいい話だからと言って、沈さんの被害者認定をコピーして持ち帰ったが、その後、不審を感じて沈さんが返してほしいと言っても、うやむやにしてしまった。やがて、「国民基金」のことが被害者たちの間で話題にのぼるようになり、沈さんは、あのときの話は国民基金のことではなかったかと思いついた。その上、仲間うちでは、沈さんは国民基金からお金を受け取ったらしいとあらぬ噂もささやかれるようになった。

これをはっきりさせなくては気分が悪いと、沈さんは三年前、「ハルモニたちと共にする大邱市民の会」

とも相談して、日本の国民基金の事務所に問い合わせをする事とした。いったい私は国民基金を受け取ったことになっているのか？ それを知りたいと、日本の弁護士を代理人にたてて問い合わせたが、基金側は本人が直接来ない限り返答できないということだった。

二年以上経った今年二月、第七回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議が開催された折に、来日した沈さんが国民基金事務局を訪ねたところ、何と国民基金の記録の上では、沈さんに支給したことになっているという回答を得た。それでは、いったい、お金は誰の口座に振り込まれたのか、総理からの「お託しの手紙はいつだれが受け取ったのか」の訪問を受けたのは、「女性のためのアジア平和国民基金」が韓国で被害者のための「償い金」の支給を始めて間もない頃であった。彼は大金の入るいい話だからと言って、沈さんの被害者認定をコピーして持ち帰ったが、その後、不審を感じて沈さんが返してほしいと言っても、うやむやにしてしまった。やがて、「国民基金」のことが被害者たちの間で話題にのぼるようになり、沈さんは、あのときの話は国民基金のことではなかったかと思いついた。その上、仲間うちでは、沈さんは国民基金からお金を受け取ったらしいとあらぬ噂もささやかれるようになった。

六月にそれまでの活動の報告会を開いたもののその後は停止状態だった。買春疑惑議員たちは、県民からの反発も終ったと思つたのだろうか。本年二月議会で買春疑惑議員たちが重要な役割に就任するという信じられない事態が起きた。議長に蓮見氏、監査委員に細田氏、成塚氏、議連の委員長に齊藤氏など、

## 埼玉県議買春疑惑その後

埼玉県議六人の買春疑惑行為が放映されたのは二〇〇三年十二月のことだ。私たちは「買春疑惑議員の辞職を求める署名実行委員会」を立ち上げ、翌年二月県議会に約一万六千筆もの署名を添え、請願を提出した。しかし、自民党の圧倒的な数の力で不採択となった。

六月にそれまでの活動の報告会を開いたもののその後は停止状態だった。買春疑惑議員たちは、県民からの反発も終ったと思つたのだろうか。本年二月議会で買春疑惑議員たちが重要な役割に就任するという信じられない事態が起きた。議長に蓮見氏、監査委員に細田氏、成塚氏、議連の委員長に齊藤氏など、

報告書	91.12.13.~05.05.18)	5.11
計	振替00140-1-	654781
計	振替00140-1-	9,328,386円
計	振替00140-1-	400,000円
計	振替00140-1-	3,100,000円
計	振替00140-1-	2,500,000円
計	振替00140-1-	1,056,598円
計	振替00140-1-	626,877円
計	振替00140-1-	1,228,059円
計	振替00140-1-	85,120円
計	振替00140-1-	8,996,654円
計	振替00140-1-	331,732円

差引残高(繰越金)

事務局 小高真由美



# 売買春問題ととりくむ会 とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
矯風会第2会館内

電話 (03) 5386-4041  
FAX 00170-9-31099  
振替 1973年2月1日

## 性の蹂躪・性的搾取を許さない女性の権利の

### 確立をめざす法制定を求める請願書

一九五六年五月に成立した売春防止法は、売春は悪であると言明し、公娼制度を否定した法律として当時としては画期的な法律とわれわれは認めたが、五十年近くたった現在、矛盾・ほころびが目立っています。かつての赤線地帯(特殊飲食店街)はなくなり、性風俗特殊営業(性風俗特殊営業)が存在し、公認買春地域となつてしまっています。

ひとつには、売春防止法は売春女性が罰せられ、買春男性は野放しの法体系です。諸外国では法案作成時から男女両罰制をとる国もあり、スウェーデンでは一九九九年より買春男性のみの罪を問う法律が施行されています。さきに女子差別撤廃条約批准にあたり、「売春防止法は条約の精神に違反する」と私たちは主張しましたが、政府は受け容れませんでした。

外国から「豊かな国日本」をめざして女性が多く来日します。日本はいま人身売買大国といわれ、アメリカ国務省は人身売買報告で日本を低く評価し、二〇〇五年六月までは四段階の下から二番目に分類していました。長い間、日本の刑法では、海外へ人を送り出す者は処罰されても、海外からの外国人女性のトラフィッキング(人身売買)を処罰する規定はありませんでした。ようやく、第一六二回国会で刑法が改正され、人身売買業者、性産業者の取締が規定されましたが、被害女性たちの保護は不十分です。

DV防止法の施行とも関連し「売春防止法」に基づく既存の婦人保護事業では対応できない状況が生まれています。女性の性を人権としてとらえ、女性福祉の拡充強化をめざして売春防止法の改正ではなく、女性の権利を確立するための新たな法体系を立てることを要請します。

衆議院議長・参議院議長 宛て  
売買春問題ととりくむ会

当会が性の蹂躪・性的搾取を許さない女性の権利の確立をめざす法制定を求める請願運動を始めたのは、昨年春からである。

とりくむ会ニュース一六六号に請願文を掲載し、同時に請願書を発送して加盟団体から署名を集め、紹介議員を経て国会に提出してきた。

今回、文面を多少訂正した用紙(青)を作成し発送する。訂正点は、一、アメリカ

## 成功させよう!

### 〈戦後六〇年!世界連帯八月行動〉

#### 『慰安婦問題の即時解決を!』

#### 『日本政府は被害者の声に応えよ!』

沈黙の五〇年!

声をあげてから一〇余年!

高齢となった被害女性たち

は、日本政府より心からの謝罪を受けたい、そして心を癒したいと願っている。

亡くなられた多くの被害女性たちも同じ思いであった。

日本軍「慰安婦」の戦後は、様々な戦後補償問題と同様に終わっていない。そして歴史問題、靖国合祀問題等で近隣諸国との緊張は、近年になく高まっている。

政治家が自分に都合の良いように歴史を解釈し、事実を直視せず、「慰安婦」はいなかったなどという、被害者や近隣諸国の怒りを買いよりは、日本軍「慰安婦」問題を解決した方が、はるかに、人権の尊重と近隣諸国との信頼をもちとする上で有効であることさえ考えが及ばないほど傲慢な大臣を放置する日本政府。

しかし、被害女性にとつて、戦後七〇年はない。

敗戦六〇年の今年二月、私たちは、第七回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議を開催した。そして被害者の納得のいく解決を求めたこの会の決議を受け、韓国からの呼びかけに応じて、この八月に次の行動をする。

テマハ戦後六〇年!世界連帯八月行動!『慰安婦問題の即時解決を!』

①八月十日 世界同時デモ

韓国・台湾・フィリピン・インドネシア・オランダ・

アメリカ・カナダ等で取り組まれる。が、日本でも、現在、福岡・大阪・名古屋の地域で声があがっている

東京では、12月14日 国会議員会館周辺でスタンディングを計画。各自がアピールする物を持参。今国会に提出されている「慰安婦」立法の審議・成立を迫るなど。

②八月十二日、12時~14時 『一〇〇万人国際署名提出院内集会・記者会見』

韓国挺対協からの三名と、キル・ウオノク、ファン・クムジュ、チャン・ジョン・ドル、イ・ヨンスさんの四名のハルモニ、他。

③八月十二日 18時半~20時45分

『慰安婦問題の即時解決を!』-日本政府は被害者の声に応えよ!

講演:ウイメンズプラザ 講演:川口和子(弁護士)

『国際機関報告』二〇〇〇年国際女性戦犯法廷報告・『慰安婦』裁判付言判決は日本政府にどのような解決を求めてきたか?ほか

●右記行動の賛同とカンパをお願いします。カンパは団体三千円、個人千円以上随意。賛同とあなたの情報、メッセージもどうぞ。

asc\_register@yahoo.co.jp FAX 03-3686-1954

郵便振替 00160-7-704561

第七回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議実行委員会

会 会使用。

(賛助会員・柴崎温子)

## 衆議院法務委員会

### 参考人意見陳述

05.6.10

刑法の一部を改正する法案が参議院から送られた衆議院法務委員会では六月十日、参考人四人の意見を聞いた上で審議した。

井田良慶(心身障害者) 人身の自由を侵害する犯罪の法定刑の引き上げには基本的に合理性が認められると考える。生命や身体に対する加害目的による略取誘拐の処罰、人身売買罪の新設はよく考えられた立法提案であろう。人身売買罪などというの法が人を物扱いにしているとの批判があるが、現実世界にある卑劣な行為を適切にあらわしていよう。現行刑法が国外移送目的の拐取のみであるのを所在国外移送目的の拐取に提案は、いまままでの現状を放置してきたこと自体問題視される。早急に改正を必要とする。

出口治男(日弁連副会長) 日弁連として昨年十一月十九日に人身取引の被害者保護・支援等に関する法整備に対する提言と、本年一月二日に人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備に関する意見書を出しており参照してほしい。

逮捕監禁罪の認知件数は大きく増加していない。本年一月一日の改正刑法で監禁致傷罪の法定刑の上限が十五年に引き上げられており適正な処罰が可能である。逮捕監禁の法定刑の上限の引き上げねばならぬ必要性、立法事実はないのではないかと。人身取引議定書に基づく国内法整備には異論はない。しかし人身取引被害者への保護救済の施策が十分に講じられなければならない。運用でなく法に基づく保護救済が図られるべき。議定書は成人に対して搾取目的がない場合には人身取引として規制せず。単純人身買受け罪の新設は強く反対はしないが濫用のないよう慎重な運用をのぞむ。

大津恵子(女性の家HEL Pディレクター) シェルターの現場からの発言。タイ、コロンビア、香港、台湾、韓国、中国、メキシコ、ルーマニア、ペルー、コスタリカからの来所が多い。人身売買のプロカーのつながりがある。強制的に売春をさせられ、五百万、六百万円の架空の借金のためお金はもらえない女性たち、できるだけ多くの客をとらないとリンチをされる。このまま働き続けられ狂ってしまうといつた。HEL Pに来てもまた転売の場所と思つた人がいた。寮母をママさんと呼ぶため包丁をつきつけた。安全な場所であることを力説している。被害者として認定されれば在留特別許可がほしい。加害者からお金をとりもどせるなら女性たちも長く滞在することが可能。玉井桂子(アジア財団人身売買問題担当者) 外務省の地球規模問題意識調査で、人身取引対策での政府のとりくむべき点の質問に取締り強化が五五・五%、シェルター整備など被害者保護が一七・五%の回答であった。日本人の視点から被害者保護の重要性が欠落しているのではない

か。意識の欠如こそが日本を人身売買の温床にしている。支援活動を通して被害者と支援機関を円滑に結びつけるシステムが必要、大使館などのある首都圏に施設を集約してセンター機能をもたせることが必要。法整備、被害者の保護・支援、送出国・受入国の連携、国民への啓発活動の四つの課題がある。

左藤章議員(自民) 被害者保護は厚労省の分野だが十分であるのか

大津参考人 HEL Pは東京から補助金七二〇万円が出ていますので委託費は出せないという。通訳費、療養費、帰国費はどこが出すのか。

玉井参考人 外国語の対応が必要。いままでは民間の善意にゆだねられている

井田参考人 法律家は今まで加害者を考え被害者をなぞりにしたのは民刑分離の伝統もあり、被害者の対応より社会秩序の維持を役割分担してきた。

出口参考人 基本的には外国人の人権、人間の尊厳をどう見るかにある。

藤田一(議員(民主)) 人身取引対策行動計画と法案の関係だが、保護と取締りの二本柱の一つであろう。被害者の保護支援の支援法が必要ではないか。政府としての人身売買全般を所管する責任部局がわかりにくい。鈴木基久(内閣官房参事官) 内閣官房が必要な総合調整を行う。

南野知恵子(法相) 入国管理局那覇支局では沖縄関係機関連絡会議を立ち上げた。

訂正点は、一、アメリカ

### 二〇〇五年度全国婦人保護施設長等研究協議会報告

## 「変革期にある婦人保護事業のあり方を考える」

### それぞれの役割・機能を確認し、連携する

二〇〇五年七月七日、八日、鳥取県鳥取市で全国婦人保護施設長等研究協議会が開催されました。

七日は厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長である山本麻里氏から「行政説明」がなされ、同日の講演は鳥取県知事、片山善博氏による「鳥取県からの発信」DV対策ナショナルスタンダードの必要性」と題して行われた。県知事の参加、女性の室長とどちらも初めてのことでした。

鳥取県は「DV対策先進県」と評価されている県と聞いていました。

会議前日に知事室を訪問する機会を得て、知事の「女性への施策は特別のものではなく当然のことをしているだけ」というナショナルスタンダードの哲学に出会いました。

当たり前の事がなかなか出来ない社会の現実ですが豊かで誠実なお人柄と施策の実践が見事に融合されていました。

「社会的に弱い立場、人権侵害を受けながらもそのまま置かれていくという共通したDV被害者への当たり前の支援、気が付いたらいつの間にか『鳥取モデル』が出来ていた。」

計画をするのではなくニーズを優先する。職員も生の声を聞く。県民が知らなければ理解も得られない。気持ちの共有が必要。

県議会にもDV問題に明るい人を送り、実態を明らかにする。――など全てに対象者サイドに立った考え方が貫かれていました。

「変革」はニーズがあれば変えていくという現場サイドのチャレンジであることとを叩き込まれた思いが致しました。

行政説明は、DV関係の報告が中心でした。統計からの説明では、婦人相談所等における夫等からの暴力の一時保護件数は年々増加。なぜこんなにも「暴力」の実態が増え続けているのか。

児童虐待と共に放置できない社会問題として国が責務を負うべきと女性の視点にもきちっと目を向けられた報告がなされました。

DV被害者支援については都道府県が基本計画を策定することが義務付けられました。国としても「自立支援」に向けて、特にケースマネジメント機能を強化し、その人の自立を考慮して生活技術をレベルアップさせる取り組みをしてほしい。また、女性と子どもとの問題は同じ病理にあり、子どもとの関係者とネットワークを持つて実践する手法を構築してほしいとネットワークへの強調も伝えられました。国の自立支援の考え方は婦人保護施設にも共通する課題であり、新たな機能の展開に向けて自立の

政で対応、婦人保護事業の対象者であることの説明がなされました。婦人保護事業が国際的な女性支援の機能を担うことになるのです。来年、二〇〇六年五月で売春防止法制定五十周年を迎えます。一部三県（神奈川県、埼玉県、千葉県）が企画を担います。変革期にある婦人保護事業、売防法で施設利用をしている利用者、原点を見失わず、今後どのように役割を担っていくのか議論したいと考えています。（いずみ寮 横田千代子）

## 参議院決算委員会審議

05. 4. 25

神本美恵子議員（民主）国際機関等への資金拠出のあり方について基本方針は、町村信孝外相 分担金拠出金の所管は外務省など十三府省庁にわたる。平成十五年度から外務省において関係省庁の協力を得て、政府全体の拠出実績報告書を作成、ホームページにも提供

神本議員 義務的分担金以外の任意拠出金の決定はどのようになされるのか。塩尻孝二郎外務省官房長

国際機関と我が国の関係、邦人職員の活動状況、拠出資金の使用状況を総合的に勘案して任意拠出している。松元崇財務省主計局長

それぞれの国際機関の事業実績、次年度繰越金の財務状況から所要額を査定。諸沢治郎会計検査院事務総局第一局長 アジア女性基金は毎事業年度に多額の繰越金が生じている。拠出金の支出にあたり十分な検討が行われていたとは認められないと指摘した。

神本議員 多額な滞留金が生じていたことについての外務省の見解と、会計検査院の改善意見についての宮内省の処置を取られたのか。西宮伸一外務大臣官房審議官 アジア女性基金の事業の執行には予見できないものがある。元慰安婦の方々の医療、福祉支援事業費の滞留金があり事業が進捗していない。多額な繰越金があるにもかかわらず平成十五年度二億九三〇〇万円の国庫補助金が出ており、運営経費に九七〇〇万円かかっている。税金の無駄使いである。アジア女性基金や国際機関に関する決算の材料がもたえない。情報公開が必要であり、今後の検討をお願いしたい。

### DV被害者の自立支援「新しい試み」

新しい形のDV被害者支援の試みが、埼玉県八潮市で始まっている。

これは一時保護されたDV被害女性が生活再建のための行動を起こす際、それと併行する支援者を市の費用で派遣するというもの。

実際の同行は、市が契約を結んだ民間非営利団体の女性スタッフが担当している。DV被害を受けた女性への同行支援は、これまで民間シェルターのスタッフが滞留者に対してその役割を担ってきた。また婦人相談員やケースワーカーが被害者とともに動くこともあった。しかし八潮市のように、被害者のニーズを中心に同行先をコーディネートし、無償ボラン

テップアップ「支援ホーム」設立に向けて活動していきたいと思っています。厚生労働省は長期婦人保護施設「かにた婦人の村」に機能を展開を求めています。が、敷地内に高齢者支援の機能を持ったグループホームの設置の方向性を示しました。大きな変革の一步が踏み出されることになりそうです。

### アメリカ国務省人身売買報告書

アメリカ国務省は六月三日、二〇〇五年人身売買報告書を発表した。一四二ヶ国・地域が対象。米国内法が定める基準の達成度や各国の改善努力をもとに、基準を満たす第一類に西欧諸国や韓国など二四ヶ国。第二類は基準は満たさないが努力しているが、満たすべく大きな努力をしている。第三類は上下に分けられ、日本は上に分類。昨年より一ランク上がったが、G8ではロシアに次いで下位である。日本（第二階層）

日本は、アジア、中南米、東ヨーロッパからの性的搾取のために売買される多数の女性や子どもの目的国となっている。またアジアおよび中南米の男性が、犯罪、労働、性産業目的で日本に売買されるケースもある。国際的に活動する日本の組織犯罪集団（ヤクザ）が人身売買に関与している。日本政府は人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たさず、追加資金の提供も含む行動計画の実施を始めるなど、人身売買被害者を支援する上で印象的な第一歩を踏み出した。日本政府は人身売買を明確に犯罪とし、人身売買関連の違法行為に対する刑罰を強化する刑法

改正案を作成し、法的枠組み強化に大きな努力をした。日本政府は毎年多数のフィリピン女性を日本で奴隷状態にするために人身売買業者が利用するフィリピン人女性への興業ビザ発給を厳格に行なう大改革を行った。日本は人身売買対策の国際プログラムや国際会議に引き続き支援を行った。過去数年間の日本政府による基盤整備は、日本が人身売買との闘いにおいて指導的役割を果たすことと期待させる。

### 短 信

◇刑法、出入国管理及び難民認定法改正、成立、施行  
人身売買問題の法改正で刑法及び出入国管理法の改正は、参議院先議の後、衆議院法務委員会が審議、六月十四日衆院本会議で可決、公布は六月二十二日、施行は七月十二日。それに伴う風俗営業適正化法改正案は二月二十五日に国会に提出されているが、未だ衆院内閣委に付託されていない。

◇「日本における人身売買の被害に関する調査研究」報告書刊行。  
人身売買禁止ネットワークと御茶の水女子大研究グループによる調査報告書である。人身売買の実態、シェルターから見た人身売買国内支援機関が扱った人身売買の概要、帰国後の課題、フィリピン、タイ、被害者の支援・保護および人身売買の予防に向けてなどの内容である。

◇「女ひとり我が道を行く――福田勝の生涯」の刊行  
福田勝（かつ）さんは婦人保護施設愛察初代寮長、売春禁止法制定促進委員会事務局局長をつとめ売春防止法の成立に努力した一人である。折井美耶子編 ドメス出版 二〇〇〇円

◇全国同時証言集の企画  
「慰安婦」問題の全国同時証言集が昨年同様、学生たちの手で十月二十二日に予定されている。開催地、東京、京都、大阪、広島、福岡、沖縄、三重など。

◆事務局より  
第七回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議への賛同を感謝します。引き続き夏の活動にご協力をお願い致します。

基礎  
保護  
省略  
防止

# 売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
矯風会第2会館内

電話 FAX (03) 5386-4041  
振替 00170-9-31099  
創刊 1973年2月1日

二〇〇五年九月

## 衆議院議員選挙立候補者アンケート

当会では長年にわたり、なことで十分な準備もできず、ケイトを送り、そのうちの国政選挙時に立候補者アンケートが、各党のHPに 五四人(うち女性一三人)ケイトを行ってきた。今回、どで住所のわかる立候補者から回答を得た。(回答率の九月一日の衆院選は急 定者六三三人に左掲のアン 八・五%)

### I. 日本軍「慰安婦」問題について

今年には戦後六十周年の節目の年になります。また解決されていない戦後処理問題の一つに日本軍「慰安婦」問題があると私たちは考えます。

政府は二〇〇七年三月には廃止が決まっている女性のためのアジア平和国民基金をもって、「慰安婦」問題は解決済みとの態度をとってきましたが、これには内外の反対がありました。「政府による公式謝罪・賠償が必要」は国連人権委員会ははじめ国際的な流れです。日本の国連安保常任理事国入りをする多くのNGOが反対しており、私たちは戦後責任を果たすために「慰安婦」問題の立法措置を望んでいます。国会議員としてどのようにお考えになりますか?

イ、すでに参議院に提出されてきた「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立に協力する。

ロ、協力しない。

ハ、新たな法案作成に努力し、発議者になる。

ニ、賛同者になる。

### 【ご意見】

#### II. 女性への暴力、特に性暴力について

① 現行の売春防止法第5条は事実上女性のみを処罰の対象としています。今やスウェーデンでは売買春関係においては買春男性のみが処罰の対象になっています。日本の法制では男女平等の考えからみて不公平とお考えになりますか?

② 私たちは売春防止法を抜本的に改正し、新たに女性の人権を確立する法律をつくりたいと願うものです。すでに請願運動を始めています。法改正にご協力いただけますか?

イ、新たな法律作成に努力し、発議者になる。

ロ、賛同者になる。

ハ、協力しない。

③ 政府・法制審議会が刑法改正を検討し、一部改正されましたが、私たちは性に関する項目の改正を求めるものです。保護事業との関係でどうあるべきとお考えになりますか?

イ、「強姦」が二年以上の刑が三年とはなりませんが軽すぎます。何年以上がいいとお考えになりますか?

ロ、現行法は「近親姦」の規定がありませんが、児童施設や婦人保護施設の利用者には被害者がかかり存在します。処罰規定が必要とお考えになりますか?

ハ、性的合意の年齢が十三歳未満とは低すぎるとお考えになりますか?

ニ、「強姦」は親告罪になっています。「輪姦」の親告罪は売春防止法施行後にはずされました。「強姦」は殺人に次ぐ人権侵害ととらえ、告訴を待たず犯罪摘発が必要とお考えになりますか?

ホ、日本国民が海外で犯罪を犯すことも多く生じます。新規定には国家の方針として、国外犯規定を設けることが必要とお考えになりますか?

### アンケート回答

回答者の内訳は民主党二五人(阿久津幸彦、荒井聰、石川知裕、石田勝之、泉房穂、小川淳也、金田誠一、北神圭朗、北橋健治、小林哲也、斎藤勤、佐々木隆博、佐藤謙一郎、島田久、高野守、土田龍司、土肥隆一、中村友信、平田正源、福田昭夫、牧野聖修、松木謙公、松本龍、山花郁夫、横山北斗) 社民党十三人(池田万

とは人間としての尊厳を否定するに等しいこと、「勧誘」する側だけを取締対象にするのは正しくない(共産・笠井亮) ▼ 現行法の見直しを含め、検討中(民主・北橋健治、荒井聰) ▼ 不公平、双方を処罰対象とすべき(民主・小川淳也・金田誠一)の意見がある一方 ▼ 男性も対象になっていると理解している(公明・斎藤鉄夫)との答えもあった。

佐代、植田至紀、大島令子、奥田研二、久保孝喜、小島潤一郎、菅野哲雄、辻元清美、東門美津子、中川智子、中谷良子、山口わか子、山本喜代宏) 共産党十一人(池田真理子、石井郁子、笠井亮、加藤隆雄、木島日出夫、佐々木憲昭、瀬古由起子、中林よし子、花田仁平、松順子、森原公敏) 公明党三人(斎藤鉄夫、高木陽介、野々川正幸) 自民党一人(及川敦)の合計五三人であった。(敬称略)

I 「慰安婦」問題について、回答された大部分の四人がすでに参院に提出された法案の成立に協力すると答えている。公明党の候補者の一名も協力すると答え、自民党候補だけは協力しない、と答えている。公明党の二人は無答、▼ 戦後処理の一環としてな幅広い観点から検討していきたい。(公明・高木陽介) これに対して新たな法案を作ろうという積極的な意見も5人いた。▼ 政治情勢にもよるが、アジアの信頼回復の為に更に広く対策を広げた法律を作りたい。(社民・辻元清美)

II ①では大部分は不公平買春処罰をすべきと答えている。▼ 性を商品化するこ

と、設問にもある通り、事実上女性のみを処罰の対象としている現状を知っている。たまたまは口と答えたものが三九あり、ハの協力しないはゼロだった。残りの答えに丸がないものも ▼ 女性の権利の確立は、日本国憲法に照らし合わせて当然のことと考える。党内での議論にも積極的に参加し、模索していきたい。(民主・阿久津幸彦)の答えのように、検討していきたいというものが多かった。これも現在では売春防止法が実情に合わない法律であるという認識ができてきているがと思う。

II ③では先般見直された刑法改正を踏まえ、さらに当会で問題とする点について尋ねている。イでは「強姦」が3年と改正された点について尋ねたが、現行法で妥当と答え一人を除き、軽すぎる、さらなる検討が必要との答えが占めた。何年がいいかとの問いに10年7年と答えたものもあったが、大半は強姦と同じ5年という答えが多かった。▼ 被害者の精神的苦痛を考え、5年でもよいと考える(民主・横山北斗、福田昭夫) ▼ 性犯罪の刑罰が軽すぎると認識しており、財産犯との均衡など見直す必要がある(民主・松本龍) ▼ 3年に引き上げられたのは当然のことだと考えるが、量刑の検討は慎重さが要だ。(共産・石井郁子) ▼ 軽すぎると思うが、年数とは別に、刑の執行中にしっかりと倫理指導制度を確立すべき(民主・松木謙公)との意見もあった。

ロの「近親姦」の処罰規定の必要性を尋ねているが、ほとんどは処罰規定が必要、または検討に値すると答えている。▼ 児童虐待防止法は、保護者による虐待行為として性的虐待も規定している。しかし、強姦・強制わいせつ等は親告罪であるため、加害者である親を子どもやもう一方の親が告訴するのは非常に困難、処罰規定が必要。(社民・菅野哲雄)

ハの性的合意年齢についても大半が低すぎる。一六歳、一八歳にすべきという意見が多い。一方、▼ 性教育の問題とともに、性的合意が多様な場合、年齢を引き上げた場合の罰則をどうするか(民主・土肥隆一) 女子の婚姻年齢が一六歳であることとの整合性を考慮すると、特段に低すぎるとは考えない。(公明・野々川正幸) という意見もある。

ニの「強姦」を親告罪とせずには告訴できないようにする必要があるのでという点については多数がそう思うと同じ意見しているもの ▼ 現実には二次被害も起こる危険もあり、十分な検討が必要だと思ふ(共産・佐々木憲昭) と被害者のプライバシーや利益を考慮しなければとい

う意見も共産党を中心にみられる。ホの国外犯規定についても必要と考える答えが多数を占めたが、▼ 必要と考えるが、どのような法律規定が適当か十分研究する(民主・佐々木隆博) 一方、反対(民主・北神佳朗) という意見が一人あった。

今回、アンケートの回答率が低いので、候補者全体の傾向とは言えないかもしれないが、それでも今の法体系のなかで、女性に不利な法律がまだまだあり、改正の余地があることがかなり認識されてきたことだと思ふ。

kaeruキャンペーン 「女性が変わる！選挙キャンペーン」では、今回の選挙で「今度の選挙はなんの選挙？あなたのキャッチフレーズ？」を募集！と呼びかけ、一八七通の応募があった。全応募作品は以下のサイトで公開中。

http://www.kaeru-women.org/2005shuinsen/2005shuinsen\_result.html

一部を紹介すると 「わたしの人生、絞られるだけの濡れ雑巾にしたいくない！」 落合恵子さん選 「日本の行き先ってウォール街？イラク？ニューオリンズ？」 神田香織さん選 「北原みのりさん選、選びたい。ブッシュのボチよりアジアの友」 北沢洋子さん選、

「泥舟選挙」辛淑玉さん選、「大量破壊政治はもういらない」中山千夏さん選。「小泉は恋済み！」 「自公は時効です。」 おやじギャグで賞(別名：AERAで賞)

# 戦後60年！ 世界連帯8月行動

05.8.10~12

8月10日議員会館前  
スタンディング・デモ  
その後、日本側の実行委員を日本軍「慰安婦」問題緊急行動ネットワークと改称し、準備のための協議を重ねてきた。八月十日の街頭行動の場所を協議の上、韓国は水曜デモを行うが国際連帯の証しとして共同行動を取りたい、国際署名も日本政府に手渡したい」

## 八月一日世界同時デモ連帯メッセージ(東京)

戦後60年の夏、世界各地で、国内各地域で、日本軍性奴隷被害者の正義を勝ちとるために、声をあげられている皆さまに、東京から、熱い連帯の挨拶を送ります。

私たちは、あの六〇年前の少女の悲しみを、少女につながる人々の悲しみを、今に続く悲しみを解き放とうと、そして、決して繰り返してはならぬと、ここに立っています。

年離れた少女は、「私が恥じるのではなく、日本軍が恥すべき罪人であることを認めよ。そして、謝罪せよ！」「真相を究明し、真実を、歴史に残せ！」「二度と戦争はするな！」と、昔の悲しみをそのままに、しかし、その声を人権と正義の回復の要求に変えて、今も、叫びつづけています。そして、叫びながら多くの被害女性は亡くなられていきました。国際諸機関は、その声に応え多くの勧告を、日本政府に出しました。

私たちは、今、被害者とともに、世界の友と地域の友と手をつなぎ、力強く叫ぶ、そして誓う。日本軍性奴隷被害者の正義を勝ちとるまで闘いつづける

「日本政府よ、時のあるうちに、謝罪し、償い、一刻も早く被害女性の心を癒せ！被害女性につながる人々の心を癒せ！」

「日本政府よ、加害の事実を認め、後世に伝えよ。二度と戦争をしないと誓え！」

「日本政府よ、国際諸機関の勧告を受け入れよ！」

「『慰安婦』立法を今、制定せよ！」

二〇〇五年八月一〇日 世界同時デモ in Tokyo 参加者一同

の提案があり決議にもなった。加者名もとらないスタンディング・デモだが一五〇名は閉会、折しも雨模様悪条件となつたなか開かれた。ビニール傘にアピールの文字をつけたり横断幕を張ったり、ハルモニの遺影を掲げたりプラカードを持ったりと、思い思いのデモンストレーションである。

坪川宏子・高城たかさんの司会によりはじまり、柴崎温子さんが同時デモ連帯メッセージ東京を宣言した。七月末から来日の李容洙ハルモニが「日本政府は私たちの死を待っているのか、生きている間に謝罪と賠償をせよ」とアピール。

つづいて世界各地からのメッセージが発表された。韓国のナムの家からは四人のハルモニのことは、日本政府の責任追及、謝罪と賠償、小泉首相は自分たちにおおともしない。法的な解決が防止策になる。この問題の解決が日韓の未来を作り出す。先に死んだ仲間たちにも日本人は責任を取って謝罪と賠償をすべきだなどのべられている。

中国からは歴史上の悲劇をくりかえさないため、女性の権利保障のため、人類の平和のために日本政府の罪を許すことなく、ともに努力し支え合っていく。

オランダは六月十五日から六十日間のデモ継続中であり、月例デモの当日にあたるメッセージ。アメリカからはサンフランシスコで



8月12日院内集会  
戦後六〇年、「日本軍性奴隷制問題を解決するよ」日本政府に要求して八月十二日参議院会館で、世界各国から集められた「国際署名」の提出をおこなう院内集会が開かれた(日本軍「慰安婦」問題緊急行動ネットワーク主催)。この署名運動は四月五月ソウルで開かれた「日本の過去の清算を求める国際連帯協議会」で呼びかけられたものである。日本がこれまで国連人権機関から、国の責任を明確にするよう求める再三の勧告を受け入れて来なかったことから、国際機関に対しても署名が提出されることになった。

はじめに内閣委員会所属の岡崎トミ子議員(民主党)が四人の韓国ハルモニ達との再会を喜び、高齢を押し来日されたことに感謝の言葉を述べた。

参加した国会議員は次々と挨拶に立ち、江田五月議員(民主)は四年十一月の中山成彬文部科学大臣の「歴緒に解決を勝ちとろうを歌う。用意されたプリントで河野官房長官談話(一九九三年)を群読し、三重県からの参加者の発言のあと、西野瑠美子さんが挺対協起草の六十周年、日本軍「慰安婦」に正義を！の連帯声明を読み上げて二時間にわたるスタンディング・デモを終えた。

この日、国内では名古屋、京都、神戸、大阪、広島、福岡、松山で行動があり、国外では韓国はソウル、釜山、大邱、フィリピン、オランダ、アメリカ、ドイツ、カナダなどでデモが行われた。

史教科書から従軍慰安婦とか強制連行の言葉が減ったのはよかったです」などの発言に抗議。白眞勲議員(民主)は「何が真実かを知らば誤った発言は無くなる」と話した。円より子議員(民主)は「『慰安婦』問題の真の解決をはかる議員立法に全力を尽くす」と述べ、福島瑞穂議員(社民)は「戦後補償問題の教科書記述に後退があり厚労省の調査が完全に行われるよう求めていく」と、それぞれ決意が語られた。

日本政府へ「国際署名」を提出するにあたりハルモニの吉元玉さん(七七歳)は「今回とても日本に来られないと思ったがやってくると語り、多くの被害女性たちが「恨」を残して亡

8月12日、夜の報告集会  
八月行動の報告集会は東京ウィメンズ・プラザのホールで六時から開かれた。開会に先立ち韓国挺対協制作の「女性と人権博物館」キャンペーンビデオが上映される。

黙祷のあと開会のあいさつで院内集會も報告する。ハルモニたちの発言。張点芝さんは初来日、吉元玉さんは十三歳で「慰安婦」にさせられた。いまは水曜デモに参加、博物館は後世代へ継げるために協力を乞う。黄錦周さんは悲運である。「慰安婦」にさせられ、各地を転々とした。孤児四人と帰国した後、内臓の手術もした。死んでも死にきれない。来韓する日本の若い世代は日本を恥ずかしがるが明るい交流を望むと自分の体を示しながら発言。李容洙さんは清純な乙女たち

なくなったことがどれほど吉さんをつき動かしたかが感じられた。

西野瑠美子さん(VAW NETジャパン)は今回署名はILOや国連アナン事務局長にもすでに提出したと報告。この日はその後集まった分を入れて五万四千六百二筆がハルモニたち、参加者の見守るなかで政府に手渡された。内閣府大臣官房の山田哲範氏は「謹んで政府に届ける」と応えた。

続けて李容洙さん(七七歳)は「満十五歳の六三年前の話をしていると涙が出る。『慰安婦』、こんなものをつくったのは誰なのか」張点芝さん(八二歳)は「十四歳の時『処女供出』の言葉で旧満州に連れてい

今年から挺対協共同代表に就任した尹順女さんはカトリックのシスター。博物館計画、老後対策を語る。尹美香挺対協事務局長は二一団体が参加する挺対協の現状をのべる。ハルモニが多く亡くなる中での水曜デモ、日本軍「慰安婦」に正義をあらわすため蝶と花で表現するデモ、花の種をくぼり植木鉢を日本大使館におく。全道で写真展や署名運動を展開し全世界、国連に訴えたい。日本政府の責任のみでなく韓国政府や国民も責任を感じて博物館を建設したい。高齢者は記憶も薄れる。被害を克服し、

かされた。生き証人がこうしているのだ」  
旧満州に連行された黄錦周さん(八三歳)は「日本は包み隠して終わる事は出来ないとそれぞれに怒りを抑え切れなかった。最後に韓国「挺対協」事務局長尹美香さんは「(ソウル)日本大使館前」水曜デモに或る日突然来なくなると早くに韓国の人間として運動が出来なかったかと悔やむ」と語った。

今年「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の審議に到らなかつた無念さをバネにして粘り強く成立を目指すことを参加者一同確認しあつた(ふえみん婦人民主クラブ 山下治子)

連帯を実現したいと。在日二世の李政美さんの歌のあと、川口和子弁護士

八日の衆院解散総選挙のため国会議員の出席はなく岡崎トミ子参院議員の勝木一郎秘書が国会現況、法案廃案を説明した。議員立法第一号であったが郵政問題重視が進まなかつた。長生きして法案成立を見届けていたきたいと。

席上カンパで集まったのが三五、六八七円。足りて五万円を挺対協企画の女性と人権博物館への寄付として渡された。参加者一三〇人。(とりくむ会事務局)